

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1690

27 May 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Chinese Trade Data, compiled by the East Asia Research Institute.

Date: 1942 Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)
Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute, NIHONRI-TSU

PERSONS IMPLICATED: OKURA, Kimochi

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Economic aggression in China

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Preface written by Baron OKURA, Kimochi, President of the East Asia Institute.

Tables show smuggling, narcotics and prohibited goods import and export figures, stating which figures do not appear on the regular import-export records.

Analyst: 2nd Lt. Goldstein

Doc. No. 1690

Proj. No.	_____
S. A. No.	<u>1044B</u>
Sack No.	<u>31</u>
Item No.	<u>10</u>

SA10044B

Sack 31

#10

秘

支那の貿易收支

— 第一調査委員會調査報告 —

資料甲第十號C

序 文

「備無き者は必ず敗る」といふ陳腐な言葉を今日ほど生々と切實に感ずる事は恐らくあるまい。世界史の一大變轉を思はしむる此の第二次世界大戰の眞唯中に在つて、ナチス・ドイツ破竹の進撃は、方に人をして刮目せしむるものがあるが、我々は徒らにその華々しき姿に心を奪はるゝ事無く、専心潜思、事の茲に至る迄のその眞劍なる準備の實相を把握しなければならぬ。

惟ふに支那事變の勃發は日支兩國にとつて千載の恨事ではあつたが、此不祥事は第一次世界大戰後漸く弛緩せるやに思はれた我國朝野の人心を緊張せしめ、東亞新秩序の確立に對する日本民族の重責を痛切に自覺せしむるに至つた點に於て眞に轉禍爲福の契機である。此時に當り切に思ふは「我等果して何の備有りや」の點である。

友邦支那の實相に就て明治以來幾多の先覺者が粉骨碎身眞に匪躬の節を致して調査研究せられた其業績は今日猶ほ後進をして感奮せしむるに足るものがあるが、時勢の要求は日々に急にして一日の苟安を許さない。先人の業を辱しめぬ爲には凡ゆる方面に亘り夙夜の努力を續けねばならぬ事は言ふ迄も無いが、列國對支投資並に支那國際收支の現状調査の如きも亦其主なるもの、一である。東亞研究所は此點に鑑み開所匆忙の際先づ之を採り上げ朝野各方面の絶大なる支援と協力の下に調査に着手した。爾來二年有半、内地及び北、中、南支及び蒙疆に亘る三百名に近き關係者協力の結果、漸く茲にその稿成り、

識者の叱正を乞ふの運びに至つた。今回の調査は斯かる種類のものとしては世界的規模を具へ、世上多くその例を見ない程である。之れに費したる歳月は決して短しとしないが、問題の多岐と調査の困難を思ふ時、此成果を挙げ得たるは偏へに中央、現地各方面の御支援と所内各位の努力との賜であつて我が東亞研究所が常に主旨とする「全日本の協力の下に」なる精神が如實に具現せられたるものとして洵に欣快に堪へない處である。與へられたる御支援と御協力に對しては、茲に特に深甚なる感謝の意を表し併せて今後の一層の御指導を願つて已まぬ次第である。

昭和十六年九月

財団法人 東亞研究所

副總裁 大 藏 公 望

凡 例

一、支那事變の進轉に伴ひ、我が國對支經濟政策の確立が愈々要望せられると共に、その一基礎として支那國際收支の實態調査が漸く識者の關心を高めるに至つた。

東亞研究所第一調査委員會第三分科會は、正に右の要望に應へるものとして生れ、支那國際收支の一環たる貿易收支に付き、その地域別調査を目的として、昭和十三年十二月二十四日設立せられたものである。

二、茲に公刊せんとする調査報告書は、右第三分科會の設立以來二箇年に亘る成果の集積として、北支（現在の蒙疆地域を含む）・中支・南支の地域別貿易收支の實態を闡明し、併せて資料の供與に資するを目的としたものであり、同じく第一調査委員會第四分科會の擔當に係る『支那貿易外收支』に關する調査報告書と併せて一體をなすものである。但し、貿易收支はそれ自體として完結せる一箇の研究對象なるが故に、茲に獨立の形を以て公刊する次第であるが、第四分科會擔當の貿易外收支調査は、問題の性質上國際收支全般を綜括する必要があるので、本調査報告書の結論を再録して、その擔當の貿易外收支と併せ掲げ國際收支全體に概觀を與へてある。従つて、貿易收支と貿易外收支と双方を含む支那國際收支の全般を知らんと欲する人は、別途刊行すべき第四分科會の調査報告書に就て見られんことを希望する。

三、本調査報告書は、支那の地域別貿易收支が支那事變前後に於て如何なる變貌を呈せしや、これによつて我が國對支貿易政策の將來の方向を如何に歸趨せしむべきやの資料供與に資せんことを目的とし調査年度は事變直前の昭和十一年を基準年度として前後二箇年に亘つてゐる。

四、本調査報告書に於ける支那地域別は次の如くである。

北支……河北省、山東省、山西省、陝西省、甘肅省
中支……江蘇省、浙江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省、貴州省、四川省
南支……廣東省、廣西省、福建省、雲南省
蒙疆……內長城線以北の蒙古政府管轄地域

但し、蒙疆地域は、北支の中に一括して取扱つた爲、特にこれを取り出して考察することはしなかつた。然し、一九三八年及び一九三九年の兩年度に關しては、その地位極めて重要性を加へたるに鑑み、これを獨立の一地域として考察する必要もあり、特に別刷刊行の豫定である。尙、右の地域に屬さないもので新疆省の貿易關係が採り上げられてゐることを念の爲に附言しておき度い。

五、地域別貿易收支といふ觀點を推擴すれば、北・中・南支各地域相互の收支、即ち、轉口貿易の考察も必要なりと一應考へられるが、本調査報告書は、むしろ、全支の貿易收支を國際收支の一環として地域別に編成することを主眼とした爲、轉口貿易は之を除外するを穩當と考へた。

六、本調査報告書は、貿易收支の上に力點が置かれてゐる爲、貿易プロパーに關しては各編中必要な

範圍で簡單に言及するに止め、その詳細に就ては支那貿易に關する世上一般の解説書に委ねることとし

た。
七、本調査報告書の結論は、第一表及び第二表の自ら語るところであるが、その作成の經過並びに方法は、第一編受取之部、第二編支拂之部に於て詳述した。特に、商品貿易の港別・國別・類別の詳細に關しては、第三編商品輸出入額地域別表を充てた。尙又、第一表及び第二表の比較綜合の爲に、綜合表を附した。

八、第一表、第二表、及び綜合表を一見して判る様に、本調査報告書に於て貿易收支と言ふは、狹義の商品貿易上の收支と、地金銀貨幣上の收支とを綜括したものである。地金銀貨幣を貿易收支の中で取扱ふことは、異論もあらうが、これは國際聯盟『標準國際收支表』の構想を建前として、之に準據した爲である。即ち、『標準國際收支表』によれば、銀塊は貨物として取扱はれてゐるが、支那に於ては、金を銀と切離して取扱ふことは、事實の問題としても理論の問題としても、いづれも不合理であると考へられるので、金銀貨幣を一括して貿易收支調査に於て取扱ふこととした次第である。

九、本調査報告書の作成に當つては、上海總稅務司署『海關中外貿易統計年刊』が、一應の典據を供するものとなる。故に、關路貿易及び金銀正常輸出入に關しては、主として之に依據した。然るに、商品並びに金銀密貿易、開路貿易價格修正、陸境貿易等に關しては、全く海關貿易統計の關知せざる處である爲、本調査報告書作成の苦心は専ら此の點に灌がれた。なほ、紙幣の取扱ひに就いても、本調査報告書は、海關統計を全然離れ、独自の立場を採つた。更に、海關統計を離れたものとしては、第三編に

至つて、滿鐵天津事務所及び上海事務所が海關原簿に依り苦心編成せる貿易詳細統計を利用したことがある。

十、本調査報告書は、現地實態調査と中央資料調査とを併用して可及的正確を期せんとした爲、その發端より完了に至る極めて長期の間、各方面の専門機關から、並々ならぬ後援を賜はつた。

先づ、現地實態調査に關しては、東亞研究所北・中・南支各部會及び蒙疆部會の努力により、且つ、これを支柱として、滿鐵を初め現地諸機關の熱誠な援助に浴した。

又、中央にあつては、大藏省・日本銀行・陸軍省を初め、其他、官廳・會社・銀行及び私人諸氏にして、資料及び忠告を仰いだことは、此處に一々枚舉に遑もなき程である。

かく諸方面の掩護なくしては、本調査の完了は、更に後日に延期せられたことであらう。一括末筆を以てながら、記して厚く感謝の意を表する次第である。

十一、各方面が提供せられた資料は、其他一般的資料と共に、出来る限り、出所を明記することに努めたが、中には極秘扱のものもあり、明示を遠慮すると共に、筆者側に於て、多少加工修正を施した點も少しとしない。豫め御宥恕を乞ひ度い。

十二、本調査報告書の作成に當つては、蒲茂は第一調査委員會第三分科會常任幹事として、構成・企劃立案に携はつた。その指導の下に、全編の執筆作成を擔當して文責に任じたものは、平瀨巳之吉である。又、水田博は、中支部會駐在員として上海にあること約半年、臺灣ルート密輸入並びに武器・彈藥・軍用航空機輸入の資料調査及び實體調査に當つた。

微力よく支那貿易收支の實體を極め得たるか、顧みて衷心忸怩たるものがあるが、大方の叱正を仰いで更に後日の研鑽に俟ちたいと思ふ。

昭和十五年十二月末日

蒲 茂
平 瀨 巳 之 吉
水 田 博

目次

序文

凡例

緒言

第一表 全支貿易收支受取之部

第二表 全支貿易收支支拂之部

綜合表 全支貿易收支表

第一編 全支貿易收支受取之部

第一章 貿易上の受取 一

第一節 商品輸出 二

第一網 關路輸出 三

第一項 海關輸出 六

第二項 陸關輸出 七

第二網 陸路輸出 八

第二項 對滿陸路輸出 九

第二項 對蘇陸路輸出

第二節 修正

第一網 關路輸出價格修正

第二網 密輸出

第三網 對日特殊輸出

第二章 地金銀貨幣上の受取

第一節 地金銀及正貨輸出

第一網 地金及金貨輸出

第二網 地銀及銀貨輸出

第二節 地金銀及正貨密輸出

第一網 地金及金貨密輸出

第二網 地銀及銀貨密輸出

第三節 補助貨輸出

第二編 全支貿易收支支拂之部

第一章 貿易上の支拂

第一節 商品輸入

第一網 關路輸入

第二項 海關輸入

第二項 陸關輸入

第二網 陸路輸入

第一項 對滿陸路輸入

第二項 對蘇陸路輸入

第二節 修正

第一網 關路輸入價格修正

第二網 密輸入及冀東輸入

第一項 大連ルート

第二項 臺灣ルート

第三項 香港ルート

第三網 禁制品輸入

第一項 武器・彈藥・軍用航空機輸入

第二項 鴉片輸入

第四網 對日特殊輸入

第二章 地金銀貨幣上の支拂

第一節 地金銀正貨輸入

第一網 地金及金貨輸入

第二網 地銀及銀貨輸入

第二節 補助貨輸入	一〇五
第三節 紙幣輸入	一〇五

第三編 全支商品輸出入額地域別表

第一部 輸出之部	二九
第一章 北支の輸出	二九
第二章 中支の輸出	一八
第三章 南支の輸出	三三
第二部 輸入之部	二六
第一章 北支の輸入	二六
第二章 中支の輸入	三五
第三章 南支の輸入	四一
第三部 地域別輸出入表に關する概觀的説明	四八
第一章 輸出の部	四八
第二章 輸入の部	四四

緒 言

一、從來、支那全體の國際收支に付ては、C・F・リーマー、中國銀行、E・カン、土屋計左右等の諸權威の調査があつたが、支那を特定の地域に分ちその收支關係を調査せるものとしては、僅かに、滿鐵天津事務所調査課編『北支五省國際收支推計』及び中支派遣軍建設班編『中支三省國際收支推計』が據るべきものであつたにすぎない。然るに、前者全體調査は、主要項目に關する概略的推定調査であり、後者地域別調査は、細目に亘るもなほ且つ極めて推定的たるの憾なしとしない。

二、茲に、わが第三分科會にありては、可及的に直接的現地資料の蒐集に努め、傍證資料としては、諸外國側資料をも援用し、止むを得ざる場合にのみ、推定を行ふとの方針の下に調査を進めることとした。その際、調査方法並びに問題とすべき諸點は、以下の如くであつた。

(一) 貿易上の收支に關して

對外貿易收支は、支那國際收支の根幹的部分であり、その典據として海關貿易統計が一應利用し得べきものとなるが、統計の編成自體が極めて不充足且つ不正確である。

第一、それは、再輸入を輸出の項に含ましめて總輸出の概念を構成し、再輸出を輸入の項に含ましめて總輸入の概念を構成してゐるが、各國貿易統計にありては、再輸入は輸入に、再輸出は輸出に編入せられてをり、その點、支那海關統計の編成方法の當否に付き一應の檢覈を要し、尙ほ、要すれば、この點、海關統計の再編成をも敢行すべきであらう。

第二、輸出並びに輸入價格が故意に低申告せられてゐる故、修正が必要である。殊に、輸入に關しては、金單位を以

て表示せられてをり、これを國幣元に換算するに當つては、海關統計表示の公定相場に準據することは、一九三八年度に於ては許すべからざることである。蓋し、市中相場は法定相場と著しく乖離してゐるからである。これらを如何に處置すべきかは、慎重の考慮を要するところである。

第三、海關統計には、特殊貿易及密貿易が含まれてゐず、これの實體調査が不可欠である。

第四、陸路貿易に關しても、全然考察が拂はれてゐない。外國側の統計からする資料調査と、並びに實體調査による補足とが緊要である。

第五、鴉片及び武器等の禁制品輸入が、海關統計に掲記されたもの以外に事實上嚴存してゐる。これを捕捉する必要がある。

第六、由來、支那にありては、國內の移出入額が對外貿易額よりも多額を占めてゐる實狀であるから、國際收支と云ふ觀點を擴大して、地域別收支を捕捉することは、在來の諸調査の上に更に大なる効用を附加するものとならう。然るに、之に關する資料は、交通部郵政局の『中國通郵地方物産誌』と鐵道部の『鐵道年鑑』と海關の『土貨轉口貿易統計』との三者があるのみであるが、前二者は吾人の目的上直接利用するに足る程完備したものでなく、又、最後のものも、再移出入を含まぬのみか、各港間の流出入關係が不明であり、この點、之を補完する商品の需給及び流通諸資料を蒐集することが必要である。

(一) 地金銀貨幣上の收支に關して

支那國際收支に於て、地金銀は幣制改革前には多額に上つてをり、又、幣制改革後には、地方通貨の各地流通が見られ、更に、日本系及び香港系通貨が流出入してゐるから、この關係を把握することが必要である。

第一、幣制改革前の國際收支の實體を掴む爲には、地金銀の輸移出入、特に、密輸出入關係を調査することが肝要で

あり、且つ、その數量を價格に換算表示するに當つては、慎重の検討を要する。

第二、幣制改革以後及び日支事變以後の收支關係に於ては、日本系通貨、中南支系通貨、北支系通貨が、各地域に流通増加してゐるから、之が流出入に關する正確の調査を要する。

三 右の如き觀點の下に、一九三六年を基準年度として、前後二ヶ年の實狀を調査することを目的とした次第である。そこで、以上の觀點を要綱的に表示すれば、次表の如き調査趣旨が設定せられるであらう。

受取之部

A、貿易上ノ受取

一、商品輸出

(一) 關路輸出

(二) 陸路輸出

二、修正

(一) 關路輸出價格修正

(二) 密輸出

(三) 貿易表掲記外輸出

三、商品移出

(一) 關路移出

(二) 陸路移出

支拂之部

A、貿易上ノ支拂

一、商品輸入

(一) 關路輸入

(二) 陸路輸入

二、修正

(一) 關路輸入價格修正

(二) 密輸入及特殊輸入

(三) 禁制品輸入

三、商品移入

(一) 關路移入

(二) 陸路移入

B、地金銀貨幣上ノ受取

一、輸 出

- (一) 地金銀正貨輸出
 - (二) 地金銀正貨密輸出
 - (三) 紙幣ノ輸出
- 二、移 出
- (一) 地金銀正貨移出
 - (二) 地金銀正貨密移出
 - (三) 紙幣ノ移出

B、地金銀貨幣上ノ支拂

一、輸 入

- (一) 地金銀正貨輸入
 - (二) 地金銀正貨密輸入
 - (三) 紙幣ノ輸入
- 二、移 入
- (一) 地金銀正貨移入
 - (二) 地金銀正貨密移入
 - (三) 紙幣ノ移入

四 以上の如き総合的計畫の下に出發したところ、調査の漸次進行するにつれて、當初の意圖とは些か趣を異にし、本書に見らるゝが如き成果に到達した次第である。今後もし何人か支那地域別貿易收支調査を企圖せらるゝ場合には、吾人の到達した成果とは別な視角から前掲表の諸觀點に着目しつゝ、問題の解明に資せられんことを希望する。従つて、茲に參考迄に、今後研究せらるべき重要問題を列擧して置くことは、蓋し徒爾ではあるまい。

第一、再輸出入の取扱ひの問題に關聯して海關貿易統計を全面的に再編成すること。即ち、吾人の調査は海關貿易統計に一應依據してなされたが、海關總稅務司署の保管する海關原簿に付き、再調査されるべきこと。

第二、商品轉口貿易の各地域間相互に亘る詳細調査。即ち、換言すれば、諸物資の流動調査。

第三、陸境貿易の補完的調査。即ち、吾人は、新疆—ソ聯間、山海關（承德を含む）—北支間の二つの陸路貿易のみ

を考察したに止まるが、更に、ソ聯と蒙疆間、長城線と北支間、南方諸國と支那西南地域間、等々の陸地貿易の全面的な調査が今後に期待せられる。

第四、紙幣の輸出入及び移出入調査。海關統計には部分的に記載されてはゐるが、殆んど信憑して利用するには足りない。吾人は、紙幣の輸出入に付きは、日本との關係のみに考察を止めたが、更に、其他諸國との關係も考察を要する問題であり、殊に、紙幣の移出入に至つては、極めて調査困難の問題なるだけに、その必要は一層大きいわけである。第五、地金銀の各地域間相互の移出入關係の調査。これに就ては、實は全く信據し得べき資料なき爲、後日の考察に委ねることとした次第である。

五、そこで最後に、全體の通觀に代へて、本調査報告書の極く簡単な結論を與へれば以下の如くなる。綜合表と對照しつゝ讀まれ度い。

(イ)綜合表に付き、貿易項目に於て、受取之部と、支拂之部とを對比すると、各年いづれも巨額の入超であり、一九三四年六億六千萬、一九三五年五億元、一九三六年四億九千萬、一九三七年三億九千萬、一九三八年七億五千萬元といふ狀況を示してゐる。

この貿易項目を大別すると、商品項目と修正項目となるのであるが、商品項目は貿易項目中の本質的部分を占め、受取之部に於ても、支拂之部に於ても、いづれも九〇%に上る。この商品項目は、毎年巨額の入超を記録せるものであつて、その入超額は年次順に、五億元、三億六千萬、二億五千萬、一億三千万、二億四千萬となつてゐる。

ところで、立ち入つて見ると、この商品項目の九〇%を占めるものが、實に、關路貿易なのであつて、これも亦累年入超であり、曩の商品項目、従つて又、貿易項目全體の入超は、實は此處から出てゐる。即ち、その入超、一九三四年五億元、一九三五年三億五千萬、一九三六年二億四千萬、一九三七年一億二千萬、一九三八年五億三千万であ

つたのを見れば、這般の具體的な關係が明らかとならう。注意すべきは、關路貿易が、毎年入超にも拘はらず、一九三八年を別として、入超額は漸減を辿つてゐることである。

商品項目中で陸路貿易の占める地位は、微々たるものにすぎず、これは年により入超と出超とを交代せしめてゐる。次に、修正項目に付き見ると、それが貿易項目全體中に占める地位は極めて低い。その中でも、關路貿易は價格修正項目中の本質的部分を占め、これも亦、入超を記録してゐる。密輸に於て、輸入は輸出より多く、禁制品輸入も、全體の入超を結果する上に少なからぬ役割を果してゐることが注意せらるべきであらう。

(ロ)貿易項目に對應するところの地金銀貨幣項目に於ては、各年の傾向は動搖的であり、金額の出入が區々であるが此處に於て、初めて、受取超過が一貫した傾向として顯はれ来る。即ち、金銀輸出及び密輸出が盛である爲、一九三四年乃至一九三八年の間には、貨幣項目全體として、三億七千萬、二億七千萬、三億四千萬、四億元、二千萬の輸出超過を結果することゝなつた。

(ハ)以上の總括として、貿易及地金銀貨幣項目の合計を見れば、支拂之部が受取之部を超過してをり、従つて、輸入超過であることが、結論づけられる。但し、支拂超過額は、一九三四年は、二億九千萬、一九三五年は二億四千萬、一九三六年は一億六千萬と年々減少し、一九三七年の如きは、遂に三千六百萬の受取超過をすら示した。但し、一九三八年は、事變の影響といふ特種事情の爲、七億の入超を示したことは、近數年來の傾向の文字通りの例外と考ふべきであらう。従つて、支那の貿易收支を、商品と地金銀貨幣との全體に亘つて掴む時は、事變前には次第に改善に向ひつゝあつたこと、また、このことから、從來言はれた如く、海關統計に據る限りでの巨大な商品入超額を支那が一體如何にして賄つてゐたのであらうかといふ疑問の一端は、此處に一應解明せられたと斷定して差支ないのではなからうか。

第一表 全支貿易收支 受取之部 (單位 千元)

項目	年次	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
壹、貿易上ノ受取		六一一、八九八	六四八、四四五	八一二、一四八	九六二、八九二	九〇八、二四八
一、商品輸出		五五七、〇三二	五八九、六一二	七三七、三一七	八七一、三三四	八一〇、二七五
(一)關路輸出		五三五、七三三	五七六、二九八	七〇六、七九一	八三八、七七〇	七六三、七三一
(イ)海關輸出		五二〇、一九九	五五六、〇二〇	六七八、六一四	八〇〇、二四九	七一八、五九九
(ロ)陸關輸出		一五、五三四	二〇、二七八	二八、一七七	三八、五二一	四五、一三二

つたのを見れば、這般の具體的な關係が明らかとならう。注意すべきは、關路貿易が、毎年入超にも拘はらず、一九三八年を別として、入超額は漸減を辿つてゐることである。

商品項目中で陸路貿易の占める地位は、微々たるものにすぎず、これは年により入超と出超とを交代せしめてゐる。次に、修正項目に付き見ると、それが貿易項目全體中に占める地位は極めて低い。その中でも、關路貿易は價格修正項目中の本質的部分を占め、これも亦、入超を記録してゐる。密輸に於て、輸入は輸出より多く、禁制品輸入も、全體の入超を結果する上に少なからぬ役割を果してゐることが注意せらるべきであらう。

(ロ)貿易項目に對應するところの地金銀貨幣項目に於ては、各年の傾向は動搖的であり、金額の出入が區々であるが此處に於て、初めて、受取超過が一貫した傾向として顯はれ来る。即ち、金銀輸出及び密輸出が盛である爲、一九三四年乃至一九三八年の間には、貨幣項目全體として、三億七千萬圓、二億七千萬圓、三億四千萬圓、四億圓、二千萬元の輸出超過を結果することゝなつた。

(ハ)以上の總括として、貿易及地金銀貨幣項目の合計を見れば、支拂之部が受取之部を超過してをり、従つて、輸入超過であることが、結論づけられる。但し、支拂超過額は、一九三四年は、二億九千萬圓、一九三五年は二億四千萬圓、一九三六年は一億六千萬圓と年々減少し、一九三七年の如きは、遂に三千六百萬圓の受取超過をすら示した。但し、一九三八年は、事變の影響といふ特殊事情の爲、七億の入超を示したことは、近數年來の傾向の文字通りの例外と考ふべきであらう。従つて、支那の貿易收支を、商品と地金銀貨幣との全體に亘つて概む時は、事變前には次第に改善に向ひつゝあつたこと、また、このことから、從來言はれた如く、海關統計に據る限りでの巨大な商品入超額を支那が一體如何にして賄つてゐたのであらうかといふ疑問の一端は、此處に一應解明せられたと斷定して差支ないのではなからうか。

第一表 全支貿易收支 受取之部 (單位 千元)

項目	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
壹、貿易上ノ受取	六一一、八九八	六四八、四四五	八二二、一四八	九六二、八九二	九〇八、二四八
一、商品輸出	五五七、〇三二	五八九、六一二	七三七、三一七	八七一、三三四	八一〇、二七五
(一)關路輸出	五三三、七三三	五七六、二九八	七〇六、七九一	八三八、七七〇	七六三、七三一
(イ)海關輸出	五二〇、一九九	五五六、〇二〇	六七八、六一四	八〇〇、二四九	七二八、五九九
(ロ)陸關輸出	一五、五三四	二〇、二七八	二八、一七七	三八、五二一	四五、一三二
(二)陸路輸出	一一、二九九	一三、三一四	三〇、五二六	三二、五六四	四六、五四四
(イ)對滿陸路輸出	一一、九二八	六、八一二	一四、四七四	一四、〇七九	二五、九三七
(ロ)對蘇陸路輸出	九、三七一	六、五〇二	一六、〇五二	一八、四八五	二〇、六一〇
二、修	五四、八六六	五八、八三三	七四、八三一	九一、五五八	九七、九七三
(一)關路輸出價格修正	五三、五七三	五七、六三〇	七〇、六八〇	八三、八七七	七六、三七三
(二)密輸	一、二九三	一、二〇三	四、一五一	七、六八一	七、六〇〇
(三)對日特殊輸出					一四、〇〇〇
貳、地金銀貨幣上ノ受取	三八四、一三八	二七九、六二九	三三七、四二三	四八五、七三七	一一八、四一五
一、地金銀及正貨輸出	三一九、一三八	一〇九、六二九	二九七、四二三	四六一、二六一	八二、九七五
(一)地金及金貨輸出	五一、五七九	三九、二三五	四三、〇八六	六二、一七五	二、六四五
(二)地銀及銀貨輸出	二六七、五五九	七〇、三九四	二五四、三三七	三九九、〇八六	八〇、三三〇
二、地金銀及正貨密輸出	六五、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	三五、〇〇〇
(一)地金及金貨密輸出	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一五、〇〇〇
(二)地銀及銀貨密輸出	二五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	二〇、〇〇〇
三、補助貨輸出				二、四七六	四四〇

* 關路輸出トハ、中外海關貿易統計ニ掲記サレタル三十六海關ト四陸關トノ輸出ヲ謂ヒ、陸路輸出トノ對應上、便宜的ニ用ヒタル表現デアル。
陸路輸出トハ、海關貿易統計ニ掲記サレザル陸境輸出ニシテ、滿洲ト蘇聯トヘノ輸出ヲ含ム。
密輸出トハ、廣東省カラノ密輸出ニシテ香港、廣州灣及澳門ニ向ケラレタモノデアル。
地金銀及正貨密輸出ハ、密輸出額ヨリ密輸入額ヲ差引キタル純計、即チ密輸出超過額デアル。

第二表 全支貿易收支 支拂之部 (單位 千元)

項目	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
壹、貿易上ノ支拂	一、二七五、六六二	一、一六四、七一六	一、三〇二、〇一三	一、三五〇、九八六	一、六五三、四五三
一、商品輸入	一、〇五六、一五一	九四一、六九五	九八七、八八六	一、〇〇二、三八六	一、三五八、三七一
(一) 關路輸入	一、〇三八、九七九	九二四、六九五	九四四、五二三	九五六、二三四	一、二九六、七九二
(イ) 海關輸入	一、〇二七、九五九	九一五、六二八	九三四、四五六	九四四、九七五	一、二七四、二九一
(ロ) 陸路輸入	一一、〇二〇	九、〇六七	一〇、〇六七	一一、二五九	二二、五〇一
(二) 陸路輸入	一七、一七二	一七、〇〇〇	四三、三六三	四六、一五二	六一、五七九
(イ) 對滿陸路輸入	九、七一七	八、三五八	二〇、七六二	一七、三二〇	三一、二七一
(ロ) 對蘇陸路輸入	七、四五五	八、六四二	二二、六〇一	二八、八三二	三〇、三〇八
二、修 正	二一九、五一一	二二三、〇二一	三一四、一二七	三四八、六〇〇	二九五、〇八二
(一) 關路輸入價格修正	一〇三、八九八	九二、四七〇	九四、四五二	九五、六二三	八五、〇〇〇
(二) 密輸入及冀東輸入	九〇、六六二	九五、七二八	一三九、七九四	一六九、二六七	一四二、七〇〇
(イ) 大連	三六、〇〇〇	三六、〇九二	八一、二一〇	一一九、八三二	三六、〇〇〇
(ロ) 臺灣	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、九〇〇	八、二三〇	八、〇〇〇
(ハ) 香港	四二、六六二	四七、六三六	四六、六八四	四一、二〇五	四一、〇〇〇
(三) 禁制品輸入	二四、九五二	三四、八二三	七九、八八一	八三、七一〇	一四二、七〇〇
(イ) 武器、彈藥、軍用航空機	一一、二五一	二三、一二三	六七、一八一	六一、〇一〇	一〇〇、〇〇〇
(ロ) 鴉片	一一、七〇〇	一一、七〇〇	一二、七〇〇	二二、七〇〇	四二、七〇〇
(四) 對日特殊輸入	—	—	—	—	六七、三八二
貳、地金銀貨幣上ノ支拂	一、一六四、二	一二、三二六	八、一六四	六〇、五八三	九九、〇八〇
一、地金銀正貨輸入	一〇、八四二	一一、五二二	七、一八〇	四、五〇六	一六、七一〇
(一) 地金及金貨	—	五二五	二、四六七	三、九一〇	一六、七一〇
(二) 地銀及銀貨	一〇、八三〇	一〇、九九七	四、七一三	五九六	—
二、補助貨輸入	—	—	—	—	—
三、紙幣輸入	八〇〇	八〇〇	九八〇	五六、〇〇〇	八〇、〇〇〇

第一表註 參照
第一表註 參照
紙幣輸入ハ紙幣輸入額ヨリ純幣輸出額ヲ差引キタル統計即チ輸入超過額デアル。

綜合表 全支貿易收支表 (單位 百萬元)

項目	受取之部 (輸出)				支拂之部 (輸入)			
	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
壹、貿易	六一二	六四八	八一二	九六三	九〇八	一、二七六	一、三〇二	一、三五一
一、商	五五七	五八九	七三七	八七一	八一〇	一、〇五六	九四二	一、三五八
(一)關	五三六	五七六	七〇七	八三九	七六四	一、〇三九	九四五	一、二九七
(二)陸	二一	一三	三〇	三二	四六	一七	四三	六一
二、修	五五	五九	七五	九二	九八	二二〇	三三四	二九五
(一)關	五四	五八	七一	八四	七六	一〇四	九四	九六
(二)密	一	一	四	八	八	九一	九六	八五
(三)禁制品						二五	八〇	一四三
(四)對日特殊品					一四	二五	一四〇	一四三
貳、地金銀貨幣	三八四	二八〇	三三七	四八五	一八	一一	八	六七
一、金	三一九	一一〇	二九七	四八一	一八	一一	八	九九
△二、密	六五	一七〇	四〇	二二	三五	一一	七	一七
三、補助貨								
△四、紙幣								
貿易及地金銀貨幣計	九九六	九二八	一、一四九	一、四四八	一、〇二六	一、二八八	一、一七七	一、四二二
								一、七五二

* 第一表註 参照。
 ** 第一表註 参照。
 *** 第一表註 参照。
 △輸出ト輸入ノ差額タル純計。密輸ノ場合ハ輸出超過額(第一表註)参照)デアリ、紙幣ノ場合ハ輸入超過額(第二表註)参照)デアル。

第一編 全支貿易收支受取之部

第一章 貿易上の受取

一九三四年	六一一、八九八千元
一九三五年	六四八、四四五
一九三六年	八一二、一四八
一九三七年	九六二、八九二
一九三八年	九〇八、二四八

國際聯盟『標準國際收支表』の構想に原則上準據し、商品輸出項目と修正項目との合計を以て、貿易上の受取とする。但し、聯盟にありては、銀塊輸出（銀貨は然らず）と金貨以外の鑄貨輸出（銅、ニッケル等の補助貨）とは、これを一般商品なみに扱ひ、商品輸出項目中に含ましめてゐるが、本編では、それらをすべて地金銀及び貨幣上の受取の項で扱ふこととした。蓋し、海關貿易統計では、金銀貨・金銀塊及び補助貨は、商品外として貨幣なみに扱つてをり、その方が實際的に便宜であるのみならず、理論的にも正確であると考へられるからである。

偕て、右の如き觀點より出發して、貿易上の受取を見れば、冒頭掲記の如く、累年極めて順調な上昇を辿つてゐることが窺はれる。殊に、一九三六年を轉期とする上昇は、著るしい。これは、一方には、幣制改革による諸工業の復興、全般的な農村恢復による作物増産、蔣政権の經濟建設運動に基づく一般的生産力の昂揚等の國內的要因と共に、世界的

二
な軍備擴張、國防國家建設運動の線に沿つて支那の原料資源が廣く需要せられたといふ國外的要因が加はり、此處に、總體的に、輸出振興を見た結果であつた。然るに、それが、支那事變の影響によつて、一九三八年は稍々頭打ちとなり、一九三七年に比して、若干の減少を記録してはゐるが、なほ一九三六年及びそれ以前に比して尨大の輸出量たるは論議の餘地がない。これによつて見れば、最近數年來に於ける貿易上の受取の發展的傾向は、極めて注目すべきものがあつたと云へるであらう。

第一節 商品輸出

一九三四年	五五七、〇三二千元
一九三五年	五八九、六一二
一九三六年	七三七、三一七
一九三七年	八七一、三三四
一九三八年	八一〇、二七五

從來、支那の商品輸出統計としては、上海總稅務司署統計課編印『海關中外貿易統計年刊』The maritime Customs, The Trade of China (以下、海關統計と略稱)が、唯一の據るべき公的資料であつた。然るに、それは、三十六海關及び四陸關(合計四十關路)以外、陸路輸出を全然看過してゐるが爲に、重大な缺陷として指摘せられてゐた。ところが、そ

の陸路輸出が果して幾何の額に上るものかは、從來も屢々論ぜられながら、而も何人も未だ決定的な推定額を示すことは出来なかつた。だがそれにしても、唯、これを閑却しては支那貿易の實體を捕捉し得ないこと、及び、それが相當額に達するであらうといふこと、この二つの事實だけは、何人も疑はなかつたところである。されば、本編は海關統計表の三十六海關と四陸關の輸出額合計たる關路輸出と共に、最も確實と思惟し得られる資料に典據した限りで、陸路輸出を併記し、その兩者合計を以て商品輸出に充てた次第である。因みに、關路輸出といふ表現は、海關統計掲記外の陸路輸出に對應して、筆者が便宜的に用ひたものであることを斷はつておく。

右の觀念により得られたものが、冒頭掲記の數字である。それは、貿易上の受取の主要部分、即ち、九〇%を占めてをり、それだけに、商品輸出は、貿易上の受取の動きを直接に反映するものとなつてゐる。従つて、貿易上の受取金額の變動に付き述べた説明は、そのまゝ、又、商品輸出金額の累年の増減にあてはまるわけである。再說すれば、商品輸出も亦累年増長の一途を辿り、一九三六年以降急増を告げ、一九三八年には稍々低減を示してゐること、貿易上の受取の場合と、些も異なるところがない。

第一綱 關路輸出

一九三四年	五三五、七三三千元
一九三五年	五七六、二九八
一九三六年	七〇六、七九一

一九三七年
一九三八年

八三八、七七〇
七六三、七三一

四

典據となれる資料は、海關統計一九三四年乃至一九三八年である。本網表示の數字に付き、念の爲、二つの事を注記して置きたい。

一、輸出税を含まぬF・O・B價格たること (The Free On Board Valuation exclusive of the Export Duty)

二、總輸出額たること (Gross Exports)

輸出額がF・O・B價格を以て表示せられることは、先づ貿易實務上の常識であり、海關統計自身も亦明瞭にこれを註記してゐるから、第一の點に付ては改めて説明の要を見ないであらう。然るに、第二の問題、即ち、總輸出額の概念に付ては、若干言及しておかなくてはならない。

總輸出とは世間一般に「支那の輸出額」として通用してゐるものであるが、然し、嚴密に検討すると、これは二つの要素から成り立つてゐることがわかる。即ち純輸出 (Net Exports) と再輸入 (Reimports) とがそれである。純輸出は海關に一回限り輸出として申告せられて海外に流出したところの眞正の輸出であるが、再輸入とは、輸入に違ひないが、もとを洗へば一旦輸出として海關に登録せられて海外に流出した土貨 (Chinese Products) が再び輸入として逆流し來つたものである。従つて、總輸出の中から再輸入を控除したものが純輸出、即ち狹義の輸出となるわけである。——海關統計は以上の觀念に従つて、總輸出額を以て、國別・港別・商品別の詳細統計を作成し、念の爲に、各商品別の最後に再輸入額を註記する方法を採つた。従つて、本編に於ても海關統計の方法に恪遵し、なほ第三編商品輸出入地域別表も亦以上の見地から編成することとした。然し、實を言へば、この方法は一般人の理解に困難を伴ふは、やはり、英・米・

日・獨・滿洲國其他諸國のなせるが如く、再輸入は輸入の項に含ましめて總輸入とし、反對に、再輸出を輸出の項に含ましめて、總輸出の觀念を構成する方が一般にわかり易いであらう。(因みに、第二編に於て後述する如く、海關統計は、再輸出を轉入の項に加へて、總輸入表を作成してゐるのである)。然し、この問題は、嚴密な理論上の問題といはんより、むしろ、統計作成上の慣習的もしくは便宜的考慮に出づるものであり、再輸入と再輸出とがそれぞれ貿易收支上の對應項目として取扱はれてゐるところにこそ、眞實の意味があると見るべきであらう。

なほ、支那の再輸入額は、それ自身として極めて少額であり、この點、純輸出額をとるか、總輸出額をとるかは、貿易上の受取全體の上からは大局的變化を齎らすものではあり得ないことを附言しておかう。就て見れば、左の如くである。

	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
總輸出	五五、七三	五六、二八	七〇六、七一	八六、七〇	七三、七三
純輸出	五五、二四	五五、八〇	七〇五、七二	八六、二五	七二、六四
再輸入	五九	四九	一〇九	五四	一〇九

關路輸出は、商品輸出中の本質的部分を占め、その累年の趨勢は、商品轉出と傾向的に一致せることは、冒頭に示せるが如くである。

第一項 海關輸出

一九三四年	五二〇、一九九千元
一九三五年	五五六、〇二〇
一九三六年	六七八、六一四
一九三七年	八〇〇、二四九
一九三八年	七一八、五九九

此處に、海關とは、海關統計記載の内河沿岸の通商港たる狹義の海關を謂ひ、次の如き三十六港を包含する。

北支 六港……秦皇島、天津、龍口、芝罘、威海衛、青島
 中支 十六港……重慶、萬縣、宜昌、沙市、長沙、岳州、漢口、九江、蕪湖、南京、鎮江、上海、蘇州、杭州
 寧波、温州

南支 十四港……三都澳、福州、廈門、汕頭、廣東、九龍、拱北、江門、三水、杭州、南寧、雷州、瓊州、北海
 然して、本項の海關輸出額は、右の三十六港に於ける總輸出額であり、冒頭掲記の如く、累年極めて順調な上昇的發展を示せること、既に、第一項關路輸出に於て所述のところと同斷である。更に、その港別・國別・商品別の詳細に就ては、第三編商品輸出入地域別表を参照せられたい。唯、參考迄に一言すれば、右の發展の傾向は、主として、北支の天津、中支の上海、南支の廣東に負ふところである。

第二項 陸關輸出

一九三四年	一五、五三四千元
一九三五年	二〇、二七八
一九三六年	二八、一七七
一九三七年	三八、五二一
一九三八年	四五、一三二

此處に、陸關輸出とは、海關統計記載の陸境海關（陸關）よりの輸出を謂ひ、龍州・蒙自・思茅・騰越の四陸關よりの輸出合計である。特に、關路輸出の中、海關輸出と陸關輸出とを區別して表示したのは、右四陸關が内河沿岸に位置してゐないといふ形式上の理由からばかりではなく、ビルマ・佛領印度支那等への輸出關係の一端が、比處にあらはれてゐるか、少なくとも、それを捕捉する手段となるであらうとの考慮から出たが故に他ならない。

言ふ迄もなく、冒頭掲記の數値は純輸出と再輸入の合計たる總輸出額であり、これに就て見ると、累年の發展が上昇的であるばかりでなく、殊に、支那事變勃發以來、即ち、一九三七年及び一九三八年の増進は、眞に目覚ましいものがある。その國別・港別・商品別の詳細に付ては、第三編商品輸出入地域別表に就て見られたいが、蒙自の躍進が最も注目せらるべく、次いで、騰越・思茅・龍州の順序を示す。然して、右の四陸關の輸出合計は、秋義の海關輸出合計が一九三八年に減少を示してゐるのに、なほ巨額の増加を記録してをり、このことは、それだけ、これらルートを通じて援蔣諸國との貿易關係の密度が濃化したことを雄辯に語るものであらう。

第二網 陸路輸出

一九三四年	二一、二九九千元
一九三五年	一三、三一四
一九三六年	三〇、五二六
一九三七年	三二、五六四
一九三八年	四六、五四四

此處に謂ふ陸路輸出は、對滿陸路輸出と對蘇陸路輸出との合計である。其他、なほ、所謂外蒙共和國への輸出、上記四陸關以外の通路によるビルマ・佛領印度支那への輸出等が當然考へられて良い筈であるが、正確に據るべき資料を缺く爲、むしろ除外するに如かずと考へた。

かくて、冒頭掲記の金額を得たわけであるが、それに就き検討するに、各年極めて激しい動搖があり、その一般的傾向を論ずるわけにはゆかない。然し、兎に角、無視することの出来ぬ程の金額を示してをり、一九三五年の激減を別とすれば、累年に互り一路上昇的傾向を示しつつあつたことだけは、斷言して差支ない様に思はれる。奇妙な合致とでも言ふか、對滿陸路輸出と對蘇陸路輸出とが、大體近似的な數値を示してゐることは、此の際銘記して置いて良いであらう。なほ、一言釋明しておかなくてはならないことは、陸路輸出に於る輸送費は、全然之を考慮外に置いたことである。蓋し、輸送費は貨物價額の一割として加算せられるのが通例であるが、陸路輸送は海路輸送に比し、遙かに費用を要す

ること、又、對滿對蘇の輸送の實狀を窺知し得ないこと、等の理由により、なまじ推定の輸送費を用ひない方がむしろ安全であらうと考へたからである。

第一項 對滿陸路輸出

一九三四年	一一、九二八千元
一九三五年	六、八一二
一九三六年	一四、四七四
一九三七年	一四、〇七九
一九三八年	二五、九三七

典據となれる資料は、滿洲國財政部（一九三六年以降は經濟部）編纂『滿洲國外國貿易統計年報』一九三四年乃至一九三七年、及び、同『滿洲國外國貿易統計月報』一九三八年各月である。

本項の數値は、右統計表に於る山海關及び承德のそれぞれの對支輸入額合計を充當し、これを年平均爲替相場を以て國幣元に換算した。山海關及び承德を選んだ理由は、海關統計には、大連以外の對滿輸出を掲記してゐない爲、全體としての對滿輸出を捕捉するには、別に陸路輸出として、山海關及び承德よりの對支輸入を加算充當する必要があると考へたが爲である。そこで右統計表の原數値をそのまま摘録すると左の如くである。

山海關及び承德的對支總輸入額（單位 千國幣圓）

〔純輸入〕	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
山海關	八、〇九三	五、二三二	一一、四八二	一三、五四二	二五、九三七
承德	四、〇五八	一、二六〇	一、五六七	—	—
計	一二、一五一	六、四九二	一二、九四九	一三、五四二	二五、九三七
〔再輸出〕					
山海關	二五	一、五七八	一、八三三	八一九	—
承德	一五	一二六	二五	—	—
計	四〇	一、七〇四	一、八五八	八一九	—
總輸入合計	一二、一九一	八、一九六	一四、八〇七	一四、三六一	二五、九三七

備考 1 一九三七年以降、承德は山海關に包含。
 2 曩にも一寸觸れた如く、滿洲國は再輸出を輸出の項に、再輸入を輸入の項に包含してゐるのだから、滿洲自體から見れば、純輸入と再輸出を合計して總輸入となすのは失當であるが、支那の立場から見ればそれが正當である。
 3 一九三八年は、年報未完成に付き、月報に據つた爲、再輸出の港別詳細を知り得なかつた。然し、本表にも見る如く、毎年その額は少なく、従つて、特に一九三八年に於て致命的缺陷を意味することにはならないであらう。
 4 本表の國幣圓を國幣元に換算するに付き、その相場は左の如し。

一九三四年	一元二一、〇二二圓
一九三五年	一元二一、二〇三圓
一九三六年	一元二一、〇二三圓
一九三七年	一元二一、〇二〇圓
一九三八年	圓元一

右算出の方法は、海關統計掲記の圓元年中平均相場と、日本銀行調査局刊『外國經濟統計』所收の日滿爲替年中平均相場とより裁定した。

右の原數値を加工換算したる冒頭掲記の金額に付き見れば、對滿陸路輸出は、年により極めて動搖的である。一九三五年の激落は、幣制改革直前の一般的産業萎微の爲に支那の對滿輸出が衰退した結果であらうし、一九三八年の前年對比一舉二倍への激増は、やはり支那事變の影響に伴ふ北支—滿洲國間取引の盛行を物語るものと見るべきであらう。

第二項 對蘇陸路輸出

一九三四年	九、三七一千元
一九三五年	六、五〇二
一九三六年	一六、〇五二
一九三七年	一八、四八五
一九三八年	二〇、六一〇

典據となれる資料は、Chamber of Commerce, Quarterly Review である。こゝに云ふ對蘇陸路輸出とは、即ち新疆よりの對蘇輸出を意味するものである。新疆よりの對蘇輸出は、一九三〇年代以前には頗る巨額であつたが、其後一時衰へ、一九三五年を底として、一九三六年以降は再び増加に轉じた。その主要輸出品は、羊毛・皮革・鳥毛・家畜・毛皮棉花等の農産物原料品である。そのルーブル金額による表示は、左の如くである。

一九三四年	五、九四五 千留
一九三五年	四、五五〇
一九三六年	二五、六七一
一九三七年	二六、一八四
一九三八年	二三、一〇四

但し、一九三七年及び一九三八年の兩年は、筆者の推定に係る暫定數字であるが、然し、一九三八年九月以降は、蘇聯が詳細の貿易状況を發表しなくなつたので、恐らく、今後もこれ以上正確の數値を得ることは困難であらう。ところで、一九三七年及び一九三八年の暫定數字算出の根據は、輸出數量に關しては、幸ひ、一九三六年乃至一九三八年迄のものが發表せられてゐるので、一九三六年の數量を基準として以降各百分比指數を求め、これを一九三六年の金額に乗じて推定額を得たものであつた。即ち、次の如し。

新蘇對蘇輸出數量	指數	同上金額算定
一九三六年	一〇〇%	
一九三七年	二八、九九〇順	$25,671 \text{千FR} \times \frac{102}{100} = 26,184 \text{千FR}$
一九三八年	二七、六九八順	$25,671 \text{千FR} \times \frac{98}{100} = 25,164 \text{千FR}$

さて、次に、以上のルーブル金額を、國幣元との爲替相場を以て換算することが必要となるが、蘇聯の爲替相場は國立銀行の發表にかゝるところのベツグ相場であり、それは、一九三四年以降度々の變更を見た。即ち、一九三四年及び一九三五年は、磅建の法定平價とし、一九三六年一月一日以降（法令は一九三五年十一月五日公布）より佛フランにべ

ツグすること定められ、更に、一九三七年七月公布の法令に依り米ドルにベツグすること、改められて、今日に及んでゐる。従つて、これを、上海に於る國幣元と佛フラン、もしくは、國幣元と米弗との相場より裁定しなくてはならぬ。その方法は次の如くである。

留 相 場	留 相 場
一九三四年	一磅〃九・四五七五八留
一九三五年	一留〃三佛フラン
一九三六年	一留〃四・二五佛フラン
一九三七年	一米弗〃五・三〇留
一九三八年	
	上海國幣元相場
	一元〃一六・一〇〇片
	一元〃一七・七六一片
	一元〃四・七九七三六フラン
	一元〃五・四八九六七フラン
	一元〃〇・二一一五二弗

以上より裁定した結果は、左の如し。

一九三四年	一元〃〇・六三四四留
一九三五年	一元〃〇・六九九九留
一九三六年	一元〃一・五九九二留
一九三七年	一元〃一・四一六六留
一九三八年	一元〃一・一二一〇留

〔附註〕

以上の資料とは別に、我國某有力機關（極秘扱の爲、特に名を秘す）の調査にかゝるものがあり、それによれば、一九三五年は以上の資料と金額に於て雲泥の差を示してゐるが、一九三六年は兩者全然相同じい。一九三七年に付いては同機關の調査は一月乃至九月の集計に過ぎないから、兩者の比較をなし得ないのを憾とする。然し、一九三五年の大差が何に基づくかを暫らく不明に附し、左に同機關の調査資料を呈示しておく。ルーブルの國幣元への換算は、前掲のものに據ることとした。

(1) 新疆よりの對蘇輸出

	一九三五		一九三六		一九三七（一九月）	
	數量(噸)	金額(千留)	數量(噸)	金額(千留)	數量(噸)	金額(千留)
總額	二六、六六五	一九、九二九	二八、四九八	二五、六七一	一七、三八五	一七、七二八
生畜	一七、三六一	五、四六二	一九、三三七	七、〇五〇	一一、〇九九	四、一七五
羊毛	四、七九六	五、四四九	四、五三九	五、七九一	二、三五二	二、八四九
原料	二、〇二七	一、八四四	二、二二三	二、六五三	二、〇一〇	二、七四九
獸腸	九五	一、八八八	一九五	三、五四二	一四八	二、四九〇
毛皮	二〇〇	二、三九六	二三一	三、一七四	一二三	一、八一五
生絹	六二	九六	五八	二六三	一一六	一、二三六
棉花	一、〇九四	一、一二一	一、〇七五	一、二三〇	六四〇	一、〇五三
果實	二五	四	一四五	一二九	一九九	二一七

(2) 右、國幣元換算（但、總額に付してのみ）

一九三五年	二八、四七四千元
一九三六年	一六、〇五二
一九三七年（一九月）	一二、五一四

第二節 修正

一九三四年	五四、八六六千元
一九三五年	五八、八三三
一九三六年	七四、八三一
一九三七年	九一、五五八
一九三八年	九七、九七三

支那の貿易上の受取を、的確に捕捉し得んが爲には、第一節以降の商品輸出の他に、修正項目を附加することが必要不可欠である。されば、此處には、修正項目として、關路輸出價格修正、密輸出及び對日特殊輸出の三者を併せ掲げることとした。これによつて、考察は、更に確實となり、實體に近づき得るものとなるであらう。

冒頭掲記の如く、修正額合計も、累年一路平坦な上昇的傾向を辿りつゝあることが看取せられる。然し、これが累年

の増加を示すことは、單に國際收支といふ見地のみからなれば兎も角、國家的見地からすれば、實は餘り歓迎すべきことではないであらう。何故然るかは、以下各網の行論の中に自から示される。

第一網 關路輸出價格修正

一九三四年	五三、五七三千元
一九三五年	五七、六三〇
一九三六年	七〇、六八〇
一九三七年	八三、八七七
一九三八年	七六、三七三

海關統計表記の輸出價格は、F・O・Bインゾオイスに従ふから、當該商品の積出港に於る卸賣價格による評價額と、當該商品の輸出税と、當該積出港碇泊中の本船積込迄に要する諸雜費と、これらのものを當然含むこととなる。然し、其際、輸出税の負擔を可及的に輕減せんとする外國側輸入商の要求により、低價申告が多かれ少かれ行はれてゐる。従つて、國際收支の見地からは海關に申告せられた輸出價格を修正することが是非とも必要となつて來る。此處に於て當然、價格修正の基準、即ち、低價申告率を如何に定むべきかの問題が起る。

既に土屋計左右氏は「支那の國際收支」(昭和七年刊)に於て、低價申告率を輸出價額の七%と推定し、更に、リーマーは、

一九三〇年のそれを、一〇%とし、中國銀行も亦、一九三三年に付き、之を一〇%、一九三四年に付き、一五%と算定した。然し、右の評價のうち、いづれをとるべきかは、俄かに斷定し難い處であるが、諸専門家の意見を徴した結果本編に於ては、毎年一律に一〇%と推定するを妥當と認められた。この推定に若干の根據を供するものとして、以下の諸資料を参照されたい。

(1) 諸外國側輸入統計と支那側輸出統計との對比 (總額に付き檢す)

英 國	米 國	日 本
A 英國貿易統計に於る對支輸入額(單位千磅)	A 米國貿易統計に於る對支輸入額(單位千弗)	A 日本貿易統計に於る對支輸入額(單位千圓)
一九三四 一九三五 一九三六 一九三七	四三、四七 六三、七九 七三、六四 九三、四八	二九、〇八 三三、八七 二四、八七 二四、六六
B 右 換算(單位千元)	B 右 換算(單位千元)	B 右 換算(單位千元)
六、四二 六、二五 七、六八 八、二四	二六、三三 一七、三三 二四、九五 三三、三四	二六、三三 一七、三三 二四、九五 三三、三四
C 支那貿易統計に於る對英輸出額(單位千元)	C 支那貿易統計に於る對米輸出額(單位千元)	C 支那貿易統計に於る對日輸出額(單位千元)
四九、八六 四九、四三 六四、八三 八〇、三九	一八、三五 一七、一 一六、〇 一七、〇	四九、八六 四九、四三 六四、八三 八〇、三九
D 支那側統計を一〇〇とする對比(B對C)%	D 支那側統計を一〇〇とする對比(B對C)%	D 支那側統計を一〇〇とする對比(B對C)%
一八、三五 一七、一 一六、〇 一七、〇	一八、三五 一七、一 一六、〇 一七、〇	一八、三五 一七、一 一六、〇 一七、〇

B 右	換	算(單位千元)	105,100	106,268	151,355	140,819
C	支那貿易統計に於る對日輸出額(單位千元)		81,331	81,098	101,357	84,355
D	支那側統計を100とする對比(B對C)%		129.5	129.5	147.8	129.0

(2) 諸外國側輸入統計と支那側輸出統計との對比 (特殊品目に付き檢す)
英 國 (桐 油)

A	英國貿易統計に於る對支輸入額(單位千磅)		1934	1935	1936	1937
B 右	換	算(單位千元)	165	332	464	411
C	支那貿易統計に於る對英輸出額(單位千元)		1,333	2,127	3,858	3,266
D	支那側統計を100とする對比(B對C)%		122.5	151.3	100.7	110.9
A	米國貿易統計に於る對支輸入額(單位千弗)		6,329	11,326	16,471	18,077
B 右	換	算(單位千元)	18,483	3,267	5,580	6,270
C	支那貿易統計に於る對米輸出額(單位千元)		16,103	26,057	51,597	58,554
D	支那側統計を100とする對比(B對C)%		114.0	111.4	104.8	104.4
A	日本貿易統計に於る對支輸入額(單位千圓)		15,693	20,755	33,778	33,698
B 右	換	算(單位千元)	13,863	16,445	33,255	33,184

C	支那貿易統計に於る對日輸出額(單位千元)		11,141	14,770	19,774	19,553
D	支那側統計を100とする對比(B對C)%		114.1	133.3	176.2	176.3

(3) 總括。對比一覽表

[合計額]		1934	1935	1936	1937
英 國		183.5	271.1	196.0	172.0
米 國		135.8	129.1	133.0	146.6
日 本		129.5	129.5	147.8	167.0
[特殊品目]					
英 國		185.5	211.3	200.7	210.9
米 國		114.0	111.5	109.8	105.4
日 本		114.1	111.3	112.9	118.3

備考 1 典據資料—Annual Statement of the Trade of the United Kingdom with British Countries and Foreign Countries
Foreign Commerce and Navigation of the United States

大藏省『外國貿易月報』
海關中外貿易統計年刊

2 各國貨幣の國幣元への換算相場は、東亞研究所『上海外國爲替相場表』に據る。
3 一九三七年迄しか檢しなかつた理由は、諸外國貿易統計が、一九三八年分が未刊行であることにも因るが、また、一九三八年は上海爲替の變動甚だしく、目下の考察の目的に餘り副はないと考へたことにも因る。

偕て右の對比に於て、(1)合計額と特殊品目との間、(2)日英米三國それぞれの間、(3)各年次の間等に就き見るに、狀況は必ずしも一様でない。英國との關係が、乖離率最も高く、殊に、それは特殊品目に於て著るしい。米國及び日本にありては、合計額の乖離率が高い。また、合計額及び特殊品目を通じて、一九三六年が最も高い乖離率を示してゐる。より正確に考察する爲には、c・i・f 價格たる外國側統計から、運賃保険料を含めて、通算一割見當の控除を行つた後、f・o・b 價格たる支那統計との對比割合を求めべきであるが、その事情をも含んで、右(3)總括表を見ても、低價申告率を如何に推定すべきかの一義的な結論は、依然として出て來ない。唯、専門家の所謂推定一〇%が此の場合決して高きに過ぎる斷案ではないといふことは、右の諸表から誤りなく推論し得るであらう。

かくして、一〇%を各年の關路輸出價格に乗じて得たものが、冒頭掲記の數値であつた。従つて、その各年の發展傾向は、正確に關路輸出の趨勢と一致し、これが爲、累年巨額の修正額を要求してゐるのは、關稅收入の減少といふ國家財政上の見地からのみならず、國家統制上の見地から見ても誠に由々しき事實と言ふべきであらう。

第二綱 密 輸 出

一九三四年	一、二九三千元
一九三五年	一、二〇三
一九三六年	四、一五一

一九三七年	七、六八一
一九三八年	七、六〇〇

典據となれる資料は、蔡謙『粵省對外貿易調查報告』國立中央研究院社會科學研究所刊である。此處に謂ふ密輸出は廣東省よりの香港・澳門・廣州灣等への密輸出を意味する。而して、冒頭掲記の數値は蔡謙が推定に係る密輸出額であつて、廣東省の密輸出に關するものとしては、今日迄の處、最も信據するに足るものであらう。推定方法は左の如くして得られた。

中國産タングステン砂の密輸出量

アノン氏調査による歐洲各國の中國よりの輸入タングステン砂量	一九三四 担	一九三五 担	一九三六 担	一九三七 担
米國の中國より輸入せるタングステン砂量	一四、一八五	一七、六三三	一七、〇四七	—
A 右 計	九、二二九	一五、三〇一	一六、〇九四	—
B 中國海關統計による各國への輸出タングステン砂量	七、八〇〇	三三、八四四	二六、三三三	—
C 差 引 (タングステン砂密輸出量A-B)	一三、四二九	一三、四六八	一〇、七六一	—
D 右換算金額 (單位千元)	一、二二四	一、四〇四	一、一〇〇	—

備考 1. 一九三五年及び一九三七年の密輸出の數量中には、廣東軍部の密輸出五三、八八〇擔を含んでゐるから、之を控除すれば、この二ヶ年間に實際に商民が密輸したものは、二九、三二二擔で、平均一ヶ年一四、六六一擔である。
2. 一九三七年の密輸出に付ては、次の推定方法に據る。

澳門及び廣州灣より香港へ輸入するタングステン砂の數量プラス香港に於るタングステン砂輸入量と輸出量の差に密輸出量。澳門及び廣州灣には、タングステンの産出なく、又、廣東より兩港への輸出で海關統計に記載されるものはない。従つて兩港の輸出せるものは、すべて廣東より密輸入されたものと考へられる。香港には、タングステン砂の消費はないので、もし密輸入されないとすれば、輸入量に輸出量の管である。一九二八年以前にはさうであつた。

右、タングステン密輸出の他に、鐵鋼・鉛等の密輸出を推定し、兩者併せて次の如く、冒頭の數値を得た次第である。但し、鐵鋼・鉛の密輸出の推定根據に就ては、蔡謙は何ごとをも語つてゐないのは頗る遺憾であるが、暫らくそのまゝとして表示する。

	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
タングステン	一、二九三 千元	一、二〇三 千元	二、一一〇 千元	五、〇七一 千元
鐵鋼・鉛等	—	—	二、〇四一	二、六一〇
計	一、二九三	一、二〇三	四、一五一	七、六八一

一九三八年に付ては、一九三七年を基準とするラウンド・ナムバーを探り、七、六〇〇千元とした。

第三編 對日特殊輸出

一九三八年

一四、〇〇〇千元

日本軍の北支占領工作一段落後、一九三八年度に於ては、北支の物産にして、直接日本軍が確保し、内地に輸送せるものが相當額に上つたことが豫想せられてゐる。これは、勿論、海關統計にも發表されず、尙ほ又、大藏省貿易統計にも記載されることなきもので、世人はこれを『軍需品』と特稱してゐる。この『軍需品』たるや、羊毛・皮革・麻等を含んで居り、そこでその金額が幾何に上るかを推定して、修正項目の中に追加することが是非とも必要となるであらう。既記の如く、これを一四、〇〇〇千元と推定した次第であるが、その推定根據は以下の如くであつた。即ち、海關統計と大藏省統計とを比較しつゝ、兩者の差異を算出基礎として、結論を求めたのである。

(1) 棉花

	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
海關統計	全輸出額(千元)	二八、一九八	三一、三〇一	一〇一、〇〇三
	對日輸出額(千元)	一九、七〇四	一九、五五三	七一、〇八〇
大藏省統計	對支輸入額(千圓)	二二、七七八	二三、六〇九	七一、七八九
備考	大藏省統計は實棉及び繰綿の合計。			

一九三八年に於て、海關統計による全輸出額及び對日輸出額は、共に急増したが、同年大藏省貿易統計に於ても、對支輸入額は増加を告げてゐる。又、海關統計輸出額には、棉花の他に、繰綿全輸出額二、四三〇千元、對日輸出額一、三〇八千元があり、これを加算しても、大藏省對支輸入額と略同額となる(一九三八年圓元バーとして比較。以下同斷)。然るに

一九三九年には、海關統計と大藏省統計との間に大なる差額を生じてゐる。故に、軍需品としての棉花の輸出額加算は、一九三九年以降の事とし、一九三八年は加算せざるを妥當とするであらう。

(2) 羊毛

海關統計	全輸出額(千元)	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
	對日輸出額(千元)	一五、四四四	一九、四二七	七、〇五一	二、四八四
大藏省統計	對支輸入額(千圓)	八一	七一	一、三八九	
	對支輸入額(千圓)	六一一	三八一	三、三二七	一一、一六二

一九三八年には、海關統計掲記の全輸出額急減し、對日輸出額は之に反して急増してゐる。それと共に、大藏省統計の對支輸入額も増加を見せてゐる。而して、大藏省統計の方が、一、九三八千円だけ多い。又、海關統計の全輸出額に於ける減少は、前一九三七年に比し、一二、三七六千円、前々一九三六年に比し、八、三九三千円に上る。かくの如き減少は確に奇妙な疑惑を人に與へ、何程かのものが恐らく海關に登録せられずして對日輸出に向けられたに違ひないと想定せしめるに足るであらう。そこで、當然、一九三八年は、かくの如き海關統計掲記外の對日特殊輸出額を算定する要があるわけであるが、事變前の一九三六年の輸出状態を平準状態とし、従つて、一九三六年と一九三八年との對比差額たる、八、〇〇〇千円を以て對日軍需輸出と見做した。但し、前述の如く、海關統計よりも大藏省統計の方が、一、九三八千円だけ多額に表記せられてゐるから、ラウンド・ナンバー二、〇〇〇千円だけは、右八、〇〇〇千円のうちから控除するを要すべく、結局六、〇〇〇千円を對日軍需輸出品として加算すべしと推定する。

(3) 苧麻

海關統計	全輸出額(千元)	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
	對日輸出額(千元)	七、九六二	五、〇七四	四、五一三	六四一
大藏省統計	對支輸入額(千圓)	四、九二五	二、九八〇	六四三	
	對支輸入額(千圓)	五、四四九	三、八七九	四九八	六、八五九

一九三八年には、海關統計掲記の全輸出額は若干の減少を記録したのみなるも、對日輸出額は急減を告げてゐる。同時に、大藏省統計の方でも急減し、その限り兩者の傾向は一致してゐる。然るに、一九三九年には、海關統計の全輸出額は僅かに六四一千元に激減し、對日輸出額は皆無である。之に對して、大藏省統計は、對支輸入額六、八五九千円となつた。故に、之を支那の對日輸出額と見れば、海關統計掲記の全輸出額を加へ、七、五〇〇千円の輸出額となり、一九三六年の全輸出の状態に近い。故に、一九三八年にも海關統計に記載されざる軍需品としての苧麻輸出が行はれたとの確認を得、その金額を、前一九三七年度對日輸出のラウンド・ナンバー三、〇〇〇千円と推定する。(従つて、一九三八年度金輸出額は、これに海關統計掲記全輸出額分を加算したる七、五一三千元なることを、念の爲附言しておく。)

(4) 皮革類

海關統計	全輸出額(千元)	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
	對日輸出額(千元)	四〇、五〇一	五三、七八五	一九、四二六	二三、九二四
大藏省統計	對支輸入額(千圓)	五、二二五	四、二七六	一、五五九	一、五〇〇
	對支輸入額(千圓)	九、一七七	一〇、〇七〇	三、〇八二	一三、二四八

一九三八年に海關統計掲記の全輸出額は前年對比激減し、對日輸出額も亦激減した。然るに、一九三九年には、全輸出額は稍や恢復したのに、對日輸出額は一九三八年と略同額に止まつてゐる。然るに、一方、大藏省統計を見ると、一九三八年の皮革類對支輸入額は、前年對比激減（七百萬圓減）を示したが、一九三九年には一舉激増（前年對比一千萬圓増）を呈した。従つて、日本は例年對支皮革類輸入として一千萬圓を有すると考へられるが、この點よりすれば、一九三八年には大藏省統計にも掲記外として七百萬圓の輸入があつたと考へられる。加之、上の如く、日支兩國統計の間にも數額の上に明瞭な喰ひ違ひがあり、一九三八年には、當然七百萬元（圓元バーとして換算）の對日皮革輸出を見込んで差支なからう。従つて、この中から、一九三八年の海關統計掲記分たる一千六百萬圓（ラウンド・ナムバーとして二千萬圓とす）を差引いた殘額五百萬元を軍需輸出として行つたものと考へ、これを加算する必要がある。

(5) 總括。以上合計

羊 毛	六、〇〇〇 千元
苧 麻	三、〇〇〇
皮 革 類	五、〇〇〇
合 計	一四、〇〇〇

借て、右の軍需品以外にも、海關統計に記載なき輸出品があると思はれるが、検討の結果、それは極めて少額なる事が判明したので、敢て計上しなかつた。その手續としては、本節第一網關路輸出價格修正の際に行つた方法と同様、大藏省統計對支輸入額と海關統計對日輸出額とを國幣元基礎の上に比較して、兩者の價額上の差、及び海關統計の價額を

百とする大藏省統計の價額との對比を求め、その結果、一九三八年と諸前年との間に、價額差及對比に於て著るしい懸隔が生ずれば、右軍需品以外にも、海關統計掲記外の巨額の對日輸出があつたとの想定がつくのであるが、價額差及び對比共各年大差なく、故に、これを黙殺して可なりと考へた次第である。既に、掲記した處であるが、なほ念の爲再録すれば、大藏省統計と海關統計との比較は左の如くである。

A	海關統計對日輸出額	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三八 上 期	一九三八 下 期
B	大藏省統計對支輸入額	八、三三三	八、〇九六	一〇、一五七	一六、三〇五	一六、五七	五、六九	六、五八
C	差 額 (A-B)	一〇五、二〇〇	一〇六、二八八	一五、三三三	一四、〇八九	一四、六二一	八〇、八七七	八三、七三
D	對 比 (A對B)	一三〇	一三〇	一四八	一七七	一四二	一四五	一三

即ち、一九三七年の價額差(AマイナスB)五千六百萬圓及び對比(A對B)一六七指數に比較して、一九三八年はそれぞれ五千萬元及び一四一指數となつてゐる。一九三七年及びその諸前年に比較して、一九三八年の懸隔が左程甚だしくないと曩に言つたのは、まさにこの事を意味するのである。

第二章 地金銀貨幣上の受取

一九三四年	三八四、一三八千元
一九三五年	二七九、六二九
一九三六年	三三七、四二三
一九三七年	四八五、七三七
一九三八年	一一八、四一五

地金銀及正貨輸出・地金貨及正貨密輸出、及び補助貨輸出の三者合計を以て、地金銀貨幣上の受取を構成する。なほ紙幣上の受取が、當然一綱目を成すべきであるが、第二編支拂の部に於て明らかにする様に、輸出入額の差引たる純輸入額のみを計上したから、本編受取の部には掲記する必要はない。

支那は、多年、金輸出に銀輸入の状態を續けて來た。然し、金の純輸出額に比し、銀の純輸入額は頗る巨額であり、この大きな金額の開きから見れば、支那自身が金を賣つてそれと引き換へに銀を買ふといふ因果關係があつたわけではないといふ想定がつく。眞實の處は、國際金融界の覇權を握れる英米諸國が、その必要とする金を自國市場に吸収せんが爲に、最早や世界的に本位貨幣の基礎たるの役割を果し得なくなつて以來、價值の下落し初めた銀を(註)支那に賣りつけてゐたといふのが、本當である。従つて、金銀は支那にあつては先進諸國に見るが如く、國際收支の決済用に充てられたものでなく、むしろ、一般商品として(特に、銀は貨幣素材として)取扱はれたと見るべきものであつた。それ

が、幣制改革直前迄の狀況である。

(註) 銀の價值下落は、各國の金本位制採用以來、歐洲大戰當時の銀の需要増加に基づく特殊な時期と原因とを除けば、極めて一般的な傾向となりつゝあつた。参考迄に、各國金本位制採用年代と金銀價值比率とを掲ぐれば左の如くである。

金本位制採用年代	國名	金銀商業平均比率 (金價值一に對し)
一八一六年	英國	一五・二八
一八七三年	獨逸、瑞典、丁抹	一五・九三
一八七五年	諾威、和蘭	一六・六四
一八七八年	佛蘭西、白耳義、瑞西、伊太利	一七・九二
一八九六年	奧太利、匈牙利	三〇・五九
一八九七年	日本	三四・二〇
一八九九年	露西亞、印度	三四・三六
一九〇〇年	北米合衆國	三三・三三
一九〇二年	シヤム	三九・一五
一九〇三年	海峽植民地、比律賓、アルゼンチン	三八・一〇
一九〇四年	パナマ、獨領東アフリカ	三五・七〇
一九〇五年	メキシコ	三三・八七
一九〇七年	ブラジル	三一・二四
一九一〇年	希臘	三八・二二
一九三二年	希臘	七三・二九

然し、本篇に於ては、一九三四年以降を主題としたから、金銀流出入に關する前述の如き傳統的傾向は既にその影をひそめ、金銀共に夥しい流出を記録してゐる。これは、米國の銀政策によつて激發せられたところであつたが、一方、既に、幣制改革によつて、銀が貨幣たる地位を喪失し終つた以上、貨幣用銀を輸入する意義は今や全然なくなり、金銀共に、いづれも貿易入超決済用として、また、在外資金として充用せられてゐるといふことを物語るものなのである。

第一節 地金銀及正貨輸出

一九三四年	三一九、一三八千元
一九三五年	一〇九、六二九
一九三六年	二九七、四二三
一九三七年	四六一、二六一
一九三八年	八二、九七五

本網は、地金及金貨輸出・地銀及銀貨輸出の合計より成る。その主要部分を構成するものは、言ふ迄もなく、地銀及銀貨輸出であるが、その輸出額は、年により極めて動搖多きものであり、累年的一般傾向を看取することが出来ない。

一九三八年の激減は、後述の如く、對英輸出に於る激減の結果に他ならないのである。

第一網 地金及金貨輸出

一九三四年	五一、五七九千元
一九三五年	三九、二三五
一九三六年	四三、〇八六
一九三七年	六二、一七五
一九三八年	二、六四五

典據となれる資料は、海關貿易統計年刊一九三四年乃至一九三七年、及び、海關進出口貿易統計月報一九三八年一月乃至十二月である。一九三四年乃至一九三七年は、右統計年刊表示の海關金單位額及び國幣元の兩者を以て列記したが特に、一九三八年は、國幣元相場の変動甚だしきに鑑み、海關統計表示の金單位額を、各月の國幣元市中相場平均を以て換算表示することとした次第である。左表にも明らかな如く、支那の金輸出に於て、英國と香港とが獨占的な地位を占めてゐる。

支那地金及金貨輸出額

英國	海關金單位 元	一九三四	海關金單位 元	一九三五	海關金單位 元	一九三六	海關金單位 元	一九三七	海關金單位 元	一九三八
香港	海關金單位 元	二六,三三九	海關金單位 元	二六,三三九	海關金單位 元	二六,三三九	海關金單位 元	二六,三三九	海關金單位 元	二六,三三九
其他共計	海關金單位 元	三六,三三九	海關金單位 元	三六,三三九	海關金單位 元	三六,三三九	海關金單位 元	三六,三三九	海關金單位 元	三六,三三九

備考 1 一九三八年の輸出額を國幣元に換算した場合の月別状況は次の如くである。

地金及金貨各月輸出額

海關金單位 元	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
國幣元	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六	八,八六六

2 海關金單位の國幣元換算率は、左による。

一九三四年	一 金單位 11,967 元
一九三五年	11,866
一九三六年	11,260
一九三七年	11,271
一九三八年	月別に行ふ必要あり、次の如し。

一月	二,二五〇元	二月	二,二五〇元	三月	二,二五〇元	四月	二,二五〇元	五月	二,八〇〇元	六月	三,六六三元	七月	三,七五〇元	八月	四,五六八元	九月	四,一七五元	十月	四,三三〇元	十一月	四,三三〇元	十二月	四,五二六元
----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	-----	--------	-----	--------

第二編 地銀及銀貨輸出

一九三四年	二六七,五五九 千元
一九三五年	七〇,三九四
一九三六年	二五四,三三七
一九三七年	三九九,〇八六
一九三八年	八〇,三三〇

典據となれる資料は、前編地金及金貨輸出に於て用ひたるものと同斷である。銀に關しては、すべて國幣元價值で表
示せられてあるので換算の必要を見ない。そこで地銀及び銀貨の累年國別詳細表を以下に示す。

支那地銀及銀貨輸出額 (單位元)

英領印度	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
臺灣	二,八五二	二,八五二	二,八五二	二,八五二	二,八五二
佛領印度支那	七〇〇	三,七七七	三,七七七	三,七七七	三,七七七
英國	一五,八〇,七五〇	一五,八〇,七五〇	一五,八〇,七五〇	一五,八〇,七五〇	一五,八〇,七五〇
香港	一三,七六,〇九五	一三,七六,〇九五	一三,七六,〇九五	一三,七六,〇九五	一三,七六,〇九五
日本(内地及朝鮮)	一〇,五五,〇五二	一〇,五五,〇五二	一〇,五五,〇五二	一〇,五五,〇五二	一〇,五五,〇五二
澳門	一七,八〇八	一七,八〇八	一七,八〇八	一七,八〇八	一七,八〇八
蘭領印度	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
比律賓	三,一三七	三,一三七	三,一三七	三,一三七	三,一三七

海峽植民地	40,000	—	—	—
北米合衆國	4,500,000	6,600,000	3,600,000	—
露 逸	—	—	—	—
廣 州	3,500	—	—	—
合 計	2,500,000	5,000,000	2,500,000	3,000,000

此處に於ては、英國・米國及び香港が主要地位を占めてゐる。殊に、一九三五年及び一九三六年に於て米國の占める地位は歴例的であり、一九三七年及び一九三八年に至つては、香港が斷然之に代つた。

冒頭掲記の金額が示す如く、幣制改革により、一九三五年は銀の正常輸出は一舉激減したが、翌一九三六年以來再び増進を續け、一九三八年に至つて、急轉下降した。然し、何れにしても、右の數字は、その儘實體を傳へるものでなく當然密輸出の考察を以て補充しなくてはならぬといふ事は、豫め念頭に置かれなくてはならないであらう。

第二節 地金銀及正貨密輸出

一九三四年	六五、〇〇〇 千元
一九三五年	一七〇、〇〇〇
一九三六年	四〇、〇〇〇
一九三七年	一一一、〇〇〇

一九三八年

三五、〇〇〇

地金銀及正貨輸出に關して肝要な事は、正常記録額ではなくて、むしろ、密輸出額でなければならぬ。それが可なり額のするであらうとの想定は多くの人によつて行はれてゐるところであるが、その確定的な數字を掲げ、又、かなり信用を博してゐるものとしては、僅かに、E・カン氏並びに中國銀行の調査があるのみである。本節は、地金及金貨純輸出と地銀及銀貨純輸出との合計である。即ち、地金銀及び正貨の輸出入差額たる純輸出額である。冒頭掲記の數字は E. Kann, Finance & Commerce, 27th march 1935, 5th July 1939 に據つた。

第一網 地金及金貨密輸出

一九三四年	四〇、〇〇〇 千元
一九三五年	二〇、〇〇〇
一九三六年	一〇、〇〇〇
一九三七年	一一、〇〇〇
一九三八年	一五、〇〇〇

後述の如く、右の數字は、密輸出から密輸入を差引いた純密輸出である。然し、中國銀行調査によれば、一九三四年

の輸送輸出は、六千萬元、一九三五年三千萬元、一九三六年五百萬元となりてゐる。本報に於て、中國銀行調査數字を
採用したかつたのは、それが一九三六年迄しか發表せられてゐなかつたこと、及び、支那の官廳統計に通常の政治的考慮が
右の數字の中に或は含まれてゐるかも知れないから、むしろ、カン氏の權威に依據するに如かずと考へたが爲に他な
らなかつた。尤も、我々としては、最初から一義的カン氏の調査を重視したわけではなく、私土調査を以て、資料の土か
ら密輸出額を算定せんとする方法をとつたわけである。即ち、諸外國の貿易統計と海關貿易統計とを、國幣元基礎の上
に比較し、その差額を以て密輸出もしくは密輸入を推定する基礎とせんとした。然るに、かくして得たる兩者の差引額
は極めて僅少のものであり、密輸出額に關する一般の常識的推定とは餘りにも懸隔の甚だしきものでありすぎたので、
遂に之を採用するには至らなかつたのである。その事情は以下の如し。

支那よりの全密輸出額算出表 (各年と支那統計との比較は別)

年	支那統計密輸出額	海關金單位	差引(支那よりの密輸出)
一九三四	11,111,000	11,000,000	111,000
一九三五	3,333,000	3,300,000	33,000
一九三六	1,111,000	1,100,000	11,000
一九三七	3,333,000	3,300,000	33,000
一九三八	1,111,000	1,100,000	11,000
一九三九	3,333,000	3,300,000	33,000
一九四〇	1,111,000	1,100,000	11,000
一九四一	3,333,000	3,300,000	33,000
一九四二	1,111,000	1,100,000	11,000
一九四三	3,333,000	3,300,000	33,000
一九四四	1,111,000	1,100,000	11,000
一九四五	3,333,000	3,300,000	33,000
一九四六	1,111,000	1,100,000	11,000
一九四七	3,333,000	3,300,000	33,000
一九四八	1,111,000	1,100,000	11,000
一九四九	3,333,000	3,300,000	33,000
一九五〇	1,111,000	1,100,000	11,000

右換算	米國統計對支輸入額	元	右換算	支那統計對香港輸出額	海關金單位
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000

右換算	支那統計對日輸出額	海關金單位	右換算	日本統計對支輸入額	圓
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000

右換算	差引(支那よりの密輸出)	元	右換算	以上四國へ支那よりの密輸出合計	元
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000
100	100,000,000	100,000,000	100	100,000,000	100,000,000

備考 1 引用資料は既掲各國貿易統計。他に、香港に關しては、Hongkong Trade and Shipping Returns
2 爲替換算率に關しては、東亞研究所『上海外國爲替相場表』に據る。

右の如き算出方法による時、密輸出の最高たる一九三四年ですら、唯、一千七百萬元、一九三五年は僅かに百萬元に過ぎない。これでは、確かに密輸出額としては常識を裏切る程に低くありすぎるであらう。これ故に、我々は、遂にカ
ン氏の推定に據る他なかつたのである。

右の如き我々の推計方法が極めて不適當であるといふことは、次の場合にも示される。即ち、以上は輸出であつたが、
今度は輸入に就き見ることとし、各國統計と支那統計との比較による金輸入額を、各國個々に就て當つてみることにし
よう。

次表を参照されたい。ここでは、一九三四年の香港、一九三五年の香港及び日本、一九三六年の英國・日本及び香港
に就ては、それら各國の金輸出額が、海關統計掲記輸入額より少く、これを推し進めれば、各國が支那へ金を密輸出し
たこととなり、些か解し兼ねる次第である。一方また、一九三五年の英國、一九三七年の英國及び香港（表中△印）の場
合は、支那が各國から金を密輸入したこととなり、益々以て珍妙である。勿論、二つの國の貿易統計を比較する場合に
は、一方の側の輸出期と他方の側の輸入期の喰ひ違ひ、運賃や爲替關係等の諸作用によつて嚴密な合致は最初より望み
得ない處ではあるが、それにしても右の比較結果は些か人をして呆然たらしめるものがあらう。そこで、比較統計表を
左に掲げて置く。

支那の金輸入額 (各國と支那統計との比較)

國別	項目	價額單位	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
英國	支那統計對英輸入額	海關金單位	—	三、四三三	七、一三〇	二、五二
換算額	元		—	六、三二八	一、七〇、三三	四、六七

英國統計對支輸出額	磅	—	一〇四、七三	二四九	三三三、〇〇〇	
換算額	元	—	一、四五、三六	四、一五	三、九八、三〇三	
差額	元	—	△一、四九、〇六	一、七六、七五	△三、九七、八六	
香港	支那統計對香港輸入額	海關金單位	一、〇〇〇	一四三、七七	三〇八、七二	一、七三、二四
換算額	元	—	一、九七	二、六、三三	六、九七、九六	三、九八、三三
香港統計對支輸出額	香港幣	—	—	一三〇、五〇〇	六〇八、六四一	六、三三、四三
換算額	元	—	—	一七、一八〇	六、五〇、五五	六、三七、三八
差額	元	—	一、九七	六、三二三	四、七四	△二、四八、五六
日本	支那統計對日輸入額	海關金單位	—	二四、二四八	三三、〇一一	—
換算額	元	—	—	三〇、五七	三〇、七四	—
日本統計對支輸出額	圓	—	—	—	—	—
換算額	元	—	—	—	—	—
差額	元	—	—	—	—	—

第二項 地銀及銀貨密輸出

一九三四年	二五、〇〇〇千元
一九三五年	一五〇、〇〇〇
一九三六年	三〇、〇〇〇
一九三七年	一〇、〇〇〇

右の數字は、前項同様、カン氏の推定に従つたものである。中國銀行は一九三四年二千萬元、一九三五年三千萬元、一九三六年四千萬元の推定を立てゝゐる。これを採らず、カン氏に従つた理由は、既に前項所述と同斷である。銀の密輸に關しても、前項と同様の方法に従つて、我々に於ても一應の數字を算定せんとしたが、それも亦徒勞であることが明らかとなつた。加之、左表に明らかなく、△印の場合は、支那より當該國への銀密輸出と考へることも出来るが、一九三四年の英國及び日本、一九三五年の米國及び日本、一九三六年の英國及び日本、一九三七年の香港に就ては、海關統計に於る輸出額の方が、右各國の當該年度の貿易統計掲記國幣元換算額より多く、これを推論すれば、各國に銀の密輸入が行はれてゐるといふこととなり、理解し難い。左表を参照されたい。

支那の銀輸出額 (各國と支那統計との比較)

國別	項目	價額單位	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
英國	支那統計對英輸出額	元	一、一八、八六〇、七五二	—	六、六一、六一	—
	英國統計對支輸入額	磅	一〇、二九八、六三四	五、七四、四四五	三、元、六八	—
	換算額	元	一三三、五三〇、〇〇〇	七、七二、〇六一	六、六一、九〇三	—
米國	支那統計對米輸出額	元	三三、三三〇、七四三	△七、七六二、〇六一	—	—
	米國統計對支輸入額	弗	四、五、四一、九一五	六、六八、七九	三、六、八六、四七一	—
	換算額	元	三三、七〇、三三一	三、七、二四一	六、九、九六、四三二	五、六三、五七七
香港	支那統計對香港輸出額	元	△三、七七一、四二	六、七〇六、〇五八	△一八、七〇、〇一五	△一九、一五、七九六
	香港統計對支輸入額	香港弗	二、四、九三、六六	五、一六、二五八	三、七、八、〇三二	三、九、〇八五、五九六
	換算額	元	二、八、七七、三五	六、七、六、六三三	四、八、八二、三六三	三、〇、七、三五、一九七
日本	支那統計對日輸出額	元	△四、三九、二九〇	△四、八元、六三三	△三、〇三、三五二	九、七、〇、元九
	日本統計對支輸入額	圓	一〇、五五〇、六五一	七、八、八六	三〇〇	六〇七
	換算額	元	三〇、九、七〇一	四、八、九元	—	—
差	換算額	元	二、七三、〇八五	三、元、一〇三	—	—
	換算額	元	二〇、二七、五七	六、九、七三	二元九	?
	換算額	元	—	—	—	—

備考 △印は支那の銀密輸出に相當するもの。即ち、外國側統計掲記分が支那側統計掲記分より多きもの。

右の對比方法が如何に不充分であるかの證明として、前項同様、銀輸入狀況を例示すれば左表の如く、そこでは、各國が支那に對して銀を密輸出したといふ結果（一九三四年の米國及び香港、一九三五年の日本、一九三六年の香港及び日本、一九三七年の香港）か、支那が銀を各國より密輸入したといふ結果（一九三五年の英國及び香港、一九三六年の英國及び米國、一九三七年の英國、以上表中△印）かの何れかとなり、何れにしても極めて不合理な結論をしか意味し得ない。

支那の銀輸入額 (各國と支那統計との比較)

國別	項目	價額單位	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
英國	支那統計對英輸入額	元	—	二、九五、〇〇〇	二、五七九	一、五九
	英國統計對支輸入額	元	—	—	—	—

右の數字は、前項同様、カン氏の推定に従つたものである。中國銀行は一九三四年二千萬元、一九三五年三千萬元、一九三六年四千萬元の推定を立てゝゐる。これを探らず、カン氏に従つた理由は、既に前項所述と同斷である。銀の密輸に關しても、前項と同様の方法に従つて、我々に於ても一應の數字を算定せんとしたが、それも亦徒勞であることが明らかとなつた。加之、左表に明らかになく、△印の場合は、支那より當該國への銀密輸出と考へることも出来るが、一九三四年の英國及び日本、一九三五年の米國及び日本、一九三六年の英國及び日本、一九三七年の香港に就ては、海關統計に於る輸出額の方が、右各國の當該年度の貿易統計掲記國幣元換算額より多く、これを推論すれば、各國に銀の密輸入が行はれてゐるといふこととなり、理解し難い。左表を参照されたい。

支那の銀輸出額 (各國と支那統計との比較)

國別	項目	價額單位	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
英國	支那統計對英輸出額	元	一、一八〇、七五三	—	六、九六一	—
	英國統計對支輸入額	磅	一〇、二九六、四四四	五、七四四、四五五	元、六四八	—
	換算額	元	一三三、五〇、〇〇九	七、七三三、〇三二	六、一九〇三	—
米國	支那統計對米輸出額	元	三三、四〇、七四三	△七、七三二、〇三二	—	—
	米國統計對支輸入額	弗	四、五〇、九二五	六、七六四、七九九	三、六八六、四七一	—
	換算額	元	三三、七〇、三三二	三、七、二四一	六、九、九六、四三三	五、六三、三、七、七
換算額	元	六、七、九、三、五七	六、六、六、八二	三、五、六、六、四六	一、九、一、五、七、九六	

香港	日本
支那統計對香港輸出額	支那統計對日輸出額
元	元
△三、七、七、四三	六、七、〇、五、八
△一八、七、〇、〇、一五	△一九、一、五、七、九六
香港統計對支輸入額	日本統計對支輸入額
香港弗	圓
二、四、九、三、六、六	三〇、九、七、〇、二
五、一、六、一、二、五八	三、九、〇、八、五、五、六
四、五、六、六、九、一	二、四、二、九、四、四、四
換算額	換算額
元	元
二、八、三、七、三、五五	六、七、九、六、三、三
六、七、九、六、三、三	四、八、二、三、六、三
三、〇、七、三、五、一、九七	三、〇、七、三、五、一、九七
差額	差額
元	元
△四、四、六、二、九、〇	△四、四、六、二、九、〇
△三、〇、三、三、三、三	九、一、七、〇、九、九
支那統計對日輸出額	日本統計對支輸入額
元	圓
一〇、五、五、〇、六、三	三〇、九、七、〇、二
七〇、八、八、六	四、八、九、九
三〇〇	—
換算額	換算額
元	元
一〇、二、七、七、五、七	三、九、一、〇、三
六、九、七、三	—
二、九	—
?	?

備考 △印は支那の銀密輸出に相當するもの。即ち、外國側統計掲記分が支那側統計掲記分より多きもの。

右の對比方法が如何に不充分であるかの證明として、前項同様、銀輸入狀況を例示すれば左表の如く、そこでは、各國が支那に對して銀を密輸出したといふ結果（一九三四年の米國及び香港、一九三五年の日本、一九三六年の香港及び日本、一九三七年の香港）か、支那が銀を各國より密輸入したといふ結果（一九三五年の英國及び香港、一九三六年の英國及び米國、一九三七年の英國、以上表中△印）かの何れかとなり、何れにしても極めて不合理な結論をしか意味し得ない。

支那の銀輸入額 (各國と支那統計との比較)

國別	項目	價額單位	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
英國	支那統計對英輸入額	元	—	二、九、五、〇、〇〇	二、五、九	一、五、九
	英國統計對支輸入額	磅	—	—	—	—

第二編 全支貿易收支支拂之部

第一章 貿易上の支拂

一九三四年	一、二七五、六六二千元
一九三五年	一、一六四、七一六
一九三六年	一、三〇二、〇一三
一九三七年	一、三五〇、九八六
一九三八年	一、六五三、四五三

第一編貿易上の受取の場合と同様、貿易上の支拂は、商品輸入項目と修正項目との合計により構成せられる。

貿易上の支拂に於ても亦、年々累進的な発展の跡を見せてゐることは疑ひないが、唯、一九三五年は、米國の銀政策による銀價騰貴と幣制改革直前の一般的な産業不況、並びに、農村破産による農民購買力の減退等を主因として輸入振はず、最近數年來の最低を記録した。然して、一九三六年の恢復は、蔣政權の經濟建設運動による建設資材（生産手段、鐵道材料等）の大量購入と、加ふるに農村恢復による購買力の増進との結果であり、また、一九三八年の増加には、日本品の輸入激増が原因として働いてゐるのである。

第一節 商品輸入

一九三四年	一、〇五六、一五一千元
一九三五年	九四一、六九五
一九三六年	九八七、八八六
一九三七年	一、〇〇二、三八六
一九三八年	一、三五八、三七一

商品輸入は、關路輸入と陸路輸入との合計よりなる。その理由は、既に前編に於て詳述せしところである。商品輸入が、貿易上の支拂の主要部分を構成してゐる故、貿易上の受取にあらはれた傾向は、直ちに、商品輸入の傾向を反映せるものとなるのである。即ち、一九三五年の最低を例外として、累年増加を見せつゝあること、前述のところと同斷である。

第一網 關路輸入

一九三四年	一、〇三八、九七九千元
-------	-------------

一九三五年	九二四、六九五
一九三六年	九四四、五二三
一九三七年	九五六、二三四
一九三八年	一、二九六、七九二

典據となれる資料は、海關貿易統計一九三四年乃至一九三八年である。關路輸入は、三十六海關の輸入と四陸關の輸入との、兩者合計を以て構成せられ、それは又、商品輸入中の本質的部分を占める故、商品輸入の傾向を直接反映してゐるのである。本網表示の數字に付き、念の爲、以下二つの點を註記したい。

- 一、輸入税を含みぬ C. I. F. 價格たること (The Cost, Insurance and Freight Valuation exclusive of the Import Duty)
- 二、總輸入額たること (Gross Imports)

第一の點に付き言へば、米國の如きは、輸入税を加算したる額を以て、輸入額を表示してゐる。此の點、支那に於て之を除外したのは若干の問題を残さないではないが、海關貿易統計には右の如き取扱となつてゐるので、その方法を尊重した次第であつた。

第二の點に付ては、前編關路輸出に於て述べた所と同じ事が此處にもあてはまる。即ち、總輸入額とは、世間一般に『支那の輸入額』として信ぜられてゐるものであるが、なほ立ち入つて考察すると、二つの要素から成り立つことが明らかとなる。即ち、純輸入 (Net Imports) と再輸出 (Reexports) が、それである。純輸入とは、輸入として一回限り海關に申告せられた本來の輸入であり、再輸出とは、一見輸出に違ひないが、一旦輸入として海關に登録せられた洋貨 (Foreign Products) が再轉して輸出せられたものである。従つて、總輸入の中から再輸出を控除したものが、純輸入即

る本邦の輸入となるわけであらう。此の場合にも、海關統計は、總輸入額を以て國別・港別・商品別の詳細統計を作成し、念の爲に、各商品別の最後に再輸出額を註記してゐる點は、第一種輸出の場合の再輸入に付き述べた處と同斷である。従つて、本邦に於ても海關統計の方法に格遵し、なほ第三種商品輸出入地域別表も之に倣つた。然るに、英・日・獨・滿洲國其他は、この再輸出と總輸出と共に集計して總輸出表を作成してゐるのであつて、この方がむしろ常識的で一般にわかり易い方法と言へるであらう。たゞ當面の問題として、我々は海關統計の慣習的もしくは便宜的規定に従つたものである。此處に、總輸入と再輸出との關係を導示すれば、左の如くである。

	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
總輸入	一、〇三九、九八九 <small>千元</small>	九二四、六九三 <small>千元</small>	九四四、五二三 <small>千元</small>	九五六、二三四 <small>千元</small>
再輸出	一、〇二九、六五五	九一九、二一一	九四一、五四五	九五三、三八六
再輸出	九、三一四	五、四八四	二、九七八	二、八四八

再輸出が總輸入のうちを占める割合は、再輸入が總輸出のうちを占める割合に比し、遙かに高いことは、此の際注目し得る。

未知の如く、輸入額は、海關金單位を以て表示せられるが、本編に於ては、一九三七年迄は、海關統計自身の行へる國幣元換算額を採用した。一九三八年に於て、右表の如く、總輸入額を掲記せず、従つて、また總輸入と再輸出との關係を表示しなかつたのは、次の理由に基づく。即ち、同年三月十三日を以て、舊政府は「外國爲替管理辦法」及び「外國爲替購入申請規則」を公布し、爲替對金制を實施した爲に、法幣の對外價值は激落し（三月十八日には對英爲替相場一志

二片十六分の一であつたものが、六月十日には八片四分の一、十二月三十日には八片三十二分の十三）、従つて、抽象的計算單位たる海關金單位（純金六〇・一八六六センチグラム）との換算相場も、各月により激動を免がれない。そこで、海關統計表示の金單位輸入額に國幣元年中平均相場を乗じて簡單に換算するといふ方法は、重大な誤を犯すこととなるであらう。そこで、一九三八年に關しては、特に本編第一項海關輸入に於て述べる如き別扱をなした次第であつた。その詳細は次頁以下に就て參照せられたい。

又、各年に亘る國別・港別・商品別の輸入詳細に付ては、第三編を充當する。

第一項 海關輸入

一九三四年	一、〇二七、九五九 <small>千元</small>
一九三五年	九一五、六二八
一九三六年	九三四、四五六
一九三七年	九四四、九七五
一九三八年	一、二七四、二九一

右の數字は、前編に於て掲げた三十六海關の輸入額合計である。それは、關路輸入の主要部分を占め、従つて、關路輸入の動向を直接に反映するものとなつてゐる。

但し、此處で、一九三八年度に關して、特に一言しておかなくてはならぬ。同年度は、曩に述べた如く、海關金單位と法幣との換算率は、複雑なる事情の爲、年中平均相場を以て簡單に換算することは危険である。そこで、實際に即して換算す

ち本来の輸入となるわけであらう。此の場合にも、海關統計は、總輸入額を以て國別・港別・商品別の詳細統計を作成し、念の爲に、各商品別の最後に再輸出額を註記してゐる點は、第一編輸出の場合の再輸入に付き述べた處と同斷である。従つて、本篇に於ても海關統計の方法に格遵し、なほ第三編商品輸出入地域別表も之に做つた。然るに、英・日・獨・滿洲國其他は、この再輸出を純輸出と共に集計して總輸出表を作成してゐるのであつて、この方がむしろ常識的で一般にわかり易い方法と言へるであらう。たゞ當面の問題として、我々は海關統計の慣習的もしくは便宜の規定に従つたまである。此處に、純輸入と再輸出との關係を擧示すれば、左の如くである。

	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
總輸入	一、〇三九、九八九 千元	九二四、六九五 千元	九四四、五二三 千元	九五六、二三四 千元
純輸入	一、〇二九、六五五	九一九、二一一	九四一、五四五	九五三、三八六
再輸出	九、三一四	五、四八四	二、九七八	二、八四八

再輸出が總輸入のうちに占める割合は、再輸入が總輸出のうちに占める割合に比し、遙かに高いことは、此の際注目する。

衆知の如く、輸入額は、海關金單位を以て表示せられるが、本編に於ては、一九三七年迄は、海關統計自身の行へる國幣元換算額を採用した。一九三八年に於て、右表の如く、總輸入額を掲記せず、従つて、また純輸入と再輸出との關係を表示しなかつたのは、次の理由に基づく。即ち、同年三月十三日を以て、蔣政府は「外國爲替管理辦法」及び「外國爲替購入申請規則」を公布し、爲替割當制を實施した爲に、法幣の對外價値は激落し（三月十八日には對英爲替相場一志

二片十六分の一であつたものが、六月十日には八片四分の一、十二月三十日には八片三十二分の十三）、従つて、抽象的計算單位たる海關金單位（純金六〇・一八六センチグラム）との換算相場も、各月により激動を免がれない。そこで、海關統計表示の金單位輸入額に國幣元年中平均相場を乗じて簡單に換算するといふ方法は、重大な誤を犯すこととなるであらう。そこで、一九三八年に關しては、特に本編第一項海關輸入に於て述べる如き別扱をなした次第であつた。その詳細は次頁以下に就て參照せられたい。

又、各年に亘る國別・港別・商品別の輸入詳細に付ては、第三編を充當する。

第一項 海關輸入

一九三四年	一、〇二七、九五九 千元
一九三五年	九一五、六二八
一九三六年	九三四、四五六
一九三七年	九四四、九七五
一九三八年	一、二七四、二九一

右の數字は、前編に於て掲げた三十六海關の輸入額合計である。それは、關路輸入の主要部分を占め、従つて、關路輸入の動向を直接に反映するものとなつてゐる。

但し、此處で、一九三八年度に關して、特に一言しておかなくてはならぬ。同年度は、曩に述べた如く、海關金單位と法幣との換算率は、複雑なる事情の爲、年中平均相場を以て簡單に換算することは危険である。そこで、實際に即して換算す

ることゝし、換算に際しては低價申告額を加算して表示することゝした。その手續は以下の如く、三段階を経て行はれる。
 第一段。海關統計に於ては、一九三八年の金單位輸入額を法幣公定相場平均による換算率を以て換算表示してゐるが法幣市中相場平均は、公定相場より著しく低落してゐるのだから、右の換算金額は改めて市中相場を以て換算し直す必要がある。

第二段。その場合、日本圓も英磅や米弗と對等に取扱はれた爲、圓の對英爲替相場は一志二片臺で換算せられてゐる。然し、實は、圓元爲替市中相場は等價であり、而も法幣の對英爲替市中相場は、本章第一網關路輸入に於て言及した如く、八片臺に下落してゐるのだから、圓に對しては過高に換算せられてゐるわけである。そこで右（第一段）の國幣元換算額より、圓ブロックからの輸入に付き過剰換算分を差引く必要がある。

第三段。國民政府の公定相場による外國爲替割當額に付いても、（第一段）の國幣元換算額に含まれた過剰換算分を差引く必要がある。

そこで以上の手續に従つた結果は、左の如きものが得られた。

（イ）海關統計記載の各月海關金單位表示總輸入額に對し、各月國幣元平均市中相場（海關統計に表示）を以て海關金單位の國幣元換算率を算出して各月毎に換算額を求めて合計を得る。かくする時は、

月	次	海關統計總輸入額 千金單位	元換算率 千金單位ニ付	元換算額 千元
一	月	二六、三五四	二、二五三	五九、三七六
合 計				一、三六一、九六八千元

となる。その詳細な手續は左表の如くである。

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
三二、二一〇	四四、二二二	二九、九八二	三三、二九九	三一、七八五	二九、七三四	三四、〇〇二	三二、六〇一	三三、三七五	三一、六一八	三〇、二六四
二、二五五	二、三二九	二、五二三	二、八九〇	三、六五六	三、七三五	四、一五七	四、一七四	四、二二二	四、三二二	四、三五二
七二、六三四	一〇二、九七〇	七五、六四五	九六、二三四	一一六、二〇六	一一一、〇五六	一八二、九一六	一三六、〇七七	一四〇、五七六	一三六、六〇八	一三一、六七〇
（合計一、三六一、九六八）										

（ロ）對圓ブロック輸入額過剰換算分を差引くこと。即ち、圓ブロックを日本、朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國とすれば、國幣元市中相場平均を以て各月別に換算した圓ブロックよりの總輸入額は四一九、五九一千元となる。然るに、國幣元の公定相場を以てすれば二五五、一二九千元となる。故に、兩者の差引は一六四、四六二千元にして、之を上記支那總輸入額の市中相場國幣元換算額より過剰換算分として差引けば、

一、一九七、五〇六千元

(一) 次に、為替相場額の通期換算分と差引くべき額は、為替相場額は海關統計記載の輸入額に低價申告額を加算する實際の輸入額に付し、通期で求めたる金額と異なるから、其の通期換算分と差引く前に低價申告額を加算する必要がある。次に、低價申告率一〇%を加算せる結果は、

一、三二七、二五七千円

とすべし、この際、差引かるべき為替相場額の通期換算分と如何に定むるか、問題とするが、それに付ては、左の三つの推定計算がある。

月	大	東京証券取引所 中央部調査結果	日本銀行 調査結果 (注一) 東京証券取引所 (注二) 東京証券取引所 (注三) 東京証券取引所 (注四) 東京証券取引所 (注五) 東京証券取引所 (注六) 東京証券取引所 (注七) 東京証券取引所 (注八) 東京証券取引所 (注九) 東京証券取引所 (注十) 東京証券取引所 (注十一) 東京証券取引所 (注十二) 東京証券取引所 (注十三) 東京証券取引所 (注十四) 東京証券取引所 (注十五) 東京証券取引所 (注十六) 東京証券取引所 (注十七) 東京証券取引所 (注十八) 東京証券取引所 (注十九) 東京証券取引所 (注二十) 東京証券取引所 (注二十一) 東京証券取引所 (注二十二) 東京証券取引所 (注二十三) 東京証券取引所 (注二十四) 東京証券取引所 (注二十五) 東京証券取引所 (注二十六) 東京証券取引所 (注二十七) 東京証券取引所 (注二十八) 東京証券取引所 (注二十九) 東京証券取引所 (注三十) 東京証券取引所 (注三十一) 東京証券取引所 (注三十二) 東京証券取引所 (注三十三) 東京証券取引所 (注三十四) 東京証券取引所 (注三十五) 東京証券取引所 (注三十六) 東京証券取引所 (注三十七) 東京証券取引所 (注三十八) 東京証券取引所 (注三十九) 東京証券取引所 (注四十) 東京証券取引所 (注四十一) 東京証券取引所 (注四十二) 東京証券取引所 (注四十三) 東京証券取引所 (注四十四) 東京証券取引所 (注四十五) 東京証券取引所 (注四十六) 東京証券取引所 (注四十七) 東京証券取引所 (注四十八) 東京証券取引所 (注四十九) 東京証券取引所 (注五十) 東京証券取引所 (注五十一) 東京証券取引所 (注五十二) 東京証券取引所 (注五十三) 東京証券取引所 (注五十四) 東京証券取引所 (注五十五) 東京証券取引所 (注五十六) 東京証券取引所 (注五十七) 東京証券取引所 (注五十八) 東京証券取引所 (注五十九) 東京証券取引所 (注六十) 東京証券取引所 (注六十一) 東京証券取引所 (注六十二) 東京証券取引所 (注六十三) 東京証券取引所 (注六十四) 東京証券取引所 (注六十五) 東京証券取引所 (注六十六) 東京証券取引所 (注六十七) 東京証券取引所 (注六十八) 東京証券取引所 (注六十九) 東京証券取引所 (注七十) 東京証券取引所 (注七十一) 東京証券取引所 (注七十二) 東京証券取引所 (注七十三) 東京証券取引所 (注七十四) 東京証券取引所 (注七十五) 東京証券取引所 (注七十六) 東京証券取引所 (注七十七) 東京証券取引所 (注七十八) 東京証券取引所 (注七十九) 東京証券取引所 (注八十) 東京証券取引所 (注八十一) 東京証券取引所 (注八十二) 東京証券取引所 (注八十三) 東京証券取引所 (注八十四) 東京証券取引所 (注八十五) 東京証券取引所 (注八十六) 東京証券取引所 (注八十七) 東京証券取引所 (注八十八) 東京証券取引所 (注八十九) 東京証券取引所 (注九十) 東京証券取引所 (注九十一) 東京証券取引所 (注九十二) 東京証券取引所 (注九十三) 東京証券取引所 (注九十四) 東京証券取引所 (注九十五) 東京証券取引所 (注九十六) 東京証券取引所 (注九十七) 東京証券取引所 (注九十八) 東京証券取引所 (注九十九) 東京証券取引所 (注百) 東京証券取引所	横浜正金銀行調査
三	月	一、三七六、〇〇〇	九一六、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
四	月	一、二二五、五〇〇	一、六三九、〇〇〇	一、六六八、五〇〇
五	月	八九五、〇〇〇	八八二、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
六	月	五八二、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
七	月	二六〇、〇〇〇	二六九、〇〇〇	二五八、〇〇〇
八	月	一五二、〇〇〇	一八六、〇〇〇	一八六、〇〇〇
九	月	九六、〇〇〇	一一七、〇〇〇	一一二、〇〇〇
十	月	三一、〇〇〇	四〇、六〇〇	三七、〇〇〇
十一	月	一三、〇〇〇	二一、七〇〇	二〇、〇〇〇
十二	月	二五、〇〇〇	二九、九〇〇	二九、〇〇〇

計 四、六六五、五〇〇 四、六〇一、二〇〇 四、六二〇、五〇〇

いづれをとるも大差はないが、此處には東亞研究所中支那部會調査の計數を採用し、各月の國幣元市中平均相場による換算額と、公定相場による換算額との差を求むれば、

二〇、四六五 千円

となる。その具體的な手續を以下に掲げやう。

3月	£,000 1,376 ×	$\frac{£ 1}{13} - \frac{£ 1}{16}$	$\frac{£ 1}{14} - \frac{£ 1}{2}$	= \$,000 919
4月	£,000 1,226 ×	$\frac{£ 1}{12} - \frac{£ 1}{32}$	$\frac{£ 1}{14} - \frac{£ 1}{2}$	= \$,000 2,395
5月	£,000 895 ×	$\frac{£ 1}{11} - \frac{£ 1}{32}$	$\frac{£ 1}{14} - \frac{£ 1}{2}$	= \$,000 4,122
6月	£,000 582 ×	$\frac{£ 1}{9} - \frac{£ 1}{14}$	$\frac{£ 1}{1} - \frac{£ 1}{2}$	= \$,000 5,877
7月	£,000 260 ×	$\frac{£ 1}{8} - \frac{£ 1}{32}$	$\frac{£ 1}{1} - \frac{£ 1}{2}$	= \$,000 2,753

8月	£,000	152 ×	$\frac{£ 1}{7 \frac{15}{16}} - \frac{£ 1}{14 \frac{1}{2}}$	= \$,000 2,080
9月	£,000	96 ×	$\frac{£ 1}{8 \frac{3}{32}} - \frac{£ 1}{14 \frac{1}{2}}$	= \$,000 1,258
10月	£,000	31 ×	$\frac{£ 1}{8 \frac{3}{32}} - \frac{£ 1}{14 \frac{1}{2}}$	= \$,000 406
11月	£,000	23 ×	$\frac{£ 1}{8} - \frac{£ 1}{14 \frac{1}{2}}$	= \$,000 309
12月	£,000	25 ×	$\frac{£ 1}{8} - \frac{£ 1}{14 \frac{1}{2}}$	= \$,000 336
合計	£,000	4,666		= \$,000 2,0465

(二) かくして(一)の1,317,257千元より、二〇、四六五千元を差引けば、

一、二九六、七九二千元

を得る。此處に、一九三八年の全支海關輸入が、修正項目をも含んだものとして、最終的に得られたわけである。

第二項 陸 關 輸 入

一九三四年	一一、〇二〇千元
一九三五年	九、〇六七
一九三六年	一〇、〇六七
一九三七年	一一、二五九
一九三八年	一二、五〇一

前編所掲の四陸關の輸入額合計である。注目すべきことは、毎年の輸入増加に比し、一九三八年度は、一舉前年の二倍に上る激増ぶりを見せてゐることである。これは、重慶政府の輸入通路としての重要性が著しく高まつたことを意味するものであらう。

但し、これら四陸關は重慶政府の勢力圏内であり、圓ブロックに含まれてゐないから、前項海關輸入に於て行つた如く、一九三八年度海關金單位表示輸入額を國幣元に換算するに當り、對圓ブロック輸入及び爲替割當額控除の手續を施す必要を見ない。そこで、本項の計數は、海關金單位表示の陸關輸入を、金單位と國幣元との市中平均相場によつて換算したものに、更に、低價申告率一〇%を加算したものである。低價申告率一〇%の理由は、既に前編に所述したところによる。

第二編 陸 路 輸 入

一九三四年
一九三五年
一九三六年
一九三七年
一九三八年

一七、一七二千元
一七、〇〇〇
四三、三六三
四六、一五二
六一、五七九

陸路輸入額目を設けた理由、又、それを對滿陸路輸入と對蘇陸路輸入に限定した理由等は、既に前編所述の如くである。なほ、又、運費等を考慮せず、國幣圓もしくはマルブア表示のものを直ちに、國幣元に換算した理由も、前編に述べた通りである。陸路輸入は一九三六年以降、一舉激増を辿り、而も、對滿と對蘇とは大體同額にして、また、シンドメトリックな傾向を示してゐる事は面白い現象であると言へよう。

第一項 對滿陸路輸入

一九三四年
一九三五年
一九三六年
一九三七年
一九三八年

九、七一七千元
八、三五八
二〇、七六一
一七、三二〇
三一、二七一

典據となれる資料は、前編所掲の滿洲國外國貿易統計年報一九三四年乃至一九三七年、及び同月報一九三八年各月である。前編と同様、山海關及び承德兩稅關の對支輸出額合計をとつた。國幣圓と國幣元との換算相場は前編に同じ。なほ、純輸出額の他、再輸入額なるものがなく、従つて、左には純輸出額のみを掲げたわけである。

山海關	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
承德	八、六二一 <small>千圓</small>	八、三五七 <small>千圓</small>	一九、〇三九 <small>千圓</small>	一七、六六六 <small>千圓</small>	三一、二七一 <small>千圓</small>
合 計	九、九三二	一〇、〇五五	二一、二四〇	一七、六六六	三一、二七一

第二項 對蘇陸路輸入

一九三四年
一九三五年
一九三六年
一九三七年
一九三八年

七、四五五千元
八、六四二
二二、六〇一
二八、八三二
三〇、三〇八

典據となれる資料は、前編所掲 Chamber of Commerce, Quarterly Review である。新疆の對蘇輸入を以て之に充てる。その主要輸入品は、工業製品、綿布、靴、燐寸、砂糖等であり、自動車自轉車等も亦少なくない。殊に、一九三六年以

降の國幣元表示による輸入増は、國幣元の對ルーブル相場の下落にもよるが、實に目覺ましいものがある。そのルーブル金額による表示は左の如くであり、之を前編所掲のルーブルと國幣元との換算相場を以て換算した。

一九三四年	四、七三〇千留
一九三五年	六、〇四九
一九三六年	三六、一四五
一九三七年	四〇、八四四
一九三八年	三三、九七六

但し、一九三七年及び一九三八年の兩年は、推定數字たること、及び、その理由は前編所述の如くである。推定の根拠も亦、前編の通り。その手續は左の如くして得られた。

一九三六年	二二、七八六噸	同上指數	118	40,844千留
一九三七年	二五、七三三	同上指數	113	29,145千留 × 100
一九三八年	二一、〇三五	同上指數	94	36,145千留 × 160 = 58,976千留

〔附註〕

ところで、右の典據とは別に我國某有力機關の調査に係る計數がある。それに依れば、一九三六年のみは、右の金額と同じであるが、一九三五年は右に比し極めて巨額に上る。一九三七年は、一月乃至九月迄の累計しかない爲、兩者の比較をなし得ない。參考迄に左に別計數を掲げる。

新疆の對蘇輸入

品名	一九三五年		一九三六年		一九三七年(1-9月)	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
合計	二〇、一一三噸	二六、四九五千留	二二、七八六噸	三六、一四五千留	一九、五三三噸	二五、〇三五千留
綿織物	二、四七五	一一、三三八	三、二七九	一四、〇二三	一、九五四	八、六二三
機械	一、二八一	一、八五七	一、九四五	二、三二九	一、九六六	三、一七七
内、自動車	三四九	一、〇五一	一、二三〇	六五九	五〇二	一、〇三一
茶	七五〇	一、五八六	一、〇三二	二、〇三〇	一、二六五	二、一八〇
砂糖	二、五〇一	一、三四五	二、九三四	一、三二七	二、七七〇	一、一〇〇
石油	三、二〇四	八七二	四、三〇九	一、〇五九	四、五六一	一、〇八七
黑色金屬及同製品	九二九	四六九	一、六七〇	八〇五	二、一五八	一、〇七四
衣服	四一	四六四	七七	二、二七四	七三	一、〇三一
化學工業製品	三八四	六〇四	八三四	一、一七四	六七一	八三八
履物	一四一	一、〇四三	二四〇	一、八三五	一一〇	六六三
陶磁器	二四二	二八九	四一八	四九九	四七一	四九七

魚	二八	一八	三三	一一〇	八二	一一五
魚	二八	一八	三三	一一〇	八二	一一五
穀	五、四五四	六七九	一、四七九	一九一	三九四	四四
穀	五、四五四	六七九	一、四七九	一九一	三九四	四四
木	一一	四	一一一	二八	二二三	四七
木	一一	四	一一一	二八	二二三	四七

右を換算して國幣元にて表示すれば、

一九三五年	三八、五六九千元
一九三六年	二二、六〇一
一九三七年(一—九月)	一七、六七二

第二節 修正

一九三四年	二一九、五一一千元
一九三五年	二二三、〇二一
一九三六年	三一四、一二七
一九三七年	三四八、六〇〇
一九三八年	二九五、〇八二

關路輸入價格修正、密輸入及冀東輸入、禁制品輸入及び對日特殊輸入の四項合計を以て修正綱目とする。第一表と第二表の比較により明らかなる如く、支拂の部に於ける修正項目は遙かに多くなつてゐるが、これは密輸入及び禁制品輸入の盛行に基づくものであり、且つ又、修正金額が年々増加してゐることを見れば、近年益々その傾向を馴致して來た跡が窺はれる。

第一項 關路輸入價格修正

一九三四年	一〇三、八九八千元
一九三五年	九二、四七〇
一九三六年	九四、四五二
一九三七年	九五、六二三

關路輸入にありては、從價税による實際の價格評價は、業者の價格申告が數年前の價格に基づき實際以下になされることが多い爲、税關は正確なる貨物送狀を取得することが出来ない。故に、實際は、其の地の卸賣價格に依り税關が評價したもので、業者の提出する送狀及び契約書等は、僅かに参考に供せられるに過ぎない。從量税による貨物には一は外國商人が任意に報告し、二には此種貨物價格とその税額との關係が比較的僅少なる爲、價格算定も正確を期し難い。是に於て、海關及び陸關輸入に關しては、價格修正が當然行はれる必要があるであらう。そこで、輸入價格修正率を如何に定むべきか、重要な問題となるわけであるが、我々は、専門家諸氏の意見に徴しこれを累年一割と推定した。その推定の參考として以下諸資料を掲げる。なほ、一九三八年に就き、價格修正を表示しない理由は、既にこれを輸入

續の中に包含してあるから、その必要を見ないことによる。(本編第一章第一節第一項海運輸入及び第二章第一項陸運輸入参照)

(1) 諸外國輸出統計と支那輸入統計との對比 (繼續に付き檢す)

英 國		米 國		日 本	
A	B	A	B	A	B
支那貿易統計に於ける輸出額(單位千磅)	右換算(單位千元)	支那貿易統計に於ける輸出額(單位千磅)	右換算(單位千元)	支那貿易統計に於ける輸出額(單位千磅)	右換算(單位千元)
支那貿易統計に於ける輸入額(單位千元)	支那統計を100とする對比(B對C)%	支那貿易統計に於ける輸入額(單位千元)	支那統計を100とする對比(B對C)%	支那貿易統計に於ける輸入額(單位千元)	支那統計を100とする對比(B對C)%
一九三四	六,五五三	一九三四	六,四四〇	一九三四	六,四四〇
一九三五	五,〇五八	一九三五	五,〇〇〇	一九三五	五,〇〇〇
一九三六	五,八三六	一九三六	五,八〇〇	一九三六	五,八〇〇
一九三七	五,九六七	一九三七	五,九〇〇	一九三七	五,九〇〇

(2) 諸外國輸出統計と支那輸入統計との對比 (特殊品目に付き檢す)

英 國 (毛羊)		米 國 (草煙葉)		日 本 (糖砂)	
A	B	A	B	A	B
支那貿易統計に於ける輸出額(單位千磅)	右換算(單位千元)	支那貿易統計に於ける輸出額(單位千磅)	右換算(單位千元)	支那貿易統計に於ける輸出額(單位千磅)	右換算(單位千元)
支那貿易統計に於ける輸入額(單位千元)	支那統計を100とする對比(B對C)%	支那貿易統計に於ける輸入額(單位千元)	支那統計を100とする對比(B對C)%	支那貿易統計に於ける輸入額(單位千元)	支那統計を100とする對比(B對C)%
一九三四	二,一五三	一九三四	一,五〇九	一九三四	七,〇〇〇
一九三五	二,二五九	一九三五	一,四七九	一九三五	三,四三三
一九三六	四,三三四	一九三六	一,四〇〇	一九三六	四,一五九
一九三七	四,八三三	一九三七	一,三九七	一九三七	三,六五七

(3) 總括。對比一覽表。(%)

總 額	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
支那統計を100とする對比(B對C)%	六九	七五	八五〇	一一〇〇

「特殊品目」		普通品目	
英	日	英	日
七八・六	七四・五	七〇・七	八六・二
六九・〇	八三・五	九一・四	一一四・〇
八八・一	一〇一・七	七三・八	一四〇・四
八九・六	一一七・〇	九二・八	一一四・六
八五・六		一一四・〇	一一〇・〇
八四・七		八五・〇	
七六・九		七三・五	

備考 以上、普通品目と特殊品目との比率は、凡て前掲に同じ。

外國統計から國幣元に換算するに當り、運賃、保険料等を一割と見込んで加算するといふ手續はとらなかつたが、このことを考慮にいれた上で右の對比一覽表を見ると、各年大別、又、各國別、更に、總額と特殊品目との間を見て、海關統計と外國統計との間には、特に甚だしい乖離率がない様である。然し、それにしても海關統計の金額を一〇〇とし、見た外國統計の金額は、或ひは一〇〇以上であつてみたり、一〇〇以下であつたりして、俄かには低價申告率を何程と定むべきかの見極めが著しき差がある。唯、専門家の意見たる一〇%が、大體無難だといふことは、右の諸表からも斷定し得るところであらう。

第二編 密輸入及冀東輸入

一九三四年	九〇、六六二千元
一九三五年	九五、七二八
一九三六年	一三九、七九四
一九三七年	一六九、二六七
一九三八年	八五、〇〇〇

一九二一年ワシントン會議當時、極東委員會は、支那關稅七分五厘に引上を決定、次いで、一九二五年には、支那の關稅自主權は各國關稅委員會の承認するところとなり、更に、一九二九年には輸入新稅率（七種差等稅率）の實施を見、かくして、支那は、南京條約以來の宿望たりし關稅自主權を遂に恢復することが出來た。國內産業保護と財政收入の増加と奢侈品輸入の防遏とが、輸入新稅率設定の趣旨であつたが、其後も屢々以上の見地から輸入稅率の引上が行はれた。支那に於る密輸入が特に盛行を見初めたのは、恰も此の頃からのことであつた。即ち、高率なる輸入稅を免がれんが爲に、あらゆる手段を講じて密輸入が行はれ始めたのである。

國際收支の觀點からは、右の密輸入額を捕捉することが絕對必要である。然し、それが巨額に上つたであらうとの推定はついても、今日迄何人も確たる數字を得ることは出來なかつた。そこで、本編は、推定の手段として、これを通路によつて捕捉し、大連ルート（大連—北支間）、臺灣ルート（臺灣—福建省間）、香港ルート（香港・澳門及び廣州灣—廣東省間）の取引として把握する方法に據つた。されば、右三通路による合計が、冒頭掲記の「密輸入及冀東輸入」に他ならない。

それによつて見れば、密輸入額は、絶對的に巨額であるのみならず、年々累増を示しつゝあることは、誠に怖るべき

B.	關東州主要生産品價額	+	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
C.	關東州よりの滿洲國純輸入額	-	三〇六、〇二三	三二九、六〇〇	三九九、一九六
D.	滿洲國境密輸入額	-	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
E.	關東州内消費額	-	一二三、九〇〇	一四六、五〇〇	一三三、八〇〇
F.	關東州よりの對北支輸出額	計	三四、九二八	九〇、一〇一	一二七、九九六
F.	を中國國幣元に換算(單位千元)		四三、八二二	八八、〇七五	一二五、四八六

備考1. A及Cの典據は、滿洲國外國貿易統計年報各年

Bの典據は、滿鐵産業部調査

Dの典據は、滿洲國財政部發表

Eの典據は、滿鐵産業部の調査。該調査は、一九三六年調であつて、大連の特殊性に鑑み、多少過少に見積つた嫌があり、そこで、北支經濟調査所では、右の産業部調査の計數を約二割増加した。なほ、一九三五年及び一九三七年は、關東州に於る人口の増減狀況を加味して算出した。

Fは、以上A乃至Eの加減により得られた結果であつて、これが國幣元への換算率は左の如くである。

- 一九三五年 一元〇・二五六國幣圓
 - 一九三六年 一元〇・〇二三
 - 一九三七年 一元〇・〇二〇
2. $F \parallel (A+B) \parallel (C+D+E)$

これは關東州よりの再輸出額に相當するものであり、之を以て對北支輸出額と見做すことは必らずしも妥當とは謂ひ得ないが、大連港再輸出額の内、極めて一部分は中南支其他の方面に轉出せらるゝも、大部分は北支に仕向けられる實情であるから、右公式による推算額を以て對北支輸出額と見做す。

第二段。冀東輸入及密輸入額の推計(單位千元)

精要	一九三五	一九三六	一九三七
F. 關東州よりの對北支輸出額	四三、八一二	八八、〇七三	一二五、四八六
G. 北支の關東州よりの正規輸入額	七、七二〇	六、八六三	五、六三四
H. 冀東輸入及密輸入額	三六、〇九二	八一、二一〇	一一九、八三二

備考 Gの典據は、滿鐵天津事務所「北支那外國貿易統計年報」各年

右の推計を基礎として、一九三四年は、一九三五年と大體事情同一なりとの想定の下に、一九三五年推計數字のラウンド・ナムバーを採ることとした。又、一九三八年は、事情に於て著しい變化がある爲、密輸入額の最低として、一九三五年の數字に據るを妥當とするであらうと考へ、一九三四年の場合と同様に、一九三五年の金額のラウンド・ナムバーを採用した次第である。

第二項 臺灣ルート

一九三四年	一二、〇〇〇 千元
一九三五年	一二、〇〇〇
一九三六年	一一、九〇〇
一九三七年	八、二三〇
一九三八年	八、〇〇〇

典據となれる資料は、東亞研究所上海國際收支委員會「中南支對外貿易收支推計調查報告書」である。それが算出した計數の推定には、次の如き順序を踏んでゐる。

- (1) 臺灣—福建間に於る正常貿易の統計掲記差額を算出し、之を密輸入に充當
- (2) 臺灣—福州、臺灣—廈門間の便利屋貿易(註)を、往復旅客數及び船舶數を基礎として算出し、之を密輸入に充當
- (3) 砂糖の密輸入額に付き、廈門及び福州背後地の消費額を推定し、之を基礎として毎年の海關統計に依り、密輸入額を算定

(註) 便利屋貿易とは、大阪商船株式會社の用語であつて、臺灣より定期的に福建に寄港する船舶に毎回「便利屋」(水脚)として乗船し、その携帶荷物を自己の携帶品として船内に持ち込み、極めて低税にて通關せしめた上で、福建の商人に賣却するもので、従つて、これは臺灣側の貿易統計に上らず、又、福建側の貿易統計にも掲上されないものである。そこで、この取引額を推定することは是非とも必要となる。

推計の方法

A 正常貿易

(イ) 臺灣の福建向輸出額(中繼日本品を含む)

	大藏省貿易統計(單位圓)		以上換算額(單位元)	
福州	一九三六	一九三七	一九三六	一九三七
向	一、七九八、九一七	一、〇五〇、四四六	一、七五八、四七二	一、〇二九、八四九

廈門	四、四三八、六六九	二、七七〇、三〇六	四、三三八、八七四	二、七二五、九八六
福州	六、二二七、五八六	三、八二〇、七五二	六、〇九七、三四六	三、七四五、八三五
合計	一〇、六六六、二五六	六、五九一、〇五八	一〇、四八六、二二〇	六、四七一、八二一
備考	海關統計と法務省統計との差			
	一九三六年	一九三七年	一九三六年	一九三七年
	一、〇三三、三四四	一、〇三三、三四四	一、〇三三、三四四	一、〇三三、三四四
	一九三七年	一九三七年	一九三七年	一九三七年
	一、〇三三、三四四	一、〇三三、三四四	一、〇三三、三四四	一、〇三三、三四四

(口) 福建の對臺運輸入額 (單位元)

廈門	一、六七〇、九二九	一、三三三、二一八
福州	三、二二六、四四五	二、七九八、〇二一
合計	四、八九七、三八四	四、一三一、二三九

備考：海關統計と法務省統計との差
 海關統計は、海關中報に基き、日本からの輸入として計上してあるが、日本からの輸入と見られるものも一應
 法務省統計に入っている

(イ) 以上(イ)及(ロ)兩者の差引 (イ)は海關統計の方が多し、(ロ)は法務省統計の方が多し

廈門	一、五三六、三六九	一、三三三、二一八
福州	八七、五四三、三三	三〇三、三六九
合計	一、一、一、二、四二九	八、一、〇、三五

計 (十) 一、一九九、九七二 (一) 三八五、四〇四

右に依つて、正常貿易に於ける臺灣、福建間の差額は、一九三六年に於て、海關統計掲記外として、一二〇萬元の輸入あることとなり、一九三七年は、逆に、海關統計の方が大藏省統計より三八萬元の過高を示してゐる。これらの數字が、直ちにそのまゝ密輸入額たり得るか否かは問題であつて、福建の輸入が c.i.f 價格を表示し、臺灣の輸出が f.o.b 價格を表示せることによつて、運賃及び保険料の問題が絡んで来る。然し、此處では、一應この問題を考慮外に置き、また一九三七年度は正常貿易を通路とする密輸入額を計上せぬこととした。

(B) 便利屋貿易 (イ) 廈門の便利屋貿易推定

一九三六年
 一週一回 一年五十四回
 一回一人分金額 二百圓(船上課税分)
 一船三百名
 $300 \text{ 圓} \times 300 \times 54 = 3,240,000 \text{ 圓}$

即ち、船上課税分は三二四萬圓となるが、別に船艙にもちこまれて課税される分があり、この船艙課税分を内輪に見積つて、二〇〇萬圓とすれば、合計五二四萬圓となる。

一九三七年

一週一回 海上封鎖前七月迄 三十回

一回一人分金額 二百圓(船上課稅分)

一船三百名

$200 \text{圓} \times 300 \times 34 = 2,040,000 \text{圓}$

船船課稅分を二百萬圓とすれば、合計四百萬圓となる。

(ロ) 福州の便利屋貿易推定

一九三六年

一ヶ月三回 一年三十六回

一回一人分金額 二百圓(船上課稅分)

一船二百名

$200 \text{圓} \times 200 \times 36 = 1,440,000 \text{圓}$

船船課稅分を約八十萬圓とすれば、合計二二四萬圓となる。尙ほ、福州に於ては、一九三六年十月以降、協定成立し、便利屋として乗船する者の數は毎航海十八名に限定せられたから、一九三七年は此の制限内に於て行はれたものとして計算する。

一九三七年

一ヶ月 三回 海上封鎖前七月迄二十一回

一回一人分金額 二百圓(船上課稅分)

一船十八名

$200 \text{圓} \times 18 \times 21 = 75,000 \text{圓}$

船船課稅は從來通り行はれたものとするれば、前年同様八〇萬圓として、合計八七萬圓となる。

以上合計

	厦門	福州	計
一九三六年	五、二四〇 千元	二、二四〇 千元	七、四八〇 千元
一九三七年	四、〇〇〇	八七〇	四、八七〇

(C) 砂糖の密輸額

砂糖の輸入稅率引上以前の年たる一九三一年の厦門及び福州の砂糖輸入額は、五十六萬擔であつたが、翌一九三二年の輸入額は以下の如く激減した。

一九三二年(三萬擔)	一九三三年(五萬擔)
一九三四年(十二萬擔)	一九三五年(十萬擔)
一九三六年(十萬擔)	一九三七年(八萬擔)

然るに、砂糖は生活必需品なる故その需要は急減する筈がないとの根拠より、一九三六年及び一九三七年の密輸額は、次の如く算定した。

一九三六年	五十六	正入常	十	差額額	四十六	砂糖一擔七圓として換算	三二二	萬圓
一九三七年	五十六	正入常	八	差額額	四八	として換算	三三六	萬圓

總括 (A)+(B)+(C)

正常貿易によるもの	一七三六	千元	一九三七	千元
便利貿易によるもの	二、二〇〇			
砂糖	七、四八〇		四、八七〇	
	三、二二〇		三、三六〇	
	一一、九〇〇		八、二三〇	

計 かくの如くして得られた結果を基準とし、一九三四年及び一九三五年は、一九三六年の場合と正常貿易状況を等しくするから、密輸入一般の状況も亦之と大體同額であらうと想定し、一九三六年金額のテウンド・ナムバーを以て密輸入とした。但し、一九三八年は、事變後の密輸入減退の傾向と併せて、正常貿易の減退傾向もあり、彼此勘考して前年一九三七年の状態と同額に近しと見て、そのテウンド・ナムバーを充當した。

第三項 香港ルート

一九三四年	四二、六六二	千元
一九三五年	四七、六三六	
一九三六年	四六、六八四	
一九三七年	四一、二〇五	
一九三八年	四一、〇〇〇	

典據となれる資料は、蔡謙『粵省對外貿易調查報告』(前出)である。此處に、香港ルートとしたのは、香港、澳門、廣州灣等より廣東省へ向けられた密輸入であつて、むしろ、正確には、廣東省密輸入額と呼べるべきものである。冒頭掲記數字の詳細を左に示す。

項 目	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
砂糖	五、九九四	四、九九九	六、一二七	四、四二五
毛織物	二、八二八	三、九九一	四、〇九三	二、九二五
人参	一、七三二	八五五	一、二五五	八一二
茸	一五一	一九七	三二二	二五九

人絹	二三五	一七三	一三二
時計	一〇〇	一〇七	一一六
寶石首飾	一二七	二一〇	一〇〇
人造染料	一、五七七	一、四三一	七五六
石油	三、九九六	四、〇八五	二、九五〇
其他	二五、九二二	二八、八二三	二六、六八六
計	四二、六六二	四七、六三六	四一、二〇五

七六

一九三八年は、一九三七年のラウンド・ナムバーを採つた。蔡謙が右の如き推定金額を得たに付いては、以下の如き推定數量を求め、それを基礎としたものであつた。但し、難を言へば、推定數量に乗すべき、各貨物の單位當金額を恣意的に想定して、推定金額を求めた憾がある。即ち、左の如し。

(1) 廣東省に於ける石油密輸入量及び香港と廣東との石油市價差額表

廣東土產石油及正式輸入石油の消費量	密輸入石油量	香港と廣東の石油一箱(一噸)の市價差額
米ガロン	米ガロン	毫幣元
一九二七—一九二九年(平均)	三二、〇〇〇、〇〇〇	—
一九三〇—一九三三年(平均)	三一、〇〇〇、〇〇〇	二・四五
一九三四年	二四、〇〇〇、〇〇〇	四・四二
		七、〇〇〇、〇〇〇

一九三五年	二五、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	四・八七
一九三六年	一九、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	五・五六
一九三七年	二五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三・九四

(2) 廣東省に於ける毛織物の密輸入高調査表

正式輸入に係る毛織物	密輸入したる毛織物	
元	元	
一九二七—一九二九年(平均)	四、七八〇、〇〇〇	四二四、〇〇〇
一九三〇—一九三二年(平均)	四、三五六、〇〇〇	一、九〇三、〇〇〇
一九三三	二、八七七、〇〇〇	二、八二八、〇〇〇
一九三四	一、九五二、〇〇〇	三、九九二、〇〇〇
一九三五	七八八、〇〇〇	四、〇九三、〇〇〇
一九三六	六八六、〇〇〇	二、九二五、〇〇〇
一九三七	三九一、〇〇〇	

(3) 旅客、買辦等により廣東省に密輸入された商品額

旅客による密輸入高	買辦水夫等による密輸入高	合計
千元	千元	千元
二四、八九五	一、三二四	二六、二一九

七七

一九三三	二四、四六六	一、四五五	二五、九二一
一九三五	三一、一八八	一、四二三	三二、六一一
一九三六	二七、五六六	一、七六六	二九、三三二
一九三七	二七、二二一	一、五〇八	二八、七二九

備考 旅客一人携帶密輸入額 五元
汽船一艘にて總計 百元
公式 = 100 元 × 廣東省各海關に來往する外國汽船艘數

(4) 廣東省に於ける砂糖密輸入量及香港と廣東の砂糖市價差額調査表

年次	密輸入量	香港と廣東の砂糖一擔當市價差額
一九二七—一九二九年(平均)	二、三三〇、〇〇〇	—
一九三〇—一九三一年(平均)	二、三三〇、〇〇〇	—
一九三二	二、〇八五、〇〇〇	二八四、〇〇〇
一九三三	一、一七一、〇〇〇	一、一五九、〇〇〇
一九三四	一、四七〇、〇〇〇	八六〇、〇〇〇
一九三五	一、二七二、〇〇〇	一、〇五八、〇〇〇
一九三六	一、六〇七、〇〇〇	七二三、〇〇〇
一九三七	一、三〇二、〇〇〇	六八五、〇〇〇

備考 1. 公式……廣東省産砂糖及海關經由輸入外國糖の消費量 = 廣東省生産の砂糖量 - 廣東省砂糖密輸移出量 + 正式に海關經由輸入外國糖數量
2. 密輸入量 = (1927 - 1929 平均消費量) - 歷年消費量

(5) 廣東省に密輸入された人參鹿茸の數量表

年次	鹿茸の密輸入高	人參の密輸入高	合計
一九三一	三七四、〇〇〇	二、八八九、〇〇〇	三、二六三、〇〇〇
一九三二	一六一、〇〇〇	一、七九七、〇〇〇	一、九五七、〇〇〇
一九三三	一九五、〇〇〇	一、五〇五、〇〇〇	一、六九七、〇〇〇
一九三四	一五一、〇〇〇	一、七三二、〇〇〇	一、八八四、〇〇〇
一九三五	一九七、〇〇〇	八五五、〇〇〇	一、〇五二、〇〇〇
一九三六	三三二、〇〇〇	一、二五五、〇〇〇	一、五八七、〇〇〇
一九三七	二五九、〇〇〇	八一二、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇

備考 1. 廣東省の輸入高 = 香港の輸入高 × 4
2. 廣東省の密輸入高 = 香港の輸入高 × 4 - 廣東省の海關統計上の輸入高

(6) 廣東省に於ける人造糸、時計、寶石首飾、人造染料の密輸入高

年次	人造糸	懷中腕時計	寶石首飾	人造染料	計
一九三一	一七九、〇〇〇	二五九、〇〇〇	—	三七、〇〇〇	七九
	元	元	元	元	元
					七九
					六九、〇〇〇

一九三二	2,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一九三三	2,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一九三四	2,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一九三五	2,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一九三六	2,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一九三七	2,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第三編 禁制品輸入

一九三四年	24,951,000
一九三五年	34,823,000
一九三六年	79,881,000
一九三七年	83,710,000
一九三八年	142,700,000

中國海關總稅務司の訓令によれば、次の十四品目のものは、輸入禁制品として指定せられてゐる。これは、勿論、海關統計には掲載されないのであるから、それら禁制品の輸入金額は、當然これを別に計上して加算する必要がある。

その種類は次の如し。

- 一、兵器
- 二、貨幣（但、特殊のもの）
- 三、麻薬類（許可ありたるものは之を除く）
- 四、鹽類
- 五、革命的文書
- 六、福票及類似證券
- 七、黄燐及之が燐寸
- 八、肉類及魚類（但、特殊のもの）
- 九、賭博具類
- 一〇、玩具用空氣銃
- 十一、無電材料（許可ありたるものは之を除く）
- 十二、猥褻なる書畫類
- 十三、蜜蜂（許可ありたるものは之を除く）
- 十四、煙草用紙（許可ありたるものは之を除く）

但し、右の中、一、兵器 十、玩具用空氣銃・拳銃類 二、麻薬類の三者は、最も金額多く、その三者を盡くせば密輸入の殆んど過半を捉へ得るであらうと考へられるから、本編に於ては、武器、彈藥及航空機の項と、鴉片との項を設けて、考察することとした次第である。

第一項 武器・彈藥・軍用航空機

一九三四年	12,251,000
一九三五年	23,123,000
一九三六年	67,181,000
一九三七年	61,010,000
一九三八年	100,000,000

此處に謂ふ武器・彈藥・軍用航空機は、一言で表はせば、政府用軍需品と言ふことが出来る。それは、一九三四年以前には、海關統計に記録せられてゐたが、一九三五年以降は之を表示しないこととなつた。そこで、これら軍需品製造

能力を有する諸國に付き、それら諸國の貿易統計に表記せられてある軍需品の對支輸出額を調査し、之を國幣元に換算した上、海關統計掲記額を、その中から控除した残額を以て、此處に謂ふ密輸入額とするといふ方法をとつた。但し、一九三八年は、諸外國の統計が全部揃はなかつた爲、純然たる推定を行つた。

先づ、冒頭掲記の金額を更に分つて、武器・彈藥類と軍用航空機との二つの項目にして示せば、左の如くである。

	武器・彈藥類 千元	軍用航空機 千元
一九三四	七、五一一	一〇、四八四
一九三五	一二、六三九	三九、四三六
一九三六	二七、七四五	二一、八〇九
一九三七	三九、二〇一	

(1) 武器 彈藥類

右の金額を求め出した第一段の手續として、各國の貿易統計より、武器彈藥類の對支輸出額を拾ひ來つて列挙すれば、左の如くなる。即ち、當該諸國は十四ヶ國であり、最も重要な蘇聯を含んでゐないが、蘇聯貿易統計は、この項目を除外してあるから、現在の機構を以てしては到底これが捕捉の方法はない。加之、右十四ヶ國の中にも年次により空白をなさざるを得なかつた場合もあり、且つ、一九三八年度は各國の統計未刊行に付き、僅かに正確な金額としては獨逸香港及び日本を得たのみであつた。

A表 武器・彈藥の對支輸出額

國名	單位(千)	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
獨逸	ライヒス・マルク	二、二五五	八六二	六、四三七	一、四五六	
白耳義	ベルギー・フラン	一、六〇〇	一四、二四四	一七、二四一	四二、二三三	
英國	ポンド	三七	八八	二六〇	一五三	
香港	香港	二、三六七	一、六四四	一、四九六	二、五九九	三三
米國	ドル	一九九	一四四	六八〇	一、〇〇九	
佛國	フラン	二、四〇〇	七、二九三			
佛領印度支那	フラン	一三	四八	四五		
スベイン	ペセタ	一				
伊太利	リラ	一、九四九	三、六四〇	一、八三〇		
日本	圓	四〇九	四七七	七六三	四一九	七六
和蘭	フローリン	一		七	二	
瑞典	クローネ	五、七四三	二、七三三	二、六三三	六、四八〇	
瑞西	スイス・フラン	九	一九	一八二	四、七三九	
チエツコ	クローネ	三六、六三四	八、五〇〇	四、五八八		
スロバキヤ	クローネ					

備考 1. 右の中、獨逸、米國、英國、佛領印度支那、伊太利、日本、チエツコは、それぞれの貿易統計に據り、其他は、國際聯盟刊『武器彈藥貿易統計年報』に據つた。

2. 各國貿易統計によつた限り、それぞれの詳細は、更に左の如くであつた。

(米 國)

爆 發 藥	數量	1934	數量	1935	數量	1936	數量	1937
連發拳銃及ピストル	弗	3,000	500	2,100	8,400	1,550,900	3,668,000	
ライフル銃	弗	3,300	640	11,300	5,400	7,600	3,322	
散 彈 銃	弗	100	9	17	42	26	658	
機重砲及機重車	弗	24	2	29	1,566	33	599	
砲	弗	109	26	17,090	37,700	25,129	4,168	
金屬藥 莢	弗	2,050	35	3,350	67	3,913	168	
炸 藥	弗	6,100	92	48,521	103,599	67,979	10,409	
其他 武器	弗	19,700	100,365	33,217	15,097	10,409	1,009,072	
合 計	弗	19,334	193,515	193,666	193,737			

(英 國)

彈 丸	數量	1934	數量	1935	數量	1936	數量	1937
軍用裝填藥 莢	磅	1,000,000	4,000,000	1,000,000	18,268,700	5,250,000	28,870,000	29,663
軍用裝填藥 丸	磅	17,100	26,670	26,670	2,000	67,576	28,870	2,000
獵用裝填藥 莢	磅	3,400	1,080	6,400	2,850	1,000	1,000	1,000
合 計	磅	193,334	193,515	193,666	193,737			

(獨 逸)

備考 數量は個數と c.w.t との兩者を以て表示 (cwt = Hundred weight = 112 pounds)

高度爆發藥	千疋	1934	千疋	1935	千疋	1936	千疋	1937	千疋	1938
其他爆發藥	千疋	3,250	400	2,500	1,700	1,050	5,950	25,300	8,288	
榴彈砲臼砲及部分品	個	39	17,000	25	1,779	1	1,779			
自動機械砲及速射砲	個	268	17,000	268	17,000	268	17,000			
驅逐艦及潛水艦用品	個	6	82	6	95	6	110			
軍 艦	個	4	82	4	95	4	110			
其他軍需品	個	65	8,500	65	1,800	65	2,150			
合 計	個	117,100	86,071	117,100	117,100	117,100	117,100			
小銃及空氣銃	千疋	1934	千疋	1935	千疋	1936	千疋	1937	千疋	1938
火藥、ダイナマイト	千疋	1,300	1,600	1,300	1,100	1,700	500	1,300		
爆粉劑	千疋	800	600	800	600	800	600	800		
小銃及空氣銃部分品	千疋	1,400	1,500	1,400	1,500	1,400	1,500	1,400		
充 填 藥 莢	千疋	400	350	400	350	400	350	400		
彈 丸	千疋	200	200	200	200	200	200	200		
彈 丸	千疋	200	200	200	200	200	200	200		
合 計	千疋	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150		

南	中	北	合	南	中	北	其 他	南	中	北	南	中	北	連 發	南	中	北	茶 具 類	南	支
支	支	支	計	支	支	支	器	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
二、五六一、二二	八、〇六六	二、〇七	二、二六七、〇八七	一、七〇三、七九六	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七	二、一七〇、〇八七
一、四七七、五三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三	一、六〇〇、三三三
一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三	一、三三三、六三三
二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九	二、八五九

次に第二段の手續としてA表を國幣元に換算表示しなくてはならぬ。

B表 支那武器・彈藥輸入換算額 (單位千元)

獨逸	一九三三	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
白耳義	二、五七	九、九七三	八、九七三	八、五五〇	二、八〇〇
英 國	三、四〇八	一、四三六	一、九三六	四、八四三	
香 港	二、五七四	一、一九九	四、三七七	二、五六七	
米 國	五九一	二、一六五	一、六〇一	二、六四三	三
佛 國	四六七	二、八八	二、二九五	三、四四三	
佛領印度支那	三	一、三三三	九		
スベイン	四九一	八	九		
伊 太 利	四六五	八四	二二	三九	
日 本	四六五	五九八	七九九	四二	
和 蘭	四、四一六	一、八九七	二、三六三	五、六三五	
瑞 典	九五	一七	一八五	三、七二〇	
瑞 士	四、五九七	九七六	六二八		
チエツコスロバキヤ					

〇・六(一九三四—三五年)として掲記せる爲支那側統計と一致せず

合計 二〇、二四八 一一、七〇九 三三、三一一 三三、一四四

九〇

但しB表の計数は、そのまゝ採用するわけにゆかぬ。第三段の修正手続を要する。即ち、輸出には各國共多少の低價申告を行ふ慣習であり、その低價申告率は、勿論國により異なるが、世界的平均として5%を見込むことは妥當だと考へられる。又、運賃、保険料、諸掛をこめて一〇%の加算を要すべく、かくて合計一五%の價格修正を行はなくてはならない。なほ又、一九三六年佛國よりの輸入を百萬元とし、一九三七年は、佛國及びチエツコスロバキヤからの輸入を百萬元と抑へて、B表に加算する必要がある。かくて、海關統計に表記の民間武器・彈藥輸入額を控除する時、此處に最終的な結論が得られる。即ち左の如し。

	B表の修正金額		海關統計掲記分		差引(眞正輸入軍需品)	
	数量	千元	数量	千元	数量	千元
一九三三	四	二二、二八五	四	一五、七七四	—	七、五一一
一九三五	五	一三、四六五	六	八二六	—	一二、六三九
一九三六	六	二七、九五七	二	二二二	—	二七、七四五
一九三七	七	三九、二六七	六	六六	—	三九、二〇一

(2) 軍用航空機

前段と同様、第一の手續としては、外國の貿易統計より對支航空機輸出を抽出する。蘇聯を除外したと、一九三八年の未詳の事情は前述の通り。

A表 各國の航空機對支輸出額

國名	一九三三		一九三五		一九三六		一九三七	
	數量	價格(磅)	數量	價格(磅)	數量	價格(磅)	數量	價格(磅)
英國	—	—	—	—	—	—	—	—
飛行機	—	—	—	—	—	—	—	—
部分品	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
米國	—	—	—	—	—	—	—	—
陸上飛行機	—	—	—	—	—	—	—	—
水上飛行機	—	—	—	—	—	—	—	—
飛行機エンジン	—	—	—	—	—	—	—	—
パラシュート及	—	—	—	—	—	—	—	—
部分品	—	—	—	—	—	—	—	—
其他部分品	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
獨逸	—	—	—	—	—	—	—	—
飛行機及部分品	—	—	—	—	—	—	—	—
モーター	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
伊太利	—	—	—	—	—	—	—	—
飛行機(蓋)	—	—	—	—	—	—	—	—
部分品(キント)	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
香港	—	—	—	—	—	—	—	—
飛行機	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—
價格(香港幣)	—	—	—	—	—	—	—	—

九一

計	三、七〇五	三、九二九	五、三二六	一、六二〇
佛蘭西	數量 メトリ ツクキ ンタル	價格 千法	數量 メトリ ツクキ ンタル	價格 千法
飛行機	一八六	三、三三	三、六五	四、八三
計	一八六	三、三三	三、六五	四、八三

- 備考 1 獨逸の部分品、モーターには其他車輛用を含む。
- 2 伊太利の統計は、一九三四年、三五年兩年は數量のみの揭示にて金額を表記しない。已むを得ず一九三六年の一毫當金額を算出して兩年度の毫數に乘じ、推定金額を求めた。従つて、實際の額とは或ひは一致しないかもしれない。
- 3 佛蘭西の場合も同様で、金額の表示がないが、各年度に於ける各國向飛行機輸出總額に就ては、數量、金額共に記載してあるから一毫當の金額を算出して、對支輸出の數量を乘じて推定した。一九三六年、三七年は支那の項がなく、恐らく「其他各國」の項に一括されてゐることと思ふが、これは金額が少く、無視しても大して差つかへないと考へる。

右A表を國幣元に換算表示しなくてはならぬ。

B表 各國航空機對支輸出國幣元換算額 (單位千國幣元)

英 國	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
米 國	一四	二一	二二	一、六八三	
獨 逸	一一、三二四	六、九五七	二四、一八六	一三、五一八	
伊 太 利	八三	九七一	二、六一一	五三六	四、三七五
計	五七	二、三二四	二、四〇二	二、四三六	一七六

香 港	二九二	三八一	五、七二一	二、〇〇三	二四六
佛 蘭 西	五一	八八			
計	一一、八二二	一〇、七四二	三五、一三一	二〇、一七六	

既述の理由に基づき、B表を更に修正する。且つ又、修正の上、海關統計掲記民間航空機輸入額を控除して最終數字が得られるわけである。(修正率は前掲の通り)

	B表修正金額	海關統計掲記額	差 引(眞正軍用航空機輸入額)
一	一九三 四	一三、五九四 千元	四、七四〇 千元
一	一九三 五	一一、三五三	一〇、四八四
一	一九三 六	四〇、四〇〇	三九、四三六
一	一九三 七	二三、二〇二	二一、八〇九

(3) 總 括

以上の如くして、一九三八年は、諸前年の狀況や列國對支武器援助等の事情に基づき、總括一億元の輸入ありたるものと推計した次第である。

なほ、爲替換算に當つては、東亞研究所『上海外國爲替相場表』を利用した。同表に直接表示せられてないものは、

編者に於て裁定相場を作成した。念の爲、表示すれば左の如くである。

英國(一元ニ付)	米國(一〇〇元ニ付)	佛蘭西(一〇〇元ニ付)
一九三四年 一志四・一	三三・七八五弗	五一四・二五六フラン
一九三五年 一志五・七六一	三六・二六一	五四八・九五九
一九三六年 一志二・三七七	二九・七〇九	四九六・四一四
一九三七年 一志二・三〇六	二九・三〇六	七二六・〇〇〇
一九三八年 一〇・三八六	二一・一二五	六八四・五八七
獨逸(一〇〇元ニ付)	日本(一〇〇元ニ付)	香港(一〇〇元ニ付)
一九三四年 八五・三四九馬克	一一三・四〇八圓	八八・〇七六香港弗
一九三五年 八九・二二八	一二五・一五五	七六・六六三
一九三六年 七三・二〇四	一〇二・三四三	九三・五五六
一九三七年 七二・三三〇	一〇二・〇一六	九五・六七八
一九三八年 五二・四九一	七三・六九〇	六八・八五九
佛印(一〇〇元ニ付)	白耳義(一〇〇法ニ付)	瑞典(一〇〇クローネニ付)
一九三四年 五一四・二五六法	三七・八五一元	七六・九〇元
一九三五年 五四八・九六七	一〇・一六一	六九・六九
一九三六年 四七九・七三六	一一・三八八	八六・二五

一九三七年 一一・五一七	八六・九六
一九三八年 一五・九九四	一一九・二七

瑞西(一〇〇スイス・フランニ付)

一九三四年 九五・八〇元	一二・五五元
一九三五年 八九・六二	一一・四八
一九三六年 一〇一・六一	一三・四八
一九三七年 七八・二八	一一・九一
一九三八年 一〇八・二六	一六・四二

チエツコ(一〇〇クローネニ付)

和蘭(一〇〇元ニ付)

一九三四年 三九四・五四リラ	伊太利(一〇〇元ニ付)
一九三五年 四三九・六八	三九四・五四リラ
一九三六年 四〇七・四四	四三九・六八
一九三七年 一八七・八二	四〇七・四四
一九三八年 一一七・〇三	二一七・〇三

スペインのペセタは一九三四年が一〇〇元ニ付、二四八ペセタである。

参考統計表

1 Foreign Commerce and Navigation of the United States

- 2 Annual Statement of the Trade of the United Kingdom with British Countries and Foreign Countries
- 3 Monatliche Nachweise über den Auswärtigen Handel Deutschlands
- 4 Statistica del Commercio special di importazione e di esportazione
- 5 Tableau général du Commerce extérieur
- 6 Tableau du Commerce extérieur de L'Indo-Chine
- 7 Hongkong Trade and Shipping Returns
- 8 Statistique de Tchécoslovaquie
- 9 大藏省、外國貿易統計年表
- 10 Statistical Year-book of the Trade in Arms and Ammunitions
- 11 海關中外貿易統計年刊

第二項 鴉片

一九三四年	一二、七〇〇 千元
一九三五年	一二、七〇〇
一九三六年	一二、七〇〇
一九三七年	一二、七〇〇

一九三八年

四二、七〇〇

支那の鴉片輸入に付ても、臆測だけは色々になされてゐるが、確定的に信憑し得る金額の推定は、在來迄あまりなかつた様である。冒頭掲記數字の典據となれる資料は、滿鐵北支經濟調査所『北支國際收支推計調査書第三篇支拂之部』である。それは、一九三五年乃至一九三七年の相手國別鴉片輸入を推計したものであつた。それ故、一九三四年及び一九三八年は、それを基準にして我々が推定したものである。ところで、相手國別鴉片輸入狀況を示せば以下の如し。

國 別	一九三五	一九三六	一九三七
滿 洲 國	二、七〇〇 千元	二、七〇〇 千元	二、七〇〇 千元
其 他 外 國	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
合 計	一二、七〇〇	一二、七〇〇	二二、七〇〇

推定の根據

(1) 滿洲國より……一九三五年に於る熱河省罌粟栽培面積は、七十萬畝であり、一畝の鴉片産量を二〇兩とすれば、全産額一四百萬兩となる。然るに、一九三四年の同省鴉片の政府收買量は、七百萬兩で、其他省内吸飲量は四百萬兩と推定せられるから、京津地方への密輸出は、三百萬兩(單價九〇仙)となる。推計公式は左の通り。

$$(\text{省内全生産額}) - (\text{政府收買量} + \text{其他省内吸飲量}) = \text{京津地方への密輸出}$$

右に依り、一九三五年、推定金額を求め、之を一九三六年、一九三七年に充當した。

(2) 其他外國より……ヘルシヤ鴉片、トルコ鴉片及印度鴉片等の外國鴉片の輸入が見られる中にも、ヘルシヤ鴉片が最も多い。之等の密輸入額は明確ではないが、大體年額最低一千萬元と推定せられる。事變發生以後は、戦亂地區に於ては、交易杜絶と鴉片收穫減とにより、外國鴉片密輸入旺盛となり、從來の約四倍、即ち、年額最低四千萬元に上ると謂はれる。但し、一九三七年は例年の二倍に止つた由であるから、一九三八年は四千萬元とし、一九三七年は二千萬元と抑へた。

右を基準として、一九三四年は一九三五年と同額に見積り、又、一九三八年は滿洲國よりの分は一九三七年と同額と見做し、外國よりの分四千萬元を加算計出した。

第四編 對日特殊輸入

一九三八年

六七、三八二千元

一九三八年度には、海關統計に記録なき對日特殊輸入のあることを銘記しなくてはならぬ。それは、宣撫用品、免税抜物資等であり、かゝるものとして、冒頭掲記の金額を推定した。その算出經過を次に示す。

海關統計と大藏省統計との比較による支那の對日輸入と日本の對支輸出 (單位千元)

	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	同上期	同下期
海關統計對日輸入額	二六、八六	二五、五三	二五、五七	二五、四三	二〇九、八四	六、六六	一四、二七
大藏省統計對支輸出額	一〇一、三〇	二八、九五	一五、一〇	一五、七三	三九、九〇	一三、〇三	一〇、八六
差	額 △ 三、六六	△ 二、〇六	二、五四	二五、二九	一〇、〇六	六、三六	三、六八
比較海關統計基準百分比	△	△	△	△	△	△	△

備考 1. 換算率は海關統計による。但し一九三八年は等價とする。

2. 一九三八年上期に於ける兩者の乖離は特に著るしい。故に、一九三七年の乖離割合一・七%を基準として、一九三八年に於ける大藏省統計對支輸出額が海關統計對日輸入額を超過する金額を算定すれば、

上期 132,033千元 - (62,666千元 × 117%) = 58,714千元
 下期 180,866千元 - (147,178千元 × 117%) = 8,618千元
 合計 67,332千元

となり、この金額を以て充當した。

3. △印は海關統計の方が多額になつてゐるものである。

第二章 地金銀貨幣上の支拂

一九三四年	一一、六四二千元
一九三五年	一二、三二六
一九三六年	八、一六四
一九三七年	六〇、五八三
一九三八年	九九、〇八〇

前編に於ると同様、地金銀正貨輸入、銀以外の補助貨輸入、及び、紙幣輸入の三項目の合計である。地金銀正貨密輸入に關しては前編に於て密輸出入の差額たる純輸出を計上したから、勿論、本編に於て取扱ふは必要はない。但し、本編では、紙幣輸入の項目が加はつてゐる。

一九三四年以降に就き見れば、地金銀貨幣上の受取の巨額であつたに對し、その支拂は極めて少ない。この現象は、世界恐慌による在外華僑の打撃と、米國の銀政策とが表面に顯はれ初めた一九三二年以降の現象で、それ迄は、貨幣商品としての銀の輸入が頗る巨額であつた爲に、地金銀貨幣上の支拂も、著しい額に上つてゐた。而して、商品入超の少ない年は、それだけ銀の輸入は増加し、逆の場合は逆であるといふ關係は勿論見られたとはいへ、累年の商品入超にも拘はらず、銀は依然として輸入しつゞけられたのである。——さうした本來の状態が、一九三二年以來破れ始めた處

へ、幣制改革が行はれ、銀は遂に貨幣商品としての地位を喪失して、在來迄の様な尨大な國內需要を見出し得なくなつた結果、一九三六年には輸入の大激減を示した。だから、一九三七年及び一九三八年の金銀貨幣上の支拂が激増したのは、實に、紙幣輸入の激増に基づくものに他ならないので、地金銀の輸入は、年々減少を辿りつゝあり、それは、巨額の商品入超を擁してゐる以上、これの決済の爲に流出して行くのであつて、極めて當然の事と云へよう。

第一節 地金銀正貨輸入

一九三四年	一〇、八四二千元
一九三五年	一一、五二二
一九三六年	七、一八〇
一九三七年	四、五〇六
一九三八年	一六、七一〇

本編は、地金及金貨輸入、地銀及銀貨輸入より成り立つ。その主要部分を構成するものは言ふ迄もなく、地銀及銀貨輸入である。然し、銀の輸入は一九三五年以降は、激減を辿つてゐる。

第一編 地金及金貨輸入

一九三四年
一九三五年
一九三六年
一九三七年
一九三八年

一二千元
五二五
二、四六七
三、九一〇
一六、七二〇

前編地金及金貨輸出に比しては、その輸入額は、勿論ものの数でもないが、然し、巨額の商品入超に苦しんでゐる支那に、兎にも角にも地金及金貨輸入があるといふこと、加之、それが一九三四年以來激増し、同年を基準にして毎年五〇倍、二百五十倍、四百倍、千六百倍となつたことは、誠に偉觀とするに足りる。

右數字の典據となれる資料は、海關貿易統計年刊一九三四年乃至一九三七年、及び、海關進出口貿易統計月報一九三八年一月乃至十二月である。一九三四年乃至一九三七年は、右統計年刊表示の海關金單位額及び國幣元の兩者を以て列記したが、特に、一九三八年は國幣元相場の変動甚しき爲、海關統計表示の金單位額を、各月の國幣元市中平均相場を以て換算表示した。

支那地金及金貨輸入額相手國別

相手國	一九三四年		一九三五年		一九三六年		一九三七年		一九三八年	
	海關金單位	元	海關金單位	元	海關金單位	元	海關金單位	元	海關金單位	元
英領印度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英國	—	—	三、四四五	六、四四六	六、四四六	六、四四六	—	—	—	—
合計	—	—	三、四四五	六、四四六	六、四四六	六、四四六	—	—	—	—

相手國	一九三八年輸入の國幣元換算表示の爲には、左の手續を採る。	
	海關金單位	元
香港	1,000	1,000
日本	—	—
關東州	四、八五五	九、五三三
比律賓	—	—
合計	五、八五五	二、五九九

地金及金貨各月別輸入額

海關金單位	元	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
一九三八年輸入の國幣元換算表示の爲には、左の手續を採る。	元	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五	二、八二二、八五五

2. 換算率其他は前編所述の通り、すべて海關統計に據る。

第二編 地銀及銀貨輸入

一九三四年
一九三五年
一九三六年
一九三七年

一〇、八三〇千元
一〇、九九七
四、七二三
五九六

既に、これ迄にも度々觸れた如く、銀の輸入減少は、冒頭の數字の中に極めて端的に示されてゐる。そこで銀輸入減少の原因に關して、これ迄述べたところを要約的に左に示しておかう。

- (1) 恐慌による在外華僑の經濟的打撃
- (2) 米國の銀政策による銀の紐育への集中
- (3) 幣制改革による貨幣商品としての銀の地位喪失。従つて、國內需要の減少
- (4) 幣制改革以來銀が支拂手段として入超決済用に充てられ、従つて在外正貨としての機能の増大

冒頭數字の典據となれる資料は、前篇と同斷である。なほ、主要國別輸入狀況は左の如し。

地銀及銀價輸入額

國別	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
英領印度	元	元	元	元	元
臺灣	元	元	三、〇〇〇	元	元
佛蘭西	一〇、四八〇	元	元	元	元
佛領印度支那	八、二六〇	元	元	元	元
英國	元	二、九五、〇〇〇	二、五九九	一、五八九	三三三
香港	七、八二、〇〇元	七、六四、九四〇	四、五八、〇五	五〇、〇〇〇	元

日 本	澳 門	關 東 州	合 計
五〇、〇〇〇	四三、三三三	一〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、三六〇
六四、〇元	三三、九九	元	一〇、九六、六八
一〇九、七六	元	元	四、七三、四二二
六二、八〇	元	元	五九六、四九九
元	元	元	三三三

第二節 補助貨輸入

一九三四年	四千元
一九三五年	四千元
一九三六年	四
一九三七年	七七
一九三八年	二、三三〇

典據となれる資料は、海關統計年刊一九三四年乃至一九三八年である。ニッケル及び銅貨を含み、格別述べべきことはない。

第三節 紙幣輸入

一九三四年
一九三五年
一九三六年
一九三七年
一九三八年

八〇〇千元
八〇〇
九八〇
五六、〇〇〇
八〇、〇〇〇

法幣輸出入額及び外國紙幣輸出入額に付ては、いづれも海關統計の記載があり、一應之に典據して、紙幣流出入の實體を捉へんとする着想もあるが、然し、海關統計を仔細に點檢すると、かなりの疑念がそこに生じて來る。念の爲に、左に海關統計の數字を掲げるが、それに就て見ても殊に、關係の最も密切なる香港に於て、右の疑念は最も明白にあらはれてゐる。即ち、一九三七年には巨額の法幣流出が記録せられてをり（四億八千萬元）、その流出先は恐らく香港と見られてゐるが香港の貿易統計には、之に對應する記録がない。これは例へば毫幣券の如きを海關統計が紙幣として流出額中に數へた爲であらう。かゝる一例をとつてみても、海關統計の數字は、我々の利用目的には副はない。

(1) 種類別對支紙幣流出入額表 (一九三四—一九三七年度)

支那	紙幣單位	項目	一九三四		一九三五		一九三六		一九三七	
			原單位	元換算額	原單位	元換算額	原單位	元換算額	原單位	元換算額
元	紙幣	流入額	—	六六〇、四五〇	—	八二、八三三	—	一四、七五七、五五〇	—	一七、五三三、三三三
		流出額	—	一五三、〇〇〇	—	一、八三三、四〇〇	—	四、五五五、四〇〇	—	四八、九七二、二〇〇
元	銀幣	流入額	—	—	—	—	—	—	—	—
		流出額	—	—	—	—	—	—	—	—

種類	紙幣單位	項目	一九三四		一九三五		一九三六		一九三七	
			原單位	元換算額	原單位	元換算額	原單位	元換算額	原單位	元換算額
日本	圓	流入額	三、三三〇、〇〇〇	二、九七三、五三三	二、〇〇五、五〇〇	一、六二〇、四三三	三、四八〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	一、一七三、一七三	三、〇〇〇、〇〇〇
		流出額	一、〇三三、〇〇〇	九六九、〇七七	一、四〇〇、〇〇〇	一、二四一、五三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一七三、一七三	一、一八八、三〇〇
香港	香港幣	流入額	—	—	二、六四六、〇〇〇	三、四八〇、〇〇〇	一、四二二、二二二	一、五一一、一五二	二、四〇〇、〇〇〇	二、五二一、二七一
		流出額	六、五五五	八九、三三三	八、四三三〇	五〇、〇〇〇	六、六六〇	三九、三三三	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
英吉利	磅	流入額	—	—	—	—	六〇〇	一〇、〇一〇	三、四〇〇	五七、〇三九
		流出額	—	—	—	—	—	—	—	—
佛領印度支那	ピアース	流入額	—	—	七、〇〇〇	七、〇〇〇	—	—	一五、〇〇〇	一、九八五、三三三
		流出額	二、五、六九九	四、五、六三三	二、六、〇一〇	三、〇、〇〇〇	三、三、〇五五	三、三、〇五五	二、三、〇五五	一、八、〇〇〇
北米	弗	流入額	—	—	—	—	—	—	—	—
		流出額	—	—	—	—	—	—	—	—
合衆國	弗	流入額	—	—	—	—	—	—	—	—
		流出額	—	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール	シンガポール	流入額	—	—	—	—	—	—	—	—
		流出額	七、五五〇	一三、三三三	—	—	—	—	—	—
印度	ギルダ	流入額	—	—	—	—	—	—	—	—
		流出額	一、五、六〇〇	三、二、六六六	一、六、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	—	—	—	—

(2) 種別別對支紙幣流出入額表 (一九三六年度)

國別	紙幣單位	項目	原單位	元換算額
支那	元	流入額	六四三,九〇五,六一四	
		流出額	一四六,八五七,二八七	
日本	圓	流入額	四九九,〇四八,三二七	
		流出額	一四,四三一,四〇〇	
香港	弗	流入額	三,一〇〇,〇〇〇	
		流出額	一一,三三一,四〇〇	
英吉利	磅	流入額	一九〇,二四三	
		流出額	一一,〇一六,六七七	
佛領印度支那	ピアストル	流入額	一〇,八二六,四三三	
		流出額	一,二五二,二四七	
北米合衆國	弗	流入額	二一,二一三	
		流出額	五三,二八六	
シンガポール	シンガポール弗	流入額	一,二三一,〇三三	
		流出額	五六,二六三	
佛領印度支那	ピアストル	流入額	二八三,九九四	
		流出額	二二七,七三一	
北米合衆國	弗	流入額	七四一,六〇九	
		流出額	一六四,七五二	
シンガポール	シンガポール弗	流入額	一六四,七五二	
		流出額	五七六,八五七	

國別	紙幣單位	項目	原單位	元換算額
白耳義	ベルギーフラン	流入額	一,〇五〇	一六八
		流出額	一,〇五〇	一六八
加奈陀	カナダ弗	流入額	一,〇五〇	一六八
		流出額	一,〇五〇	一六八
蘭領印度	ギルダ	流入額	四,七六七	二二,四三四
		流出額	四,七六七	二二,四三四
比律賓	ペソ	流入額	三,五三九	九二,六一〇
		流出額	三,五三九	九二,六一〇
英領印度	ルーピー	流入額	八,五四五	二〇,二二四
		流出額	八,五四五	二〇,二二四
佛蘭西	フラン	流入額	三,一五九	五四,三〇八
		流出額	三,一五九	五四,三〇八
泰國	バート	流入額	一,二七六	一八,〇七七
		流出額	一,二七六	一八,〇七七

南阿弗利加	南阿	磅	流出額	1,029	2,196
南阿弗利加	南阿	磅	流入額	1,029	2,196
澳門	門	タカ	流出額	608	13,934
澳門	門	タカ	流入額	608	13,934
歐洲	洲	磅	流出額	403	931
歐洲	洲	磅	流入額	403	931
差	額		流出額	4,473	100,922
差	額		流入額	4,473	100,922

(3) 以上兩表の合計額 (國幣元換算)

項目	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
流入額	3,631,011	2,466,124	1,849,353	1,753,383	633,573
流出額	3,021,126	3,831,318	6,330,104	4,830,856	1,618,672
差額	△ 2,559,883	1,437,004	△ 2,169,247	308,751	△ 500,709

備考 一、海關中外貿易統計年刊各年による
 二、各國貨幣の元換算率は東亞研究所編『上海外國為替相場表』の附表による
 三、△印は流入超過

かくの如く、海關統計からは何等の結論も引き出せないので全體を捉へんとして不確實な歸結に達するより、一そ日

本圖のみに付き計數を採録することとした。冒頭掲記のものが、即ちそれである。それは、海關統計を全然離れ、毎年の流通高増減を以て、純輸入額に充當する方法を採つた。但し、一九三六年迄は北支のみ、一九三七年以降は、北・中南支の合計である。

〔北支〕

北支に就ては、滿鐵北支經濟調査所『北支國際收支推計調査書』に據つた。日本銀行券、朝鮮銀行券、滿洲中央銀行券の流通高増加は次の如くである。

一九三五年	一、〇〇〇千圓
一九三六年	一、〇〇〇
一九三七年	五〇、〇〇〇

これを國幣元に換算し、一九三四年は一九三五年と同額と推定、一九三八年は一九三七年のラウンド・ナムバーを充てれば、

一九三四年	八〇〇千元
一九三五年	八〇〇
一九三六年	九八〇
一九三七年	四九、〇〇〇

一九三八年

五〇、〇〇〇

〔中南支〕

中南支に關しては、日本政府系某機關の調査があるが、極秘扱の爲此處には特に名を秘す。それによれば、

事變當初より一九三八年八月現在迄の日銀券流入額 七八、四五〇千圓

同じく右流出額 四八、〇六六

兩者の差引として、一九三八年八月現在の流通額 三〇、三八四 (A)

一九三九年七月現在の日銀券流通額 一一、八九八

同右、軍需流通額 三五、八五一

一九三九年七月現在の圓紙幣流通總額 四七、七四九 (B)

そこで、右を基礎にして、曆年度に於る流通額を左の如く推定する。

$A - B = C$ 47,749千圓 - 30,384千圓 = 17,365千圓 (1938年8月乃至1939年7月の一年間流通増額)

$C + 12 = D$ 17百萬圓 + 12 = 1.5百萬圓 (以上、一年間の一ヶ月當り流通増加額)

$D \times 5 = E$ 1.5百萬圓 \times 5 = 7.5百萬圓 (1938年8月乃至12月迄の推定流通額)

$E \times 7 = F$ 1.5百萬圓 \times 7 = 10.5百萬圓 (1939年1月乃至7月迄の推定流通額)

$A - (E + F) = G$ 47百萬圓 - (7 + 10)百萬圓 = 30百萬圓 (1938年度推定流通額)

以上の如く、一年間の流通増額(C)を求め、一ヶ月均等に増加したるものとして一ヶ月當平均流通増額(D)を求め、更に、一九三八年と一九三九年とに於ては、流通状態は同一と假定して、兩年に於て紙幣の流入ありたる月數即ち、五ヶ月及び七ヶ月を、右の月平均流入増額に乘じ(E及びF)その結果を兩年度分の純輸入額とする。それは右の如く、七百萬圓(E)及び一千萬圓(F)であつた。E及びFの合計一千七百萬圓を、一九三九年七月現在の流通總額四千七百萬圓から控除した殘額(G)三百萬圓が、結局一九三八年度の推定流通額となる。即ち、純輸入額は、

一九三七年

七、〇〇〇千圓

一九三八年

三〇、〇〇〇

一九三九年七月現在

一〇、〇〇〇

これを國幣元に換算すると

一九三七年

七、〇〇〇千元

一九三八年

三〇、〇〇〇

以上、北支と中南支の合計が、冒頭の數値となつた次第である。

第三編

全支商品輸出入額地域別表

— 商品類別・港別・相手國別 —

序

一、本編は、支那地域別（臺灣、北、中、南支別）貿易收支調査の附表たるものである。
一、典拠となれる資料は、以下の如し。

滿鐵經濟調査會「北支那外國貿易統計年報」一九三四年版

滿鐵北支事務局「北支那外國貿易統計年報」一九三五年版乃至一九三七年版

滿鐵上海事務所「支那外國貿易統計年報」一九三八年版第二卷「北支那」

東亞研究所「中商支那外國貿易詳細統計」一九三六年版（滿鐵上海事務所調査室が東亞研究所の委嘱にて増當せるもの）

滿鐵上海事務所「中商支那外國貿易統計年報」一九三七年版

滿鐵上海事務所「支那外國貿易統計年報」一九三八年版第三卷「中支那」及び第四卷「南支那」

一、右諸資料は、支那海關の原簿により、各港別に商品別、相手國別の輸出入額を算出したもので、海關中外貿易統計の缺陥たる點を補ふものである。

一、相手國別の中、注意すべき諸點は左の如し。

日本は、内地、朝鮮、臺灣を含む（但し、一九三七年度の中支那及び南支那には關東州を含ませたが、元來、關東州の中商支に對する關係は格別深からず、改めて修正せず、そのまゝ再録した）

滿洲國は、關東州及び滿洲國の合計（但し、右に述べた如く、一九三七年度中南支は例外）尙ほ、關東州及び滿洲國に關する計數は、引用資料作成の基礎たる海關原簿に缺陷ある爲、「正確ヲ期シ難ク利用ノ際注意ヲシテ」と引用資料に記載あり、暫くそのまゝとして利用した。

英吉利は大ブリタンを意味し、其他諸國も亦、植民地を除外した本國のみを意味する。

一、貨幣單位は千國幣元（千以下は四捨五入）、〇印は千元未満、一印は皆無を意味する。但し、四捨五入の結果、計數に若干の異同を生じたことを念頭におかれ度い。

一、輸入金額は海關金單位を以て表示されてある故、それを國幣元に換算する手續を採つた。換算率は、右の滿鐵刊行諸資料に記載せられた各港別のものに據る。但し、一九三八年度に付ては換算を行はなかつたことを念頭におかれ度い。蓋し、同年三月以降、金單位と國幣元との換算率の變動甚だしき爲、年平均を以てする時は實體を捉へ得ないし、さればとて月別換算率を港別、相手國別、商品類別に適用せんとすれば、技術的にも極めて困難を伴ふが爲に他ならぬ。

一、右の換算率は以下の如くである。

天	津	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
青	濟	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
芝	煙	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇

威海衛	上海	南京	九江	漢口	長沙	重慶	寧波	溫州	其他中支那	福州	厦門	汕頭	廣東	九龍	拱北	梧州	蒙自	其他南支那	
一、九三三、〇〇〇	一、八四九、九〇〇	二、二〇〇、七五〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇

備考 1. 一海關金單位に付き、國幣元單位を以て表示せられたる換算額なるを表はす。
2. ブランタの部分は、當該年度にありては、詳細統計表に集録せられざることを意味する。

3. 一九三六年に於る其他中支那の豫算率は、殘餘八海關平均率。同年に於る其他支那の換算率は、殘餘十海關平均率。
 一九三七年に於る其他中支那の換算率は、殘餘十三海關平均率。同年に於る其他南支那の換算率は、殘餘十三海關平均率。

一、なほ右の換算率表示のブランク部分にも示されてある如く、一九三四年及一九三五年の中支及び南支の詳細統計を缺如してゐる。これは、詳細統計の作成を滿鐵資料によつた爲、偶々右兩年度分が滿鐵に於て未完成である理由に基づく。海關原簿を利用する便宜を現在に於て缺いてゐるが爲に、右部分の詳細統計は恐らく作成せられて世に出る機会をもたないであらう。北支との均衡を缺き、甚だ残念ながらブランクのまゝとした次第である。

第一部 輸出の部

第一章 北支の輸出

第二節 一九三四年度北支輸出

1 動物及動物産品	北支計	天津	青島	芝罘	秦皇島	龍口	威海衛
英吉利	七、九二三	四、四八九	三、四三四	二五四	〇	一五八	一五
北米合衆國	五、一二八	四、八九七	二一七	一四	〇	〇	〇
日本	四、八四四	一、二五四	三、五七三	一七	〇	〇	〇
獨逸	二、八一六	二、一〇四	六五一	六一	〇	〇	〇
香港	一、八九三	九六一	八五一	七六	〇	〇	〇
和蘭	一、二七〇	一、二五三	一七	〇	〇	〇	〇
佛蘭西	七四三	七三四	八	〇	〇	〇	〇
白耳義	六一〇	五八二	二八	〇	〇	〇	〇
滿洲國	二八二	一六	六三	三五	〇	〇	〇
滿洲	一四六	一四五	〇	一	〇	〇	〇
合計	二六、一五三	一六、八三九	八、八八七	二五四	〇	一五八	一五

7 鮮果、乾果及貯藏果		6 植物性染料		5 穀類及同製品		4 豆		3 魚介及海產物		2 皮革及毛皮	
其	他	其	他	其	他	其	他	其	他	其	他
三、八二一	一	四、三三五	二	一、〇二四	二	一三、六二四	一	一〇、七〇四	一	四九八	一
一、一三三	一	四、一七	三	一、七六六	三	一二、七二九	一	一〇、六三五	一	四〇四	一
八二四	二	六四	三	一、七二四	三	六二四	一	六二四	一	八四五	一
七一九	六	四八	三	二、五六九	一	七四六	一	七四六	一	四九	一
五七〇	四	二一	三	二、三九三	一	六九	一	六九	一	二八	一
三、三二	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一
一、一三三	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一
八二四	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一
五七〇	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一
三、三二	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一
一、一三三	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一
八二四	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一
五七〇	四	一五	三	二、三九三	一	四九	一	四九	一	二	一

一三二

4 豆		3 魚介及海產物		2 皮革及毛皮	
其	他	其	他	其	他
一、〇二四	二	一三、六二四	一	一〇、七〇四	一
六六三	三	一二、七二九	一	一〇、六三五	一
三九九	三	六二四	一	六二四	一
一〇六	四	七四六	一	七四六	一
一〇三	四	六九	一	六九	一
一〇	四	四九	一	四九	一
一〇	四	四九	一	四九	一
一〇	四	四九	一	四九	一
一〇	四	四九	一	四九	一
一〇	四	四九	一	四九	一

一三〇

11 酒精飲料											10 雜											
北米合衆國	日本	滿洲國	海峽殖民地	香港	其他	丁抹	埃及	英吉	佛蘭	伊太	北米合衆國	香港	獨逸	和蘭	日本	其地	海峽殖民地	滿洲國	日本	伊太		
四	一二	四二	四七	三〇二	四一九	一、三三七	四三一	四七三	五四六	七二七	七四〇	一、三九五	一、六一〇	一、九三〇	四、七一五	四、〇九〇	一七、九九四	一	一	一二	二二	三一
四	七	一	二六	三〇〇	三四五	六八	七三	〇	八六	七二	四〇	一、一七九	八八四	五九八	一二九	二、六五三	五、七八二	一	一	八	七	一
	五	三九	一六	六五	七一	三四四	二五七	五二	三一〇	一七六	二〇九	一五六	九四四	三、三六五	一、三九四	七、九一八		一	一	二	三一	
		二	五	二	九	一六一	四三	一二〇	一二五	四四一	二	七八	九三	二七五	二七	一、三六五			三	三		
					五七		二六	四〇	八三	五				一三三	四一四	七五八						
												一九				一九			〇			
					三四〇	一四	一四七	二四八	一三七	七八	五	四七三	一六二	五三二	六	二、一五二					一	

9 油脂及蠟											8 藥材及香味料											
加奈陀	北米合衆國	香港	其他	加奈陀	白耳	英吉	和蘭	獨逸	滿洲國	北米合衆國	日本	香港	其他	關領印度	佛蘭	海峽殖民地	新西	滿洲國	日本	滿洲國		
三四七	七五九	二、三五六	三、五三〇	二	二	四	一四	一九	三四	七三	二九八	六一九	二、〇四三	三、一〇八	五	四	七	一一	一五八	二三〇	二八六	四四七
	一	二七一	二八八	二	二	四	一四	一九	三四	二三	二九八	五九二	一、八〇四	二、七九二	四	二	七		一五八	二二九	一八二	二三五
三四七	七五八	一、八五九	二、九九九							二四		三	一九〇	二二七	一			〇		一〇二	五〇	一三〇
		一〇三	一一九							二三		二四	三三	八〇		二		一			二	
																						〇
		一〇七	一〇七							三		一	四									〇
	一六	一七									〇	一五	一五								〇	〇

18 燃 其 日 香 滿 北 米 合 眾 國 其 獨 海 峽 植 民 地 北 米 合 眾 國 關 領 印 度 滿 洲 日 本 香 港 其 他 植 物 產 品 其 他

八三 八五 一四二 一五七 三三二 五,二三五 六,〇七二 一 二 二 六 七 一八 一 一 二 四 五 三三 三九 二,七三三 二,八〇八 三

| | 〇 | | 二 一五七 二四一 一 〇 二 二 七 二 一 一 〇 | | 一 三 四 〇 三六 一

| 八五 三六 一三九 三〇 四八五 七六五 | | | 一 | 一 | 〇 | 四 | 〇 〇 一 一五 一

| | 〇 | | | 〇 | 二 | 三 | 五 一 | 一 | 五 四 三 七八〇 七九四 一

八三 | 二六 二八 三二〇 四,五九三 五,〇六六 | | | | | | | | | |

| | 〇 | | | 〇 | | | 〇 | 〇 | | 一 | | 五 | 一,九五二 一,九五八 |

| | | | | | | | | | 〇 | 〇 | | | | | 三 二 | 五 |

15 蔬 其 獨 諾 和 白 日 滿 煙 其 佛 日 滿 茶 砂 其 蘭 比 暹 七

二五八 三八八 五八九 一,二三八 一 四 七 九 四二 九七九 四,七四八 五,七九〇 二 四 二七 六九 一〇二 〇 五 一 一 二 三

七〇 一二六 五七九 七七六 | | | | | 五四 一七一 二五五 一 四 四 三 二 | 四 一 | 二 〇

一八四 一六 二〇三 一 四 七 九 四二 九二五 四,五七六 五,五六四 | | 〇 八 八 | 一 | 一 | 三

四 七六 八九 | | | | | | | | 一 一 一 | 二 三 五 八 二 〇 | | | |

| 一 | 一 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 一六六 一六六 | | | | | | | | | | | | | | | |

〇 三 | 三 | | | | | | | | | | | | | | | |

24	23																					
織	其	關	南	英	海	獨	淡	和	北	日	香	織	其	伊	丁	滿	佛	白	和	獨	英	北
物	他	領	阿	吉	峽	植	民	地	洲	國	本	港	他	太	抹	國	西	義	蘭	逸	利	國
二、二〇八	三四一	五六	七〇	七二	九〇	一〇一	一二四	一五三	三五五	四六二	五四五	二、三六五	一四四	六九	一一三	一八四	二四一	二三〇	三七九	一、三七六	一、四六六	一一、五四五
八七	一五			〇	一	〇		二	三三	一〇	二	六三	一四四	六五	一一三	一六七	二四一	二三〇	三七九	一、三三二	一、四三九	一一、五一五
一四九	一	〇						〇		四三八	三五八	七九七				九				四	〇	一七
一、九七二	三二五	五六	七〇	七二	八九	一〇一	一二四	一五一	三一八	一四	一八五	一、五〇五		四		八					一七	一三
	〇											〇										

22	21														20	19				
日	其	北	日	滿	紙	其	丁	英	和	香	獨	南	北	滿	日	木	其	白	海	
本	他	國	本	國	他	抹	利	蘭	港	逸	邦	國	國	本	材	他	耳	峽	民	
二七、八〇五	三	五	一三	六五	八六	六	一	一	二	二	三	三	八	一三	四	五	〇	三	二	一三
二六、六八三	二	五	三	二四	三四	四	一	一	二	二	二	二	八	一〇	一六	二七	七五		二	
一、〇七八				二九	二九	一			〇	〇	一		〇	三	二	七	〇			
一、〇三八																				
四四	一	〇	七	八	一									三	三	〇	七	〇		
				一	一									二		二		一	二	三
				四	四					一				一	四	一	六	三		
〇	〇		〇											〇		〇				

26 鐵、金屬及金屬製品																
日本	其他	英、吉、利	日、本	英、吉、利	日、本	英、吉、利	日、本	英、吉、利	日、本	英、吉、利	日、本	英、吉、利	日、本	英、吉、利	日、本	英、吉、利
136	47	139	19	28	34	43	58	70	104	137	380	147	137	308	126	58
137	48	140	20	29	35	44	59	71	105	138	381	148	138	309	127	59
138	49	141	21	30	36	45	60	72	106	139	382	149	139	310	128	60
139	50	142	22	31	37	46	61	73	107	140	383	150	140	311	129	61
140	51	143	23	32	38	47	62	74	108	141	384	151	141	312	130	62
141	52	144	24	33	39	48	63	75	109	142	385	152	142	313	131	63
142	53	145	25	34	40	49	64	76	110	143	386	153	143	314	132	64
143	54	146	26	35	41	50	65	77	111	144	387	154	144	315	133	65
144	55	147	27	36	42	51	66	78	112	145	388	155	145	316	134	66
145	56	148	28	37	43	52	67	79	113	146	389	156	146	317	135	67
146	57	149	29	38	44	53	68	80	114	147	390	157	147	318	136	68
147	58	150	30	39	45	54	69	81	115	148	391	158	148	319	137	69
148	59	151	31	40	46	55	70	82	116	149	392	159	149	320	138	70
149	60	152	32	41	47	56	71	83	117	150	393	160	150	321	139	71
150	61	153	33	42	48	57	72	84	118	151	394	161	151	322	140	72
151	62	154	34	43	49	58	73	85	119	152	395	162	152	323	141	73
152	63	155	35	44	50	59	74	86	120	153	396	163	153	324	142	74
153	64	156	36	45	51	60	75	87	121	154	397	164	154	325	143	75
154	65	157	37	46	52	61	76	88	122	155	398	165	155	326	144	76
155	66	158	38	47	53	62	77	89	123	156	399	166	156	327	145	77
156	67	159	39	48	54	63	78	90	124	157	400	167	157	328	146	78
157	68	160	40	49	55	64	79	91	125	158	401	168	158	329	147	79
158	69	161	41	50	56	65	80	92	126	159	402	169	159	330	148	80
159	70	162	42	51	57	66	81	93	127	160	403	170	160	331	149	81
160	71	163	43	52	58	67	82	94	128	161	404	171	161	332	150	82
161	72	164	44	53	59	68	83	95	129	162	405	172	162	333	151	83
162	73	165	45	54	60	69	84	96	130	163	406	173	163	334	152	84
163	74	166	46	55	61	70	85	97	131	164	407	174	164	335	153	85
164	75	167	47	56	62	71	86	98	132	165	408	175	165	336	154	86
165	76	168	48	57	63	72	87	99	133	166	409	176	166	337	155	87
166	77	169	49	58	64	73	88	100	134	167	410	177	167	338	156	88
167	78	170	50	59	65	74	89	101	135	168	411	178	168	339	157	89
168	79	171	51	60	66	75	90	102	136	169	412	179	169	340	158	90
169	80	172	52	61	67	76	91	103	137	170	413	180	170	341	159	91
170	81	173	53	62	68	77	92	104	138	171	414	181	171	342	160	92
171	82	174	54	63	69	78	93	105	139	172	415	182	172	343	161	93
172	83	175	55	64	70	79	94	106	140	173	416	183	173	344	162	94
173	84	176	56	65	71	80	95	107	141	174	417	184	174	345	163	95
174	85	177	57	66	72	81	96	108	142	175	418	185	175	346	164	96
175	86	178	58	67	73	82	97	109	143	176	419	186	176	347	165	97
176	87	179	59	68	74	83	98	110	144	177	420	187	177	348	166	98
177	88	180	60	69	75	84	99	111	145	178	421	188	178	349	167	99
178	89	181	61	70	76	85	100	112	146	179	422	189	179	350	168	100
179	90	182	62	71	77	86	101	113	147	180	423	190	180	351	169	101
180	91	183	63	72	78	87	102	114	148	181	424	191	181	352	170	102
181	92	184	64	73	79	88	103	115	149	182	425	192	182	353	171	103
182	93	185	65	74	80	89	104	116	150	183	426	193	183	354	172	104
183	94	186	66	75	81	90	105	117	151	184	427	194	184	355	173	105
184	95	187	67	76	82	91	106	118	152	185	428	195	185	356	174	106
185	96	188	68	77	83	92	107	119	153	186	429	196	186	357	175	107
186	97	189	69	78	84	93	108	120	154	187	430	197	187	358	176	108
187	98	190	70	79	85	94	109	121	155	188	431	198	188	359	177	109
188	99	191	71	80	86	95	110	122	156	189	432	199	189	360	178	110
189	100	192	72	81	87	96	111	123	157	190	433	200	190	361	179	111
190	101	193	73	82	88	97	112	124	158	191	434	201	191	362	180	112
191	102	194	74	83	89	98	113	125	159	192	435	202	192	363	181	113
192	103	195	75	84	90	99	114	126	160	193	436	203	193	364	182	114
193	104	196	76	85	91	100	115	127	161	194	437	204	194	365	183	115
194	105	197	77	86	92	101	116	128	162	195	438	205	195	366	184	116
195	106	198	78	87	93	102	117	129	163	196	439	206	196	367	185	117
196	107	199	79	88	94	103	118	130	164	197	440	207	197	368	186	118
197	108	200	80	89	95	104	119	131	165	198	441	208	198	369	187	119
198	109	201	81	90	96	105	120	132	166	199	442	209	199	370	188	120
199	110	202	82	91	97	106	121	133	167	200	443	210	200	371	189	121
200	111	203	83	92	98	107	122	134	168	201	444	211	201	372	190	122
201	112	204	84	93	99	108	123	135	169	202	445	212	202	373	191	123
202	113	205	85	94	100	109	124	136	170	203	446	213	203	374	192	124
203	114	206	86	95	101	110	125	137	171	204	447	214	204	375	193	125
204	115	207	87	96	102	111	126	138	172	205	448	215	205	376	194	126
205	116	208	88	97	103	112	127	139	173	206	449	216	206	377	195	127
206	117	209	89	98	104	113	128	140	174	207	450	217	207	378	196	128
207	118	210	90	99	105	114	129	141	175	208	451	218	208	379	197	129
208	119	211	91	100	106	115	130	142	176	209	452	219	209	380	198	130
209	120	212	92	101	107	116	131	143	177	210	453	220	210	381	199	131
210	121	213	93	102	108	117	132	144	178	211	454	221	211	382	200	132
211	122	214	94	103	109	118	133	145	179	212	455	222	212	383	201	133
212	123	215	95	104	110	119	134	146	180	213	456	223	213	384	202	134
213	124	216	96	105	111	120	135	147	181	214	457	224	214	385	203	135
214	125	217	97	106	112	121	136	148	182	215	458	225	215	386	204	136
215	126	218	98	107	113	122	137	149	183	216	459	226	216	387	205	137
216	127	219	99	108	114	123	138	150	184	217	460	227	217	388	206	138
217	128	220	100	109	115	124	139	151	185	218	461	228	218	389	207	139
218	129	221	101	110	116	125	140	152	186	219	462	229	219	390	208	140
219	130	222	102	111	117	126	141	153	187	220	463	230	220	391	209	141
220	131	223	103	112	118	127	142	154	188	221	464	231	221	392	210	142
221	132	224	104	113	119	128	143	155	189	222	465	232	222	393	211	143
222	133	225	105	114	120	129	144	156	190	223	466	233	223	394	212	144
223	134	226	106	115	121	130	145	157	191	224	467	234	224	395	213	145
224	135	227	107	116	122	131	146	158	192	225	468	235	225	396	214	146
225	136	228	108	117	123	132	147	159	193	226	469	236	226	397	215	147
226	1															

日	滿	英	北	日	總	日	滿	英	北	佛	獨	瑞	香	伊	加	其					
本	洲	洲	米	本	計	本	洲	洲	米	蘭	逸	西	港	利	陀	他					
二,六八九	一,四二八	八〇〇	七五三	五四四	三七六	一二八	一二五	四九	四一	一八六	一三五,七八一	三八,一八八	三三,九四八	一五,六七一	九,二二三	七,〇四四	六,七〇〇	二,六八三	一,八一八	一,〇八一	五,九七四
四九七	五五一	六八五	四三二	四二六	一二六	一二八	一二二	四七	一四	一三三	八一,〇五一	一九,三七八	三一,九四七	六,四三三	九,一五二	一,七一〇	四,四六九	一,八七五	一,〇一八	三〇七	二,九二五
二,一一二	一五九	二	四	三	六	一	一	一	一	一	三五,二八五	一三,七〇一	一,三二八	三,六〇七	三,五一一	一,七四六	三,三九〇	三,二二	六七二	二二六	一,二四五
五九	一二三	一一三	二五三	一一五	二四四	〇	二	一	一	一	七,八五五	四,五五	六〇四	二,六二七	四,七九	七,九二	五〇六	四,五五	八五	四六五	一,一二三
六〇	六	六四	六	六	六	〇	〇	〇	〇	〇	六,一一七	四,五九六	六四	四〇三	五七	三八	一六一	四九八	八三	五	二二二
一	五八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三,一八一	一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一三一
二〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二,二九二	三〇	五	五〇九	二四八	八〇	一六二	五三二	一三七	四三	四六八

31	30	29
雜	印	化學藥及化學製品
七,一三三	三〇四	一七
三,一六一	七〇	〇
二,三〇〇	二二八	〇
九九二	六六	一
七〇	〇	〇
五八七	〇	〇
二三	〇	〇

第二節 一九三五年度北支輸出

1 動物及動物產品		2 皮革及毛皮		3 漁介及海產物		4 豆		5 穀類及同製品	
北支計	天津	青島	芝罘	龍口	威海衛	北支計	天津	青島	芝罘
二八、六九八	一九、五三六	八、六九四	二六〇	二二〇	二〇	九、一〇六	八、八三四	二、四〇〇	三二
八、二三〇	四、五二一	三、七〇九	一、三〇六	一、一七	一、一〇	三、四七五	八、七五	二、五八九	一、一〇
二、六六八	一、〇七七	一、三〇六	五七八	一、九八	一、一〇	二、五六四	一、九〇三	四一	一、九八
九〇四	八五五	四一	一、一四	一、一〇	一、一〇	六八九	五七五	一、一四	一、一〇
四一五	四一〇	一、一四	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一四三	一四二	一、一〇	一、一〇
一〇一	三四	六七	一	一	一	四〇三	三一〇	四四	一
一〇、二七五	九、五三六	七〇一	一	一	一	七、九三二	七、九二七	一	一
七、九三二	七、九二七	六七七	一	一	一	一、一三八	四四三	一	一
四八六	四八六	一	一	一	一	二七七	二七七	一	一
一四五	一四五	一	一	一	一	一四五	一四五	一	一

1 動物及動物產品		2 皮革及毛皮		3 漁介及海產物		4 豆		5 穀類及同製品	
北支計	天津	青島	芝罘	龍口	威海衛	北支計	天津	青島	芝罘
二八、六九八	一九、五三六	八、六九四	二六〇	二二〇	二〇	九、一〇六	八、八三四	二、四〇〇	三二
八、二三〇	四、五二一	三、七〇九	一、三〇六	一、一七	一、一〇	三、四七五	八、七五	二、五八九	一、一〇
二、六六八	一、〇七七	一、三〇六	五七八	一、九八	一、一〇	二、五六四	一、九〇三	四一	一、九八
九〇四	八五五	四一	一、一四	一、一〇	一、一〇	六八九	五七五	一、一四	一、一〇
四一五	四一〇	一、一四	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一四三	一四二	一、一〇	一、一〇
一〇一	三四	六七	一	一	一	四〇三	三一〇	四四	一
一〇、二七五	九、五三六	七〇一	一	一	一	七、九三二	七、九二七	一	一
七、九三二	七、九二七	六七七	一	一	一	一、一三八	四四三	一	一
四八六	四八六	一	一	一	一	二七七	二七七	一	一
一四五	一四五	一	一	一	一	一四五	一四五	一	一

10	9																				
和	其	丁	海	滿	獨	日	和	英	加	香	北	油	其	加	白	英	獨	和	海	滿	北
種	其	丁	海	滿	獨	日	和	英	加	香	北	油	其	加	白	英	獨	和	海	滿	北
和	其	丁	海	滿	獨	日	和	英	加	香	北	油	其	加	白	英	獨	和	海	滿	北
蘭	子	他	抹	地	國	逸	本	蘭	利	陀	港	他	他	陀	義	利	逸	蘭	地	國	國
七、三〇八	二六、一三七	四九七	三	一二	三六	一三五	一八九	七六〇	九三〇	一、〇三七	一、三三四	一〇、四七九	三	一	五	六	一二	一六	二五	五四	二七一
三三八	六、七四九	三	二七	一五二	〇	三六二	四	五四五	九六六一	五、五四二	三六二	三	一	五	六	一二	一六	二五	一五	二七一	二七一
五、〇五七	一三、一六五	四九七	三	一一	六	一三五	二九	七六〇	九三〇	一、〇三七	六六一	九六六一	一	一	一	一	一	一	一	一九	一
七五〇	二、一六八	一	三	八	一	七一	八三	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六	一
五二〇	一、一九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四一	二、八二一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四
六六三	二、八二一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

1115

8	7										6											
日	香	藥	其	海	南	佛	新	漆	日	滿	香	加	北	鮮	其	滿	植	其	海	蘭	香	和
本	港	材	他	峽	阿	蘭	西	洲	本	國	港	陀	米	果	他	洲	物	他	峽	領	港	蘭
本	港	及	他	植	聯	西	洲	本	國	港	陀	米	果	他	洲	性	他	植	領	港	蘭	
本	港	及	他	植	聯	西	洲	本	國	港	陀	米	果	他	洲	性	他	植	領	港	蘭	
三〇九	一、六〇七	二、三〇九	三	二	四	五	一〇七	二四〇	三八二	六八〇	七〇八	七七四	九八八	三、八九三	〇	一	一	〇	二	三	六	七
二九四	一、四五七	二、一〇五	二	四	五	一〇七	二四〇	二五六	二〇七	五五六	七七四	九八八	三、一三九	〇	一	一	一	一	三	六	七	七
六	一〇〇	一三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六一	一	一	一	一	一	二	一	一	一
九	二六	五一	二	二	二	二	三	三八一	六一	四四七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

1114

13 12															11							
滿洲國	茶砂	其	北米合衆國	日本	滿洲國	暹羅	ビルマ	蘭領印度	海峽殖民地	香港	酒精飲料	其	丁抹	埃及	英吉	北米合衆國	香港	伊太利	獨逸	佛蘭西	日本	
三〇	五〇	〇	五	四	一二	一四	三二	三七	四六	九二	一二七	三六九	一、九四八	五八二	八二一	八六八	一、二八八	一、五一三	一、九七五	三、〇五一	三、二六九	三、五一四
一	四		三	四	七	一	三二	一	四五	五六	一二七	二七六	六一二	六一		二六七	一、〇四一	八二一	六二	一、三〇五	二二九	二、〇三三
三	四	〇	一		五	九		三六		三五	〇	八六	六八七	四九七	四八七	二四五	二三二	一六九	一、一九三	一、〇一七	二、一三六	一、四四五
二六	四二	〇	一			四			一	一	〇	七	二三四	三	六七	八八	一五	五三	四四四	一五七	三三四	二三
													九四	七	一〇二	五五			二三	一一三	二七九	
													二					三九				
													三一九	一四	一六五	二一三		四三一	二五三	四五九	二九一	一三

16										15				14								
佛領印度支那	蘭領印度	暹羅	比律賓	北米合衆國	海峽殖民地	日本	滿洲	香港	其他植物產品	其他	北米合衆國	日本	滿洲	香港	蔬	其他	白耳	日本	滿洲	其他	日本	
一〇	一六	一七	一七	二四	一七	六〇	二〇八	二、三九六	二、八六七	五	九	二六七	五一六	六三三	一、四三〇	一	一四	一、〇四四	三、三八七	四、四四六	二	一八
				二		四九	一七	〇	六八	三	九	二七	一二三	六一三	七七五			三四	三五	六九	二	一
				一四		二八	〇	四四	一		二六	一八	五	二六〇	一	一四	一、〇一〇	三、三五二	四、三七七			一
一〇				八		八	八	六三五	六六九	一		四	一二六	一五	一四六				〇	〇		一六
														〇	〇							
一三七	一六	一七	一七	二七		一五三	一、七六一	二、〇八二			二四六	二四六										
				二		二		四			〇	三	〇	三								

13 12										11												
滿洲	茶	砂	其他	北米合衆國	日本	滿洲	暹羅	比律賓	蘭領印度	海峽殖民地	香港	酒精	其他	丁抹	埃及	英吉	北米合衆國	香港	伊太	獨逸	佛蘭	日本
三〇	五〇	〇	五	四	二	一四	三二	三七	四六	九二	一二七	三六九	一、九四八	五八二	八二一	八六八	一、二八八	一、五二三	一、九七五	三、〇五一	三、二六九	三、五一四
一	四		三	四	七	一	三二	一	四五	五六	一二七	二七六	六一二	六一		二六七	一、〇四一	八二一	六二	一、三〇五	二、二九	二、〇三三
三	四	〇	一		五	九		三六		三五	〇	八六	六八七	四九七	四八七	二四五	二二二	一六九	一、一九三	一、〇一七	二、一三六	一、四四五
二六	四二	〇	一			四				一	〇	七	二三四	三	六七	八八	一五	五三	四四四	一五七	三三四	二二
													九四	七	一〇二	五五			二三	一一三	二七九	
													二					三九				一三六
													三一九	一四	一六五	二二三		四三一	二五三	四五九	二九一	一三

21											20										
丁	涿	和	滿	佛	白	英	獨	北	日	其	其	香	北	日	滿	其	丁	和	香	南	白
抹	洲	洲	洲	洲	洲	洲	洲	洲	洲	洲	他	港	洲	洲	洲	他	抹	洲	港	洲	耳
六八	一七三	一九八	二一九	四四〇	一〇四二	二、五〇八	四、三四九	一四、二七一	一一、二〇〇	三五、六六一	一	二	二	一五	二八	四八	一三	一	二	五	八
六八	一七三	一九八	二一九	四四〇	一〇四二	二、四九〇	四、三三一	一四、二三八	九、六六九	三三、〇五八	一	二	二	一	七	一三	一	一	二	四	八
			〇			二		六	二、五二九	二、五三七	〇			二	一	三	一		〇	一	
			〇			一六	一八	二七	二	六六	〇			二	一六	二八	〇				
										〇				一	一	一					
										〇				三	三					〇	

19														18				17			
北	滿	日	木	其	海	英	和	比	英	加	滿	獨	香	日	其	日	獨	滿	北	竹	其
米	洲	本	林	他	峽	領	和	律	吉	奈	洲	逸	港	本	他	本	逸	洲	米	竹	他
二〇	一九	八一	一六〇	一一	八	九	〇	二三	二五	三二	二七三	三〇三	四五四	四、四九二	五、六四〇	一	三	三	七	七	二
一七	五	四六	一〇五								一七四		二八	一六四	三六六	一		三	〇	七	一
〇	五	三	〇					二	三	三	二六二	六	五三〇	八九五					〇		〇
三	一	〇	四								〇				〇		三		七		〇
	四		五	一	八	九	〇		二五		六七	四一	四二〇	三、七九八	四、三七九						
	四	三	三	六																	
	〇	〇	〇																		

25 鐵、金屬及金屬製品															24 其他紡織製品					新西		
香港	丁抹	日本	日耳	白耳	加奈	英吉	滿洲	北米	其	海峽	比律	滿洲	加奈	淡洲	香港	日本	ア	英吉	北米	其他	新西	
八	九	一三	二〇	二一	二四	七四	二五八	四四五	二五二	一〇	二三	四〇	五六	八二	一〇二	二五六	三一七	一、一三五	一、三九五	三、六六八	二四四	一〇
八	九	四	二〇	二一	二四	三四	二五八	三九五	二二二	一〇	二三	一四	五六	八一	一〇一	二四〇	三一七	一、一三四	一、三九五	三、六〇三	一三〇	
〇		八				三二		四一	四			五		〇	一七		〇		一七	三四		
		一			〇	六		七	一六	〇		五	〇	一〇	九		一	〇	三二	八〇	一〇	
		〇						〇											〇	〇		
						二		二	〇			一六								一六		

一四一

23 織															22 織、糸、組物及編物					其		
南阿	北米	淡洲	滿洲	海峽	佛蘭	日吉	英吉	香港	織	其	關領	南阿	海峽	加奈	英吉	淡洲	英領	北米	香港	日本	日	其
一〇	一二	一四	二一	二四	二八	一五九	三七九	九六〇	一、八六一	二六四	四一	五四	五八	九四	一〇七	二四五	二七三	四七一	五四三	一、二五六	三、四〇六	一九三
	一		二		〇		一		一四	一		〇		一	〇	〇		二三	六	二	四三	一九〇
	二	二	四	〇	二	五	四	二九	五	一八	四三	〇					二二		三七	三	一、八六四	
一〇	九	二	三	二	四	一七	一〇	四	八四	九三一	一、二八四	二四三	四一	五四	五八	九三	一〇七	二四五	四一	四四八	一六四	一、四九九
		二								二〇												

一四一

30										29					28							
瑞	獨	北	佛	英	滿	日	雜	其	加	香	暹	和	北	滿	印	其	海	香	滿	日	化學藥及化學製品	其
西	逸	米	蘭	吉	洲	本	品	他	奈	港	羅	蘭	米	洲	刷	峽	港	洲	本	他	他	
一四四	四〇一	七〇四	七二〇	九三五	九六七	二、八〇〇	七、〇七四	三	一	二	二	九	一	二七	五五	一〇	二	二	一	一	一七〇	九
一四二	二八九	四八五	五九九	七〇四	四七五	二、〇七	三、一六二	二	一	二	一	九	一	一四	四〇	一〇	二	六	一	一	一五〇	九
	三	二	一八	一七	一〇五	二、五二二	二、六六一	一						九	一				一	〇	一	
	一〇九	一七七	一〇三	二一四	七二	六六	八八一							四	四				一	二	一	九
		四〇			一〇	五〇																
一四三					二八六	二八六								〇	〇							
					一九	一五	三四															

27										26															
瑞	新	丁	加	比	英	北	滿	香	日	石、土、砂及其製品	其	加	日	香	北	比	滿	海	硝	其	南	獨			
西	蘭	抹	陀	賓	利	國	國	港	本	他	陀	本	港	國	賓	國	地	子	及	硝	子	器	他	邦	逸
二	二	二	七	八	九	六八	八三	一一五	一一九	四二四	二	一	三	一	一五	一七	三八	五二	一四〇	一四	一	三			
二	二	二	七	〇	九	六八	四	二八	一五	一四六	一	一	〇	七	一五	〇	〇	〇	二四	一三	一	三			
						三九	一	一〇二	一四二			三	〇	一	〇	三八		四	一	一					
								六〇	一七			〇	一	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇				
								八	一	八五	一	四	一	一	五	一七	五二	七五	〇	一					
										三三	一	三四						〇	〇	〇	〇				

15						14						13	12								
蔬	其	關	暹	佛	日	滿	煙	其	佛	日	滿	茶	砂	其	比	滿	北	日	關	暹	七
香		領	領	領		洲			爾		洲				律	洲	合	領		ル	
港	菜	他	那	那	本	國	草	他	西	本	國	糖	他	賓	國	國	本	度	羅	マ	

一、三 七〇二	一	八	一三	一、五 二八	四、二 九七	五、八 四七	一〇 六	二	一五	五八	一八 一	〇	五	一	七	一八	三二	三四	三九	四二	
------------	---	---	----	-----------	-----------	-----------	---------	---	----	----	---------	---	---	---	---	----	----	----	----	----	--

六 七六	七 九七				六	六	一〇 六	二	一	二	二	一	四	一	一	一八	一五	三三	三九	一	
---------	---------	--	--	--	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	---	--

一 五八	一	八	一三	一、五 二八	四、二 九〇	五、八 四〇				四	四	一	一	二	一八					四	一
---------	---	---	----	-----------	-----------	-----------	--	--	--	---	---	---	---	---	----	--	--	--	--	---	---

一 九〇	一	一	一	一	一	〇	一	四	五	六	〇	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一 四九	一 六六					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
---------	---------	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	四					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
---	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

TOUR

...

...

...

...

...

...

...

...

